

取組の柱		課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市													
実施する施策																											
■ソフト対策の主な取組																											
①円滑かつ迅速な避難のための取組																											
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																											
1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村	ホットラインにより情報提供された内容を、避難情報発令等の災害対応策を実施する際の検討材料として活用。	ホットラインの情報は、災害対策本部において情報共有し、避難情報発令を検討する等に活用する。	必要に応じて活用している。	ホットラインの情報は、災害対策本部において情報共有し、避難情報発令を検討する等に活用する。	熊谷気象台からの情報収集など、必要に応じて活用している。	避難情報発令における参考として活用している。	熊谷気象台からの情報など、必要に応じて活用している。	洪水予報伝達演習などの際に活用を図る。		ホットラインによる情報提供があれば、避難情報発令を検討する等に活用する。													
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																											
2	多機関連携型タイムラインの検討	L,N,R	R3年度	県・市町村・気象台	実施を検討しているものの、具体的な進展はなく、令和7年度時点において未作成。			予定なし。		地域防災計画で志木市における事前行動計画（タイムライン）を定めており、その中に荒川上流河川事務所のタイムラインの記載がある。	令和7年度時点において検討、予定なし	広域避難検討会において、共通タイムラインの運用を検討している。	他機関と連携し、検討する。	台風等に伴う大規模水害に関する多機関連携型タイムラインを作成している。													
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,A,F	毎年	協議会全体	市長ほか、荒川上流河川事務所、県、自衛隊、警察等が参加する国上訓練の際に、タイムラインを考慮した水害対応方法等を検討する実践的な訓練を平成30年度に実施。	タイムラインを活用した訓練を実施した。	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	タイムライン作成が完了したため、今後検討していく。	河川はん氾を想定した災害対策本部指揮訓練を実施済（国・県河川併せて実施）	令和3年11月に福祉避難所となる災害時応援協定先と福祉避難所机上訓練を実施し、水害対応タイムラインを基に、討議型訓練を実施した。	要配慮者施設を対象とした情報伝達訓練を実施した。	・実施を検討する。	災害対策本部による、タイムラインに基づいた水害対応の国上訓練を実施。	令和8年7月に自衛隊を想定した水害対応タイムラインを活用した災害対策本部会議訓練を実施予定。													
4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	国、県管理河川とともに、避難情報発令に係るマニュアルを作成済み。 令和元年度日本台風による教訓や避難判断の基準となる水位の見直し等の状況を踏まえ、避難情報の発令基準やタイムラインの見直しを実施。	地域防災計画の改訂に伴い見直しを実施。今後も必要に応じて見直しを実施する。	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を定めたマニュアルを作成しており、必要に応じて見直しを実施する。	令和3年5月の避難情報変更に伴い、地域防災計画の改訂時に、避難情報の発令基準等を見直しした。	地域防災計画（あるいは水防計画等）で避難指示等の発令基準を記載している。（国・県河川とともに）	平成29年度に地域防災基本計画の改定のあわせて見直しを実施 令和3年5月に避難情報が変更されたことに伴い、タイムラインの見直しを実施	地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・避難情報の発令基準の見直しを実施する。	必要に応じ見直しを実施する。 令和8年度は、気象庁による防災気象情報が切り替わるため、マイタイムライン等の見直しを行う。	・H28年にチェックリストとして作成しており、それを令和9年12月にタイムラインとして、改良。 ・さらなる改良を令和11年5月に実施。 ・令和3年7月に改良。 ・令和4年1月に改良。 ※市内全河川対応同じ													
5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	R3年度	関係地区・気象台・県・市町村	・令和3年度改訂予定の「学校における防災教育」へ、マイ・タイムラインの内容を掲載。市内市立学校全校に配布した。 ・令和3年度、グスタティチャーにおいて、防災アドバイザーがマイ・タイムラインを講義すること追加。避難する側、避難される側の双方が水害への理解を深めていただくことを計画。 ・令和4年度、防災アドバイザー対象にマイ・タイムライン講習を実施した。また、実際に防災アドバイザーによるマイ・タイムラインの講義が行われた。 通年で防災アドバイザーによるマイ・タイムライン講習を実施し、普及啓発を行っている。	防災出前講座等において、マイタイムラインの作成及び普及啓発を行っている。	防災出前講座等において、マイタイムラインを取り上げ、作成及び普及啓発を実施している。	「マイ・タイムライン（避難行動計画）」の作成に関する出前講座を実施。その他、防災関連事業で啓発チラシ配布。	市で実施する防災イベントで年数回、作成会を実施している。	防災講座や防災訓練でマイ・タイムラインの作成方法等を説明した。	ハザードマップ内に入れるとともに、おとどけ講座において、周知を行っている。	市ホームページにより、作成の啓発を行っている。	ハザードマップやHPに案内を掲載しているほか、DVDを用いて啓発を行っている。	洪水想定区域内の小中学校に対して、マイタイムライン講習会を実施している。													
(3) 水害危険性の周知促進																											
6	水位周知河川の拡大及び運用	K	R3年度	県																							
7	ハザードマップの見方などを災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地区・気象台・県・市町村	ハザードマップの見方などを災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理課防災課としている。	ハザードマップの配布、内容に係る説明等は危機管理課の窓口にて実施。	ハザードマップの問い合わせ先は市民生活安全安心課防災危機管理係とし、内水については都市整備部下水道課が担当している。	危機管理防災課にて問い合わせの対応を実施している。	市の広報誌、HP等でハザードマップを周知啓発を行っている。問い合わせ先もその際に合わせて周知をしている。	防災部門で対応している。 ホームページに防災担当課の連絡先を明記している。	危機管理室防災担当が行っている。	問合せがあった際に、随時対応している。	危機管理課で担当。	危機管理防災課にて問い合わせの対応を実施している。													
(4) ICTを活用した洪水情報の提供																											
8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,A	R3年度	県																							
9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒線の現象」等の改善	N,Q,G	引続き実施	気象台																							
10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,A,N,A,B,A,C,A,E	引続き実施	市町村	・災害時には防災行政無線放送、メール配信、市HP、テレビデータ放送、Yahoo!防災速報アプリなどの多様なツールを用いて住民への情報伝達を行っている。 ・令和2年度から携帯電話等を所持しておらず、情報の受け取りが困難な高齢者等を対象として、防災行政無線にて配信する避難所開設や避難勧告等の情報を電話・FAXにより配信するサービスを導入した。 ・令和4年度から、情報収集のツールの一つとして、「さいたま市防災アプリ」の公開を行った。 ・令和5年度に、防災行政無線の主要設備を更新し、無線放送と同時にメール等の他情報配信もできるよう機能強化を行った。また、無線放送の内容の聞き直しができる自動電話応答サービスを導入した。	・防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、LINE市公式サイトアカウント、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て情報伝達している。 ・令和5年度には聴覚や聴覚に障害のあるかた等を対象として、市が発令する避難情報等を電話やFAXで伝達する川口市災害緊急情報配信システムを導入した。 ・令和6年度には避難所の開設や避難状況などをインターネット上で公開する避難所情報公開システムを導入した。 ・対象区域の町会・自治会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝達できるように計画している。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知徹底を図っている。 ・防災行政無線の新設・更新工事を計画的実施しており、令和7年度については、20基の既設子局について更新・高規格化を実施し、防災行政無線の改良を行った。	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、SNS、スマートフォンアプリ（Yahoo!防災速報）、Lアラート、LINE等により情報伝達を行っている。また、平成30年度より放送内容を発信する防災ラジオの販売を開始した。今後も情報伝達手段の充実を図っていく。	防災行政無線、広報車、市HP、緊急速報メール、登録制メール、SNS、スマートフォンアプリ（Yahoo!防災速報）、Lアラート、LINE等により情報伝達を行っている。また、平成30年度より放送内容を発信する防災ラジオの販売を開始した。今後も情報伝達手段の充実を図っていく。	避難情報を発表した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート等で広報を行っている。 防災行政無線のデジタル化に合わせて聴聴地域の解消に努めている。 令和3年7月に災害協定を締結し避難所の避難状況をインターネットを利用し把握するシステムを導入した。	同報系防災行政無線のデジタル化等。 同報系防災行政無線放送内容確認の電話対応サービスの実施。 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。 令和8年2月より災害時自動架電システムの運用を始め、スマホやメールなどの対応が苦手な高齢者等に対して事前に登録をした方に自動で避難情報等を音声やショートメールで伝えるシステムを開始した。	市防災行政無線、広報車等による広報手段のほか、消防団及び自主防災組織等の協力による戸別訪問等により、速やかに市民等に伝達することが地域防災計画に記載されている。 令和元年度の実績として、市からのメール配信、緊急速報メールをうまく活用した。	・防災行政無線のデジタル化を実施した（平成30年度に予定完了）。 ・避難情報を発令した場合、防災行政無線、エリアメール、Lアラート、市ホームページ、市公式ウェブサイト、市公式フェイスブック、新座市防災行政無線メールで広報する他、必要に応じて広報車で巡回する。 ・平成30年度から、土砂災害警戒区域の住民を対象だが、一斉情報伝達システムの運用を開始した。 ・避難対象区域の町内会長・自主防災会会長へ電話連絡及び避難対象区域の要配慮者利用施設へ電話連絡についても、一斉情報伝達システムの運用を開始した。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動支援者にも周知徹底を図る。必要に応じ見直しを実施する。 ・2806市の防災行政無線システムを導入と、防災ラジオの有償貸与を開始。	【建設管理課】 ・鶴川及び芝川郡市下水路、逆川、原市沼川、江川、荒川の様子やHPにて公開。 ・荒川流域一般河川江川について、宮下橋の開閉時及び閉鎖が見込まれる場合は、江川沿いの住民に電話で周知。 【危機管理防災課】 ・市内に流れる河川については、増水が見込まれる場合に、総務部又は都市整備部がパトロールを実施。 ・状況に応じて、市民協働推進課、危機管理防災課や広報広聴課などが防災行政無線、ツイッター、市メールマガジン、LINE、Yahoo!防災アプリで注意喚起を実施。 ・状況に応じて、危機管理防災課又は広報広聴課が流域周辺の自主防災組織に、高齢介護課と障害福祉課が洪水想定区域の要配慮者利用施設に、電話連絡を実施。													
11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R3年度	関係地区・県・市町村	CityFMでいたま（ラジオ局）と災害時の情報発信における協定を締結し、平時より連携を深め、災害時に円滑に情報を発信することができるよう調整を行っている。 また、令和7年度には、災害時に、本市で既に導入済の防災情報配信システムから、コミュニティFM放送へ割り込んで緊急放送ができるようシステムの改修を行った。令和8年度から運用開始予定。	災害時における情報発信の協定を複数事業所と結んでおり、市民に迅速かつ正確な情報伝達に努めている。	廣ケーブルビジョン株式会社と災害情報等の緊急放送に関する協定を締結している。	ジェイコム川口戸田と災害時における放送等に関する協定を締結している。	コミュニティエフエムと災害時緊急放送に関する協定を締結した。	Lアラートの活用 令和4年度に株式会社コミュニティエフエムと災害時緊急放送に関する協定を締結	株式会社コミュニティエフエムと災害時緊急放送に関する協定を締結した。	ジェイコム株式会社やコミュニティエフエムと連携し、情報発信を行っている。	地元のコミュニティFM放送局と協定を締結済。	平成25年に㈱ジェイコムさいたまと「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携。 同じく平成25年に、テレビ埼玉のデータ放送を活用しており、連携して情報伝達する体制を構築している。 令和6年に㈱ジェイコム埼玉・東日本・さいたま北局と「行政告知放送の再送信に関する協定」を締結し連携。													
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																											
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,Q	R3年度	関係地区・県・水資源課																							

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市	
実施する施策																
具体的取組																
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N, N, O	R8年度	関係市町・県・市町村・水資源機構	県管理河川の避難情報の発令にあたっては、「1川の防災情報（埼玉県）」の水位情報を活用している。	河川情報の水位情報については、国土交通省の川の防災情報が市のホームページでも見られるようリンクし情報提供している。	必要に応じて活用している。	災害対策本部での避難情報等の発令に際する判断材料として活用する。	川の防災情報を活用し、判断する。	埼玉県内の川の防災情報で、荒川（治水監視測所）、新河岸川（宮戸橋観測所）、柳瀬川（清志橋観測所）の水位を参考に避難情報の判断をしている。市独自の河川監視カメラを新河岸川、柳瀬川の3カ所設置し、ライブで常時河川の状況を公開している。これにより避難の判断の河川情報を提供している。令和7年度に更新工事を行った。	川の防災情報を活用し、宮戸橋観測所の水位を基準に避難情報の判断する。	危機管理型水位計の水位を避難情報発令基準に位置付ける。	国や県の情報をもとに迅速な判断に活用していく、タイムラインに反映をしていく。	各種情報については、「リアルタイムで情報取得に注力し、過去の被害も考慮し活用している。	
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係市町・県・市町村	CityFMでいたま（ラジオ局）と災害時の情報発信における協定を締結し、平時より連携を深め、災害時に円滑に情報を発信することができるよう調整を行っている。	災害時における情報発信の協定を複数事業所と結んでおり、市民に迅速かつ正確な情報伝達に努めている。	駿ヶ浦ビジョン株式会社と災害情報等の緊急放送に関する協定を締結している。	ジェイコム川口戸田と災害時における放送等に関する協定を締結している。	コミュニティシェアFMと災害協定を締結し、災害時にはFMを通じて、災害情報を発信することができる。	アラートの活用 令和4年度に株式会社コミュニティシェアFMと災害時緊急放送に関する協定を締結	株式会社コミュニティシェアFMと災害時緊急放送に関する協定を締結した。	ジェイコム株式会社やコミュニティシェアFMと連携し、情報発信を行っている。	地元のコミュニティFM放送局と協定を締結済。	平成25年に純ジェイコムさいたまと「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携。同じく平成25年に、テレビ埼玉のデータ放送を活用しており、連携して情報伝達する体制を構築している。令和6年に純ジェイコム埼玉・東日本・さいたま北局と「行政告知放送の再放送に関する協定」を締結し連携。	
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等																
	15	現状の避難場所・避難経路・避難経路体制の再確認と改善	V, N, X, AE	引き続き実施	市町村	令和2年度に埼玉県災害対策課と調整し、「県と市町村の広域避難研究会」を発足。本研究会において、避難場所・避難経路・避難経路体制等について確認と改善を図っていく予定。	指定避難所や指定緊急避難場所は、主に市内小・中・高等学校や公民館等を指定している。	緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館等を指定している。	指定緊急避難場所として、市内の公共施設を指定している。また、地域の町会が身近なマンションや事業所を緊急一時避難場所として選定している他、冠水が発生しやすい道路を選定し、マップにしている。今後も必要に応じて見直ししていく。	指定緊急避難所や緊急避難所は、小中学校の他、公民館等の公共施設を指定している。	令和3年12月に指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所の指定を行い、公示をした。	市内31箇所を指定緊急避難所や緊急避難所とし、主に小中学校や公民館を指定している。他に7箇所、（民間施設を含む）福祉避難所を指定している。	・私立学校に対し、出水期前にあらかじめ、避難所として開設する手帳等を確保する。 ・避難対象区域の町内会長・自主防災会長へ電話連絡し、特に、在宅の避難行動要支援者への伝達を依頼する。	防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	現在、大雨等による避難所としては、以下避難所を指定。 【芝川】 東中学校・中央小学校 【鶴川】 富士見小学校・市民体育館 【荒川】 大石南小学校・平方支所	
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S, T, U, X, Y, AG	必要に応じて	関係市町・県・市町村	令和2年度に埼玉県災害対策課と調整し、「県と市町村の広域避難研究会」を発足。本研究会において、当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合の、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討を行っている予定。	隣接する近隣市と避難場所の相互利用に関する協定を締結している。	近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。	災害時相互応援協定により、近隣市の避難場所を利用可能。今後、具体的な運用について、検討していく。	地域防災計画では、指定避難所、避難場所で収容できる想定。	災害時応援協定や地域防災計画には、位置づけられているが、今後具体的に避難先などについて、近隣市と協議していく。	近隣の市区と災害協定を締結済み	・近隣の市区と災害協定を締結済み。適宜、情報共有を図っている。 ・広域避難研究会に参画している。	荒川上流川行事務所主導の広域避難検討会に参加。	災害時相互応援協定により、近隣市の避難場所を利用可能。必要に応じ、具体的な運用方法について検討する。	
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関係市町・県・市町村・水資源機構	予定なし	必要に応じて検討する。	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所の整備を検討する。	建設工事における発生土砂等の有効活用を検討していく。			※		必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	避難場所、避難経路等の整備が必要になった場合は、河川工事等の発生土砂等活用を検討していく。	
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, X	R8年度	県・市町村	市有施設等を指定緊急避難場所に指定するほか、やむを得ずで避難する場合に利用可能な駐車場を確保するなど、応急的な避難場所の確保を行っている。	主に市内小・中・高等学校や公民館等を指定緊急避難場所として確保している。	緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館等を指定している。 また、近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。	近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。また、市外の民間施設と一時避難場所の協定を締結している。令和7年度に、広域避難のために市外の宿泊施設等を利用した市民に対して宿泊費の助成を行う、災害時自主的広域避難支援補助金（逃げサポ補助金）を創設した。	市内の民間施設（4箇所）と洪水等の災害時における避難所利用の協定を締結している。	指定緊急避難場所の指定や、民間施設と一時避難場所をはじめ、ホテルとの協定を締結した。	指定緊急避難場所の指定や、民間施設と一時避難場所をはじめ、ホテルとの協定を締結した。	指定緊急避難場所まで立退き避難する給予がない場合の緊急避難先について、洪水浸水想定区域内の住民一人一人が確認しておくよう、引き続き啓発を行う。	避難所の見直し等を今後行う予定	令和3年度に避難所の指定を見直し、新たに指定避難所兼指定緊急避難場所を指定した。応急的な避難場所の確保はしない。	
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, A, F	R8年度	市町村	浸水想定区域内の自主防災組織や避難所等において、水害からの垂直避難に関わる訓練を順次実施している。	震災時の避難訓練については、各地域において定期的に実施しているため、今後、水害に関する訓練についても実施するよう促す予定。 中学生に対しての防災リーダー認定を行うことにより、子育て世代の参加を促す。	今後水防訓練等を検討する。	矩川のはん濫については、水害避難訓練を既に実施している。市の広報等を使って、広く参加を促している。	小中学校における防災訓練を自主防災組織と共催で実施している。	自主防災組織代表者会議や新任町内会長会議の場で自主防災組織への補助金交付等を周知し、積極的な訓練の開催を促し、地域住民の参加促進に努めている。	今後実施予定。一次避難所における防災訓練を自主防災組織と共催で実施している。	ファクシミリ、電話、メールにより、要配慮者利用施設に対し、避難情報の伝達訓練を実施。（33施設のうち、24施設が訓練に参加）	水害を想定した住民参加型の避難訓練を今後実施予定	令和5年度から住民参加型の住民避難訓練を毎年6地区で実施。	
	20	共助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の訓練及び出水時における要配慮者の情報の共有し、より充実した取組を確保し、調整	V, AD, AE	R8年度	県・市町村	各自主防災組織に対し、防災資機材の購入や訓練の実施等について補助金を交付し、活動を支援している。また、年に1回自主防災組織を対象に防災対策に関わるセミナーを開催し、防災意識の醸成を図り、共助の仕組みの強化を図っている。	防災出前講座等において、水害時の対応について周知	自主防災組織や地域等と連携を図る。	各自主防災会で洪水時の避難について相互扶助の仕組みを実施している。今後はフォローアップなどを訓練等を通じて、実行していく予定。	小中学校における防災訓練を毎年実施しているほか、令和元年5月に自主防災組織、民生委員児童委員等の避難支援者を対象に避難行動要支援者支援制度の研修会を開催した。	指定緊急避難場所での避難所開設・運営訓練を実施したことをはじめ、現行の避難行動要支援者名簿（個別計画）の活用資料を作成したことや、令和5年度から運用を開始できるよう、避難行動要支援者個別避難計画基本方針を策定した。	youtubeやTikTokのSNSを活用した防災啓発動画を配信。	引き続き、避難行動要支援者支援制度の周知を行う。また、避難行動要支援者支援制度の実効性確保のため、対象要件を見直すとともに、個別計画の整理を行った。	自主防災組織の取り組み強化を図る	共助の意識向上として、上尾市防災士協議会によるイッモ防災講座や市政出前講座を実施しており、引き続き実施していく。	
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	R8年度	市町村	県洪水予報河川、水位周知河川の洪水ハザードマップを作成している。また、住民一人一人の避難計画の検討に役立ててもらうため、県管理河川も対象としたマイ・タイムラインの作成について、市民へ周知を図っている。	・避難行動要支援者については、順次作成を町会・自治会に依頼。 ・住民一人一人避難計画については、防災出前講座等で必要性を周知。 ・情報マップについては、地域防災マップを有効活用する。	洪水ハザードマップ内の家族の連絡先や非常用持ち出し品リストを利用していただくように出前講座等で周知している。	マイ・タイムラインについて、市HP及びハザードマップに掲載し、周知、作成促進を図っている。また、まちづくり出前講座にてマイ・タイムライン作成講座を実施している。	小中学校における防災訓練をとおして、各地区の自主防災組織にマイタイムラインの周知・啓発を行っている。	令和2年度から令和3年度にかけて、志木市地区別防災ガイドブック（8地区）を作成し、住民へ全戸配布を行った。さらには地域での防災訓練や防災講座において、マイ・タイムラインの周知を実施している。	令和元年度に実施した水防防災セミナーにて、講師である気象予報士がマイ・タイムラインの説明をした。また、防災ガイド&ハザードマップに、和光市版マイ・タイムラインを新たに作成・掲載し、周知を図った。	マイ・タイムラインの周知・啓発を行う。	マイタイムラインの周知を行う	令和2年度から継続して、マイ・タイムラインの作成を促す研修を小・中学校で実施している。また、上尾市防災ガイドブックにマイ・タイムラインを掲載。避難所までの避難経路、危険箇所の把握	
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	R8年度	関係市町・県・市町村	防災士の資格を有する防災アドバイザーによる地区防災計画策定支援により、地域の防災力向上に係る人材育成を行っている。また、新規防災士育成のため、資格取得に係る費用を助成している。	定期的に防災リーダー認定講習を開催し地域防災リーダーの拡充に努めている。	防災大学校を実施して地域住民の防災知識向上を図る。	自主防災会からの推薦者に対し、防災士資格取得に係る費用の補助を実施している。また、令和5年度から、中学生を対象とし、防災士資格取得に係る費用の補助を実施している。	平成28年より防災士の資格を持ち、自治会等の自主防災活動に協力できる方を地域防災アドバイザーとして委嘱し、地域防災力の向上に寄与いただいている。	市内8校の小学4年生を対象に防災講座を実施。中学3年生に出前講座を行い、マイ・タイムラインについて説明を実施	防災の知識の習得や実際に体験して防災スベジャリストを目標とする「和光市防災1まちづくり伝道師講座」において、水害カリキュラムを講義した。	引き続き、自主防災会向けの研修会を実施する。	自主防災組織リーダー養成講座等を開催し育成を図る	平成24年度から防災士育成補助金を支出しており、防災力向上のための人材育成を実施中。 平成27年度からは、自主防災組織の上位組織によるDf訓練研修を実施中。 令和2・3年度防災士に対して、マイ・タイムライン研修を実施。 令和4年度は、自主防災組織及び防災士を対象にハザードマップに関する研修を実施した。 令和7年度、日本防災士機構から認定を受け、防災士養成講座を実施し、75人の防災士を育成。	
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関係市町・県・市町村	関係部署に対して情報の共有を行っている。	担当部署において避難確保計画を作成するにあたり情報共有している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	国の避難確保計画のひな型を要配慮者利用施設に配布している。共有すべき情報については、適宜、要配慮者利用施設と情報共有を図っていく。	市で独自に作成した防災啓発冊子を要配慮者利用施設に配布している。	地域防災計画に位置付けている避難確保計画を作成の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成を促し、作成させる。今後も新規開設した要配慮者利用施設に適宜案内をしていく。	当該施設に対し、避難確保計画に関する知見を周知した。	・当該施設に対し、避難確保計画に関する知見を周知した。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	避難確保計画の作成は、各要配慮者施設に依頼しているところである。施設の負担とならないよう、市側で雛型を作成し、空欄等に記入すれば計画が作成できるようにになっている。令和7年度 98%の施設が計画を策定。外部講師による避難判断トレーニングを実施	
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。元通りの事例等、必要な情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村	対象となる要配慮者利用施設へ計画の作成と避難訓練の実施を推進しており、庁内所管課と調整し、地域防災計画へ位置付ける対象施設を整理した。また、避難確保計画作成に係るプランを作成し、所管課と協議で対象となる施設へ通知を発送するなど、取組を推進している。	担当部署からそれぞれの要配慮者施設に対して避難確保計画作成を指示しており、一部の施設では作成済みである。	福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成する。	対象となる要配慮者利用施設のうち、約8割が避難確保計画を作成した。また、関係課と連携し、計画作成を促している。訓練の実施についても、促している。	対象となる施設を一堂に集めて説明会を開催した。施設所管課と連携し、計画の作成や訓練の実施支援等をしていく。	要配慮者施設の避難確保計画に基づく令和3年度訓練事例集を作成した。要配慮者施設の参考になるような情報提供し、市HPにも掲載している。	年1回の情報伝達訓練、必要に応じて説明会を実施。令和元年度は自営水防組織の組織化を盛り込んだ計画の作成率を100%とするとともに、計画に基づいて施設独自の避難訓練・防災教育も全ての施設で実施した。	・当該施設に対し、個別訪問等による説明を実施し、作成率100%となった。 ・引き続き、要配慮者利用施設に対する情報伝達訓練を実施する。	・福祉担当課や高齢者担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の実施に向けた支援を検討していく。 ・保育・児童施設に対し避難確保計画の作成を依頼。	市ホームページに計画について公開し、また各施設に計画作成を促すために雛型等の書類を送付している。令和7年度 98%の施設が計画を策定。	
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市	
実施する施策																
	具体的取組															
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	昭和年度	市町村	国、県管理河川とともに、防災イベント等の際に洪水ハザードマップを配布し、市民への周知を図っている。	想定最大規模降雨によるハザードマップを令和3年5月に作成し、各戸配布するとともにHPで公開している。また、危機管理課、支所、公民館等に配置し提供しているほか、防災出前講座においても活用し周知を図っている。	住民への水害ハザードマップの周知に関し、市ホームページへの掲載及び改定の際に全戸配布を実施している。	戸田市ハザードブックを作成する際に、他自治体の事例を参考にしている。今後も他自治体の事例を参考に、必要に応じて改善を図っていく。 令和3年度に実施した、新しいハザードブック(令和3年4月公表)の全世帯配布について、取組事例としてブロック会議で共有した。	住民への水害ハザードマップの周知に関し、窓口配付及びホームページに掲載している。 他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練方法の改善を検討する。(国・県河川とともに)	ハザードマップを周知するため、ホームページでの公開や市民便利版への掲載などを実施。	水害だけではなく、地震(揺れやすさ)等のハザードマップとセットにした「防災ガイド＆ハザードマップ」の配布。	・ハザードマップを用いた防災訓練時の講話や出前講座の実施に努めるとともに、優良事例を周知する。	他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練方法の改善を検討する。	【道路河川課】 ・浸水被害報告箇所について情報を共有し、希望者には情報照会を行っている(公開は行っていない)。 【危機管理防災課】 ・令和3年度水害ハザードマップを作成し、無料で全戸配布、転入等してきた住民等必要とする方に配布を実施。 ※市内全河川にて対応	
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	昭和年度	市町村	ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理部防災課としている。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	ハザードマップの問い合わせ先は市民生活部安全安心課防災危機管理係とし、内水については都市整備部下水道課が担当している。	危機管理防災課にて問い合わせの対応を実施している。	市の広報誌、HP等でハザードマップを周知啓発を行っている。問い合わせ先もその際に合わせて周知をしている。	防災部門で対応している。 ホームページに防災担当課の連絡先を明記している。	危機管理室防災担当が行っている。	問合せがあった際に、随時対応している。	危機管理課で担当。	危機管理防災課にて問い合わせの対応を実施している。	
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村	国、県管理河川とともに、国土交通省ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ及び計画規模降雨に対応した内水ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国河川：想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録済 県河川：計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録済	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・改定したハザードマップの登録を行う。	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録。	・洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ登録済。 ※市内全河川にて対応	
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村	国、県管理河川とともに、ハザードマップを活用した訓練を必要に応じて検討する。	必要に応じて検討する。	防災講座で図上訓練を実施する際にハザードマップを活用している。	水害ハザードマップを活用し、荒川のはん釜を想定した水害避難訓練を実施している。	河川はん釜を想定した災害対策本部指揮訓練を実施済(国・県河川併せて実施)	自主防災組織のD I G訓練において水害ハザードマップを使用した訓練を実施している。	荒川及び新河岸川の浸水想定区域の要配慮者施設を対象とした水害対応情報伝達訓練を実施済。また、避難確保計画に基づいた施設独自の訓練・防災教育も全ての施設で実施した。	浸水想定区域における防災訓練の際に、洪水ハザードマップを用いた講話を行った他、D I G訓練において洪水浸水想定区域を活用した。訓練後もハザードマップを用いた防災訓練時の講話や出前講座の実施に努める。	水害ハザードマップを活用した防災訓練を実施。図上訓練・避難所開設訓練	県・他市町村等の動向を調査研究し、水害ハザードマップを活用した訓練の実施を検討する。 避難経路の確認、危険箇所の把握	
(9) 浸水実績等の周知																
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村・水道課機構	市内の水害履歴を各区役所情報公開コーナー、市ホームページで公表している。	把握している浸水実績を、危機管理課及び市HPにおいて公表している。	市の把握する水害履歴を窓口及び市ホームページで公開している。	浸水実績を市ホームページ、戸田市ハザードブック、市庁舎で公表している。	白図に記載した浸水実図を公表している	浸水実績をハザードマップにて公表している。また、災害ごと町丁別の浸水被害のデータを窓口にて公開している。	浸水実績や家屋倒壊等浸水想定区域をハザードマップにて公表している。	高台への避難方向を加えて公表予定した。	・過去の浸水実績について、庁舎窓口・市防災サイトにて周知している。	浸水実績を内水ハザードマップにて公表している。	・大雨等の災害が発生した後、被害調査を行い、浸水履歴として蓄積し、危機管理防災課窓口にて公開中。
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村	国管理河川の荒川については実施しているが、県管理河川については、実施の予定なし。	浸水想定区域には、電柱に浸水深看板及び避難場所及び経路などの表示看板を設置している。	想定浸水深を記載した看板を設置済。	荒川氾濫時の想定浸水深について、市内に看板を設置、更新している。また、東電タウンプランニング㈱と協定を締結し、企業広告に避難場所等を掲載している。	東電タウンプランニング㈱と電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載する「地域貢献型広告に関する協定」を締結済。令和3年度に一社掲載実施。	実施を検討する。	※	・東電タウンプランニング㈱と電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載する内容の協定を締結済み。 ・避難場所案内看板について、洪水への対応等、災害種別ごとの対応を追加している。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示すよう検討していく。	・今後、浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板の設置を検討していく。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示すよう検討していく。	平成28年8月に東京電力タウンプランニング㈱との協定締結。 令和3年度8件の避難所までの避難経路を設置。 令和4年度6件の避難所までの避難経路を設置。	
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中長期浸水の水害リスク情報の提供	A	昭和年度	関東地整・県											
(11) 防災教育の促進																
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	昭和年度	関東地整・県・市町村	今後、指導計画に関する情報提供を受けた際には、その情報を市立の小・中・高等・特別支援・中等教育学校に周知する予定。	指導計画の情報提供があった場合には、教育局を通じて情報共有を図る。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	香小・中学校において、安全教育の全体計画を作成し、避難訓練の実施など、計画的に安全教育を推進した。避難訓練の実施については、地震や竜巻など、様々な種類の災害を想定し、必要に応じて実施を検討する。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	今後、国で作成された、指導計画の共有について、教育委員会と連携していく。	※	・国・県からの情報提供資料について、市教委と共有した。	国の支援により作成した指導計画を、市内の全ての対象となる学校に情報共有する。	国の指導により作成された指導計画が示された後、市教育委員会に情報共有を図る。	
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	市立学校の安全教育主任を対象とした安全教育主任研修会において、学校における防災教育の内容、防災アドバイザーの活用、各区避難所運営訓練への児童生徒の参加について周知した。		平成30年度に、市内小中学校に配備となった新規採用の教職員を対象とした講習会を実施し、次年度以降も継続していく予定。	戸田市の安全教育部会において、災害時における小・中学校合同引き渡し訓練について、課題や成果について共通理解を図るための研修会を実施した。小学校教育職員20人対象にまちづくり出前講座を実施(R5.2.15)	浸水想定区域内の学校の管理職に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことなどを、全体説明会や個別対応にて説明を実施した。	今後、教育委員会と実施について検討していく。小学校での防災教育(出前講座の実施)により、災害について理解を深めるきっかけづくりの場としている。	令和6年度では学校運営協議会で教職員同士による「避難所運営ゲーム(HUG)」を実施し、学校施設の避難所管理を考えるきっかけとなった。来年度以降も実施可能か、関係課と検討していく。	・浸水想定区域の学校の管理職に対し、避難確保計画の作成義務や災害時の市の対応について、個別訪問の上、説明済み。 ・浸水想定区域の学校教職員を対象に出前講座を実施した。今後も実施に努める。	・教職員に対する防災研修を検討する。 ・小学生に対して防災に関する授業を実施。学校の避難所としての機能を周知。	浸水想定区域内の小中学校に対して、マイタイムライン講習会を実施しており、教員も参加している。	
	34	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	市内の各種団体、町会・自治会に対して防災出前講座を実施している。内容としては、「川口市防災ハンドブック」を活用し地震・水害に対する自助対策について周知している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	市内各町会・自治会とのワークショップや出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて、住民への周知を実施している。今後も継続して出前講座等を実施していく。	住民からの依頼により実施している	防災講座などで要望に合わせて、防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。毎年、小学4年生を対象に防災講座を実施。	出前講座などで防災情報の入手方法などについて住民への周知を実施した。	引き続きハザードマップを用いた防災訓練時の講話や出前講座の実施に努める。	・市内における浸水想定や洪水時の避難方法等について、職員出前講座にて平時の備えとともに周知。	住民等から依頼に対して、出前講座を実施。	
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	昭和年度	県											
	36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引続き実施	県											
	37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達(特に複数のダム管理者からの緊急放送に係る警戒情報)に関する基準や運用の明確化	H	昭和年度	関東地整・県・水道課機構											
	38	ダム放流警報等の御水化や改良	AX, N	昭和年度	関東地整・県・水道課機構											
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	昭和年度	関東地整・県・水道課機構											
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	昭和年度	県・市町村	指定の予定なし ただし、さいたま市水位情報システムにより一部の雨水幹線等の水位を公表している	予定なし	予定なし	市内に地下街等がないため、指定予定なし。	該当となる施設がないため実施対象外	予定なし。	※	予定なし		県・他市町村等の動向を調査研究し、指定について検討する。	
	41	洪水予測(水害タイムライン)の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	昭和年度	関東地整・県											
2.的確な水防活動のための取組																
(13) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供																
	42	水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	A1	引続き実施	市町村	・水防警報等の河川水位に係る情報は、当市消防本部へ伝達している。	水防団(消防団)への水防警報等の河川水位情報については、消防局において情報伝達手段を構築している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、水防担当部署から消防本部へFAXで連絡することとしている。また、水防団へは、消防本部からメールを活用し、周知を図ることとしている。	水防警報等の河川水位情報について、水防団(消防団)への伝達手段として、有線やメールを活用している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、危機管理室から直接消防団へ電話連絡することとしている	災害対策本部に消防団長が参加しているため、消防団への情報の提供を行っている。また、消防団災害マニュアルを策定し、河川水位等の情報収集を消防団員自ら入手できるよう、明記している。	河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話で連絡することとしている。	・現場対応要員に対しては、電話の他、携帯型無線機の運用に努める。また、SNSを利用した連絡体制を整備した。 ・あらかじめ災害対応時の河川巡視に関する資料を作成し、配布した。 ・災害対応時、庁舎にて気象状況等の説明を行った他、避難情報の発令状況等についても共有を図った。 ・水防警報等の河川水位に係る情報は、直接、消防団へ連絡しており、現地確認を依頼した際には、画像データも用いた報告を受けている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	住民の有志で構成される自警水防団と連絡をとる予定。	

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市	
実施する施策																
具体的取組																
③		43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や堤防等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	A1	必要に応じて	国庫地盤・県・市町村	・必要に応じ実施	水防団の災害時の行動マニュアル（仮称）を策定し、河川の受け持ち区間や監視内容について明記する。	予定なし	必要に応じて、河川監視の受け持ち区間や監視等水防活動の実施体制の見直し、伝達訓練の実施を行う。	水防団の受け持ち区域は、適時見直しを行っている。また、水防訓練については検討していく。	※	※	予定なし	水防団(消防団)の再編については実施済	県・他市町村等の動向を調査研究し、訓練の実施について検討する。
	(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保															
		44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無断力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地盤・県										
	(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認															
		45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所や水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	国庫地盤・県・市町村・地域住民	・毎年、国及び県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	県が実施している重要水防箇所共同点検に参加している。	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	県が実施する重要水防箇所等の共同点検に、市職員及び治川町会が参加した。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・引き続き実施する。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	【道路河川課】 ・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加。
		46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	・必要に応じ実施	必要に応じ実施。	実施方法等について検討していく。	出水時の際は、水防計画書に基づき、重要水防箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施する予定。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。		市域に重要水防箇所は存在しない。	・災害時に確認予定	河川水位上昇が見込まれる場合は、市職員にてパトロールを実施し、本部に連絡することになっている。
		47	水防資機材等の配備・確認	AH	引続き実施	国庫地盤・県・市町村	国管理河川の荒川に対して以下の取組みを行っている。 ・土のう、縄、シートなど水防活動に必要な資機材を水防倉庫に保管し、各所に設置している。 ・毎年、出水前日に水防倉庫及び資機材の点検、数量確認を行い必要に応じて、補充をしている。	縄、シートなどを、市管理の水防倉庫に保管している。 土のう、縄、シートなどを水防倉庫に保管している。不足資機材等については、購入し補充を行う。	土のう、縄、シートなどの水防資機材を荒川左岸水害予防組合の水防倉庫に分散して保管している。 内用水用の排水ポンプ・可搬式の発電機を庁舎内に保管している。必要に応じて内容を拡充していく。	土囊、縄、シートなどの水防資機材を荒川左岸水害予防組合の水防倉庫に分散して保管している。 内用水用の排水ポンプ・可搬式の発電機を庁舎内に保管している。必要に応じて内容を拡充していく。	市内に内用水用の排水ポンプを整備している。	可搬式ポンプの定期点検を行い、また資材について確認している。	土のうを市内各所に分散して保管している。点検も月に1度実施している。	・可搬動力ポンプは定期的に点検している。 ・水防資機材を新座消防署水防倉庫に保管しており、その点検に努める。 ・順次、土のうステーションを配備し、計5基となった。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。点検は数か月に1度実施している。	【道路河川課】 ・道路河川課では土嚢袋を所有しており、希望者に配布している。 【消防課】 ・市内の消防署で土嚢を所有しており、希望者に配布している。
		48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	・必要に応じ実施	必要に応じ実施。	実施方法等について検討していく。	庁舎内の資材等をリスト管理し、活用状況を確認している。	出水時に内用水用の排水ポンプを迅速に活用している。	出水時に内用水用の可搬式排水ポンプを迅速に活用している。	土のう、ブルーシートを活用を確認している。	出水時の手順を明確にし、事前に共有するよう努める。	・状況に応じて実施する	関係部局にて配布した場合には、記録している。
	(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）															
		49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	・広報紙やホームページ等で広く消防団員の募集や自主防災組織、企業等の参画を促すため広報を充実させる。	消防団の募集については、消防部局で実施している。	消防団の組織や活動内容についてホームページ等に紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）員募集のホームページを作成し、組織や活動内容などの紹介も含め、常時団員を募集している。必要に応じて、内容を拡充していく。	イベント開催時等に消防団（水防団）員の募集を行っている。	・消防団（水防団）の常時団員募集を行っている。 ・水防協力団体として、建設業防災協力会がある。	・消防団のホームページを作成したり、市内各種イベントで組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・広報紙やホームページ等で広く消防団員の募集を今後も継続していく。	・消防団ホームページへの掲載や、市イベントにおけるパンフレット配布にて、活動内容を紹介し、募集を行っている。	・広報紙等で消防団員の募集を呼びかける。	市ホームページにて自主防災組織の活動内容等を掲載。
(17) 水防訓練の充実																
	50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	R3年度	国庫地盤・県・市町村	・毎年、水防管理団体、消防機関、が参加する水防訓練を実施している。	荒川左岸水害予防組合が実施する水防演習において、近隣の市消防団（消防団）及び防災関係機関と連携し訓練を実施している。	荒川左岸水害予防組合が実施する水防訓練への参加	水防団（消防団）、建設業協会は、毎年、荒川左岸水害予防組合が実施する水防演習に参加している。必要に応じて、内容を拡充していく。	水防団、河川管理者などが参加する水防訓練の実施を検討する。	毎年、消防署、市職員、消防団、建設業防災協力会と合同で水防訓練を実施している。	荒川及び新河岸川の浸水想定区域の要配慮者施設を対象とした水害対応情報伝達訓練を実施済み。	水防団、河川管理者・住民等が参加する水防訓練の実施を検討する。	水防事務組合による水防訓練を実施	令和4年度は、水害を想定した防災訓練を実施し、実際に避難情報取得した後に避難を開始する訓練を実施。	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討																
	51	大規模災害に対して広域的、効率的な水防活動の実施であるよう関係者の協力関係について検討、調整	AM, AH, AK, AD, AP	R3年度	市町村	必要に応じて検討する。	近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容及び訓練について検討する。	荒川左岸水害予防組合を通じて、近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討、訓練を実施する。	近隣の消防本部とは、協定に基づき、大規模災害の際など、相互支援することとしている。また、荒川左岸水害予防組合を通じて、近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容を検討していく。	近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する。	消防団の応援協定について火災以外にその他の大規模災害についても記載があるが、水害について具体的な協力の取り決めはなく、今後検討の必要がある。	河川に沿うように市と区の境があり、河川の外側に当市の住民が居住し、逆に内側に隣接する区の住民が居住している箇所がある。隣接する区とは、河川が氾濫した際に、互いの住民を避難所に受け入れるよう協定を締結済み。	・協議会や、県土整備事務所が主催する重要水防箇所合同点検等の機会に、近隣市等と情報共有を図る。 ・近隣の消防団と具体的な協力内容について検討する。	建設業協会と災害時における応急対策について協定を締結している。また、地元の自警水防団、流域付近の自主防災会との具体的な連携を検討していく。協定企業等との顔が見える関係づくりの構築。		
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AM, AS	R3年度	県・市町村	地域防災計画に基づき実施する。	・市庁舎及び災害拠点病院の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法等の対応については、地域防災計画に基づき連携を図ることと定めている。	市庁舎施設管理部署及び災害拠点病院の施設管理者と洪水に係る情報について共有している。	洪水に係る情報について、市庁舎施設管理部署とは地域防災計画に基づき、本部体制の中で情報を共有する。 地域防災計画の改訂（令和6年度）に併せて要配慮者利用施設を見直し・更新した。	ハザードマップや地域防災計画で公共施設の洪水時の使用範囲の位置づけを示している。（市内に災害拠点病院はない。）	必要に応じて、市幹部職員へ洪水等災害に係る情報についてメールにてオンタイムで共有している。		・市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。 避難行動支援者と地域住民の顔が見える関係の構築			
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、形骸化を防ぐため非常電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AM, AS, AT	R3年度	県・市町村	市本庁舎は浸水想定区域外にあり、浸水のおそれはない。区役所等、浸水想定区域内に存在する拠点については、施設管理者が浸水対策を行うために必要な情報を提供していく。	令和2年4月から免震構造を有し、浸水深4mに対応できる新庁舎となった。 災害時の機能維持として、非常用発電機・無停電電源装置・井水利用・緊急汚水貯留槽ソーパナールを設置している。	浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上層に置いている。 市庁舎は令和5年度に建て替えが完了し、非常用電源設備は屋上に設置されている。	対策施設：戸田市役所庁舎 浸水想定区域（50cm未満）にあり、自家発電装置及び一定程度の燃料タンクを屋上に設置している。なお、荒川がはん濫した場合の浸水想定区域は3～5mである。		令和4年度に新庁舎が完成し、非常用電源装置や電気室を4階に設置		・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はないと想定されている。	市本庁舎は浸水想定区域外にあり、浸水のおそれはない。区役所等、浸水想定区域内に存在する拠点については、施設管理者が浸水対策を行うために必要な情報を提供していく。		
③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																
(21) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有																
	54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	国庫地盤・県・市町村・水資源機構	・市内に排水ポンプ施設が72箇所ある。	市内に排水ポンプ施設が40箇所ある。	市内に排水ポンプ施設が3箇所ある。	市所管の排水ポンプ施設が17箇所ある。	可搬式動力ポンプを7台所有している。	・可搬式排水ポンプを36台所有している。 ・市内に排水施設が11箇所ある。	排水可能なポンプは、市内消防団全分団に車両に搭載してあり、全分団の車庫及び市内防災倉庫にも設置している。	・可搬動力ポンプ8台、軽可搬動力ポンプ61台、排水ポンプ3台を配備している。	・市内排水施設4箇所あり。 ・排水ポンプあり。	【道路河川課】 ・市内に排水ポンプ施設が6箇所ある。 ・緊急時に排水ポンプを提供する協定を3社と締結。	
	55	排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化	AX	R3年度	国庫地盤・県・市町村・水資源機構	・放流先の河川管理者と調整していく。	市管理橋の排水機場は、現況では遠隔操作化及び遠避基準の明確化の予定なし。（埼玉県との業務委託協定により操作している排水機場には遠避基準が明確化されている。）	中継ポンプ場（雨水河川放流箇所）の遠隔操作化については予定なし 遠避基準の明確化については今後検討を行う。	排水機場操作規則を策定し、操作方針、遠避等を明確化した。	市内の排水機場は遠隔操作もしくは自動運転となっている。	市内の排水機場は遠隔操作もしくは自動運転となっている。 河川施設とは別に下水道施設の樋門（館第一排水ポンプ場、館第二排水ポンプ場）については志木市下水道樋門操作規則において避難基準を明確化している。			貫田赤見台排水機場のみ遠隔操作化している。遠避基準の明確化はしていない。	【道路河川課】 道路河川課で管理している排水機場及びポンプピットについては自動で作動、通報するようになっている。	
(22) 浸水被害軽減地区の指定																
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや記憶シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県											

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市		和光市		新座市	鴻巣市	上尾市
実施する施策																		
具体的取組																		
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理署間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	・必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行っていく。	必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接市と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。			※		・必要に応じて実施を検討する。	・必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。 ・必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	市内を流れる黒瀬川について、浸水被害軽減地区の条件に合致する土地があれば、近隣市町と連携し指定を検討していく。	
		(23)出水後の対応																
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	・迅速な被災状況調査の実現に向け、庁内での役割分担等を検討する。	被害状況調査班を直ちに編成し、速やかに被害状況調査を実施する。	実施方法等について検討していく。	システムは導入済み。調査担当職員の習熟度を高めるために、研修への参加等を促す。	台風や集中豪雨の際には、天候回復後速やかに被害調査を実施している。	被災後、関係部局による調査を実施する。	地区ごとに職員を配置し、市内全域をローリング作戦で被災状況把握した。これにより、迅速に被災状況を把握することができた。	被災後、被害のあった箇所一帯をチームを組んで現地確認し、迅速に被災状況を把握することができた。		被害状況調査班を編成し、状況調査を実施する。		
		59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台												
		■ハード対策の主な取組																
④河川管理施設の整備等に関する事項																		
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																		
		60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AX, BA, BB, BE	引続き実施	県												
		61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	国・県・市町村												
		62	多額の家賃や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）	BA	引続き実施	県												
		63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	R8年度	県・市町村	下水道の排水施設にて耐水化を検討	令和6年度に耐水化全体計画を策定完了し、令和9年度より実施していく。	予定なし	排水機場操作規則を策定し、操作方針、回避等を明確化した。	該当となる施設がないため実施対象外	河川計画高水位までの浸水では機能停止はしない。	※	実施対象外		【道路河川課】既設排水機施設については、浸水想定高さより高い箇所に制御盤などを設置済		
		64	土砂・流水誘発効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県									真田赤見台排水機場、常光ポンプ場はR3年度に耐水化計画を策定し、対応予定。 渡内郷田排水機場は機械類を以前より高い位置へ移設したが、今後も対応を検討する。			
		65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村	必要に応じて実施する。		予定なし	現在、河川防災ステーションの設置予定なし。		検討中	※				市内には河川防災ステーションが整備されていない。	
		(24)危機管理型ハード対策																
		66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県												
		(25)排水機場の耐水化の検討																
		67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	R8年度	県												

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	
実施する施策																
具体的取組																
■ソフト対策の主な取組																
①円滑かつ迅速な避難のための取組																
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D, G	引き続き実施	県・市町村					タイムライン内にホットラインを位置付け、避難勧告等を判断する情報としている。	ホットラインの情報を避難指示等の発令を判断する検討材料としている。		必要に応じて活用している。	避難情報発令等の災害対応策を実施する際の検討材料として活用を検討。	ホットライン情報の活用を検討をする	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L, M, R	R8年度	県・市町村・気象台	多機関連携型タイムラインの検討を行う。				多機関連携型タイムラインの策定について検討する。			情報収集等を実施		予定なし	
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N, A, F	毎年	協議会全体	水害対応タイムラインが完成次第、訓練実施の検討を行う。			・タイムライン作成後、防災担当及び水防担当等による回上訓練実施を検討する。	タイムラインに基づいた訓練について検討する。	風水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する	タイムラインを活用した洪水対応訓練を検討する。	風水害発生地域の自主防災組織や市民団体と連携した講話や訓練の他、民間福祉施設による避難訓練を実施。	今後、訓練の実施を検討	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L, M, Q, R	必要に応じて	県・市町村・気象台	地域防災計画で避難指示の発令基準を記載している。			・タイムライン作成後、訓練等を重ねながら、課題を洗い出し見直しを図っていく。	国や県の基準観測所の水位基準の変更に併せて避難勧告等の発令基準やタイムラインの見直しを実施済み。	適宜見直しを行っている。	地域防災計画の改訂を行うとともに、避難情報の発令基準を適宜見直しを図っていく	必要に応じて見直しを行っている。	内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂等を踏まえた見直しを適宜実施。	三芳町地域防災計画において避難判断マニュアル作成済み（随時更新済）	
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	R8年度	関係地区・気象台・県・市町村	R8.1月に防災ガイドブックを更新し、マイ・タイムラインの作成について掲載し、普及啓発を行っている。	・対象世帯にリーフレットを送付した。 ・市ホームページに掲載した。	・今後、町ホームページ上で作成・普及啓発を実施する。 ・R6.9月号広報にてマイタイムライン作成の啓発を実施した。	住民向けのマイ・タイムライン講習会を開催するとともに、マイ・タイムライン作成ツールを市ホームページに掲載している。	避難所ガイドマップ、市HPにてマイ・タイムライン作成を促進している。		・防災ガイドブックに、マイ・タイムラインの作成を掲載し、普及啓発 ・マイ・タイムラインの作成動画による普及啓発 ・講話により、地域住民に直接普及啓発	市街化調整区域において一定以上の浸水が想定される場合は、開発許可の段階においてマイ・タイムラインの作成指導を実施している。		今後検討する	
(3) 水害危険性の周知促進																
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	R8年度	県											
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地区・気象台・県・市町村	安心安全課で問い合わせの対応を実施している。	くらし安全課で対応				各ハザードマップの担当課で、随時問い合わせを受け付けている。		問い合わせの度、担当課で対応	各種問合せに対して適宜対応を実施している。	各種問合せに対して適宜対応を実施している。	
(4) ICT を活用した洪水情報の提供																
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P, Z, AA	R8年度	県											
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善	N, Q, Q	引き続き実施	気象台											
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P, Z, AA, AB, AC, AE	引き続き実施	市町村	災害時等情報伝達システム導入事業により、情報伝達システムを導入した。事前登録した固定電話や携帯電話に避難情報や避難所開設情報を一斉配信するシステム。	・防災行政無線のデジタル化が完了している。 ・出水地域の自主防災会、大規模工場との連絡体制を整備した。	・R28年度に防災行政無線（同報系）をデジタル化に改修し、登録制緊急情報メール等への即時配信が可能となった。 ・R29年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。 ・R2年度にヤフー側と協定を締結したことにより、町からの緊急情報を「Yahoo!防災速報アプリ」を通じて配信できるようになった。 ・R5年度から、J-COMの緊急地震速報端末設置について、避難行動要支援者等を対象に無償配布を実施する。 ・R6年度 対象者のうち希望のあった4名に緊急地震速報端末の無償配布を実施した。 ・R7年度 対象者のうち希望のあった2名に緊急地震速報端末の無償配布を実施した。	・防災行政無線、エリアメール、登録制の防災情報メール、X（旧ツイッター）、フェイスブック、市ホームページ、テレビのデータ放送、自治会長への連絡により情報伝達を行っている。 ・これらに加え、令和3年度には、新たにコミュニティFMやLINE公式アカウントによる情報発信を開始した。また、令和6年度には、コミュニティFMの電波を利用し、災害時に自動で緊急情報等を放送する防災ラジオの運用を開始した。 ・地域住民による勉強会において、自助共助の取組みについて、講話を実施。	防災行政無線・登録制メール・市HP等で情報発信を行う。	避難情報等を発令した場合は、防災行政無線、市公式サイトメール配信サービス、市公式SNS、避難情報等電話一斉配信サービス、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行っている	防災行政無線の電話応答サービスの実施、Yahoo!防災アプリでの市独自の情報の配信、市との協定に基づきJ-COMが防災情報サービスを実施。防災行政無線のLINE連携を開始した。	・避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、市ホームページ、SNS、市公式サイトメール配信サービス、アラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。 ・対象地区の自治組織への情報連絡体制を確立した。 ・情報発信体制を強化した。	避難に関する発令が出た場合、防災行政無線、ホームページ ツイッター、コミュニティメール、アラート、および区長に連絡するなどの方法で広報を行っている。		
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地区・県・市町村	地方メディアとの連携を防災訓練等により強化する。	平成27年に株式会社ジェイコム北関東と、令和元年にヤフー株式会社と協定を締結している	・R29年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。	・テレビ埼玉と文字情報による配信契約を締結し、平成29年1月より防災情報の発信を開始した。 ・川越新聞記者会に、市からの災害時の情報（災害対策本部会議での資料等）について情報提供している。（パブリシティシートによる提供） ・市内のコミュニティFM「小江戸FM」と連携し、災害時に自動で緊急情報等を放送する防災ラジオの運用を令和6年度に開始した。	平成25年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。		災害時に市の情報の放送等の実施についての協定をJ-COMと締結している。 テレビさいたまと市の情報を放送する契約を締結している。	テレビ埼玉と契約を締結している。 JCOM（ケーブルテレビ）と契約を締結している。	地元のラジオやJCOMとの協定の締結を行い連携強化に努めている。		
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N, M, O	R8年度	関係地区・県・水資源機構											

取組の柱 実施する施策			課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町
具体的取組														
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,O	R8年度	関係地盤・県・市町村・水資源機構	玉淀ダムのFAXや電話等で放流情報や水位等の確認を適宜行う。	出水地域に対し注意喚起の連絡をする際に、河川水位情報等について周知する。	・国土交通省等から提供される河川情報を活用できるよう調整中	「避難情報の判断・伝達マニュアル」を改訂し、ダムの放流情報等を避難情報と判断する情報と明記した。	河川水位情報を避難指示等の発令を判断する検討材料としている。	放流情報の内容や通知のタイミングについては、今後検討していく	国及び県等の提供する河川水位情報を収集	・河川水位状況の注視しつつ、近隣自治体及び警察、消防、消防団等の関係団体との連携による情報共有。	予定なし
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地盤・県・市町村		平成27年に株式会社ジェイコム北関東と、令和元年にヤフー株式会社と協定を締結している	・R29年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。	・テレビ埼玉と文字情報による配信契約を締結し、平成29年1月より防災情報の発信を開始した。 ・川越新聞記者会に、市からの災害時の情報（災害対策本部会議等の資料）について情報提供している。（パブリシティシートによる提供）	平成25年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。		災害時に市の情報の放送等の実施についての協定をJ-COMと締結している。 テレビさいたまと市の情報を放送する契約を締結している。	テレビ埼玉と契約を締結している。 JCOM（ケーブルテレビ）と契約を締結している。	地元のラジオやJCOMとの協定の締結を行い連携強化に努めている。
	(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等													
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の見直しと改善	V,N,X,AE	引続き実施	市町村	地域の自主防災組織へ、オリジナルの防災マップ作りの促しを行った。	-	・指定緊急避難所や緊急避難場所は、主に町内の学校及び公園を指定している。 ・災害の規模や発生場所等により被害箇所の想定が困難なため、避難経路については未策定	・洪水時における指定緊急避難場所の見直しを行っている。 ・避難経路については、洪水ハザードマップにおいて避難の方向を示している。 ・地域住民による勉強会において、自助共助の取組みについて、講話を実施。	市内の小中学校や公園等67ヶ所を指定避難場所として指定済み。 避難経路については、平常時からの策定予定はない。	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 自助・共助の重要性について、出前講座を実施	必要に応じて、検討を行う。	・主な指定避難所となる、小中学校における教室の確保及び民間との協定による一時的な避難場所及び車両の追避場所の拡大を図っている。 ・市役所等公共施設の駐車場を開放している。 ・ハザードマップに「主な避難経路」を記載している。 ・より詳細な避難経路については地域の自主防災組織と「地区防災計画」を作成していくなかでやっている。	避難所は町内各小中学校を指定 H30年3月地域防災計画改定により浸水想定区域内にある事業所の避難場所、避難誘導体制について記載した。
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S,T,U,N,V,AG	必要に応じて	関係地盤・県・市町村	隣接する市町にお住まいの地区の避難所について検討中。	荒川右岸流域広域避難の検討会議に参加中。引き続き、参加予定	・H14年度に隣接する蓮田市と「災害時の避難場所相互利用に関する協定」を締結済	・さいたま市及び坂戸市ほか周辺5市町と結んで災害時における相互応援協定にて避難所の相互応援を行うこととしている。 ・近隣の市町と広域避難について検討する。	近隣市町村と大規模災害時における相互応援の協定を締結している。	近隣五市で締結している災害時相互応援協定において、指定避難所の相互利用について定めている。	近隣自治体と協定を締結している。今後、受け入れ体制等詳細について協議していきたい。	・近隣市町と相互受け入れ等の協定を締結している。	避難元自治体の協議依頼に応じ随時検討。
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関係地盤・県・市町村・水資源機構		避難場所、避難経路等の整備が必要になった場合は、河川工事等の発生土砂等活用を検討していく。	・必要となる避難場所等の整備にあたっては、発生土砂等の有効活用について検討していく。	整備予定が発生した際には、検討する。				実施なし	
	18	応急的な追避場所の確保	S,T,U,V,X	R8年度	県・市町村	自主防災組織に対して地域の集会所等を自主避難所として開設していただくように依頼中。	本市の浸水想定区域は限定的であり、現時点で実施の予定なし	・災害時の避難場所相互利用に際して近隣市と協定を結び住民の追避場所の確保をさらに充実させる。	指定避難所以外の公共施設や民間施設を水害時における一時的な避難場所として確保した。	地元住民の協力のもと、自治会館等を活用し避難場所を確保している。	応急的な追避場所の確保について検討する	指定緊急避難場所を指定済。	・早めの避難行動開始の呼びかけや、指定避難所にこだわらない避難場所の事前検討の周知啓発等を実施。 ・主な指定避難所となる、小中学校における教室の確保及び民間との協定による一時的な避難場所及び車両の追避場所の拡大を図っている。	予定なし
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,F	R8年度	市町村	年に一度、防災訓練を行っており訓練参加の促進を行っている	本市の浸水想定区域は限定的であり、現時点で実施の予定なし	・町広報やホームページ等、町民以外にも目に触れるよう広く周知し、訓練の参加促進を図る。	地域で行われる防災訓練や防災講話等を通じて、避難訓練の実施、参加を促す。	広報紙等を使い周知している。	周知方法について、検討する	毎年度、市や自主防災組織等が主催で訓練を実施。		毎年度、防災訓練を実施 広報等で参加の周知を行っている
	20	共助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における災害の事例の情報を共有し、より充実した活動を検討・調整	V,AD,AE	R8年度	県・市町村	自主防災組織等と連携し、共助の仕組みの強化予定	出水地域の自主防災会との連絡方法を確認した。	・地域の自主防災組織等の役割を明確にし活動を促す。	・地域で行われる防災訓練や防災講話等を通じて、共助の重要性を説明する。 ・自主防災組織の結成促進・育成のため、防災知識の普及・啓発を推進し、訓練の実施や防災資機材の整備を支援する。	各地区の自主防災組織を中心に自主防災活動訓練を行っている。また、出前講座を通じて、共助の重要性を説明している。	令和元年12月に狭山市防災基本条例を制定し、共助の仕組みの強化を行った	富士見市防災リーダー養成講座の講義にて、他自治体の事例の共有を行った。	・地域の防災活動への支援を実施している。（資機材整備支援補助金、活動支援補助金、地区防災計画策定補助金等） ・地域の避難訓練の支援、防災講話等の実施。	予定なし
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	R8年度	市町村	実施内容について検討中	実施について検討する。	・各自主防災組織等において災害時の訓練を行い、より災害で対応できるような自助・共助の知識向上を目指す。 ・洪水時に遭さない避難所や避難方向を明示した。	住民向けのマイ・タイムライン講習会を開催するとともに、マイ・タイムライン作成ツールを市ホームページに掲載した。	出前講座や自主防災講座にて被災時の持ち出し物資やマイタイムラインの有効性を説明し、作成を促進している。	出前講座など、機会を捉えて「住民一人一人の避難計画避難計画・情報マップの作成」の周知を行う	要配慮者等の避難計画等の作成を継続。 マイタイムラインの普及啓発を行っている。	・地域の防災訓練の場において、周知啓発活動を実施している。 ・マイタイムラインを掲載したハザードマップを見直し、市の広報誌及びホームページへの掲載に加え、全戸配布を実施。 ・市ホームページ上にて、一般世帯、高齢世帯、乳幼児のいる世帯、ペット同居世帯ことのマイタイムラインの作成（例）を掲載。	予定なし
22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	R8年度	関係地盤・県・市町村	毎年、自主防災組織を対象とした防災講習会等を実施している。	出前講座や防災訓練等を通して、人材育成を行う。	・自主防災組織を主体として、各個人の防災力の向上を図る ・伊奈町防災士資格取得補助事業を開始し、自主防災組織代表者からの推薦を受けたものに対し、防災士資格取得に係る受講料や試験料、登録料の補助を行うことで人材育成の強化を行った。	自主防災組織のリーダー的立場にある者を対象に、防災上の知識、技能の向上を図るため、リーダー養成講座を実施する。	年に1度、自主防災組織リーダー養成講座を開催し、人材育成を行っている。	出前講座、自主防災組織リーダー養成講座などで、D1G訓練・短訓訓練を行い、地域防災力の向上を図る	富士見市防災リーダー養成講座を実施。	・市民向け防災講習会等の実施。 ・地域の避難訓練の支援、防災講話等の実施。	防災士の資格取得補助や、町民対象の防災講座を行っている。	
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施														
23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関係地盤・県・市町村	今後、担当課と実施方法について検討予定。	今後、担当課と実施方法について検討予定。	・他県のモデル施設の計画等、参考となるものについて、防災担当だけではなく関係部署にも情報の共有を図る。	平成30年11月に避難確保計画講習会で先進事例の取り組みを紹介し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有した。	関係部署に対して情報共有を行っている。	国が作成するマニュアル集を、対象となる要配慮者利用施設に配布し情報共有を図る。	ホームページ等にて周知することを検討する	福祉部局と連携し、国が作成したマニュアル集を対象となる要配慮者利用施設へ配布及びホームページで掲載し、情報共有を行っている。		
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村	今後、担当課と実施方法について検討予定。	要配慮者利用施設（1ヶ所のみ）に対し、資料、計画策定等を情報提供済み。対象施設において、計画策定を検討している。	・H29年度に児童福祉施設について避難確保計画の作成依頼済 ・今後も対象となる事業所等に計画の作成に向け周知を図る。	国土交通省のモデル事業で要配慮者利用施設を対象に避難確保計画作成講習会を実施した。	対象となる要配慮者利用施設における避難確保計画は全ての施設で作成済み。また、各施設で訓練実施済み。引き続き年に1回以上訓練を実施していただく。	要配慮者利用施設が避難確保計画を作成する対象施設を見出す。	要配慮者利用施設に対し、避難確保計画と連携し避難確保計画の作成を継続して依頼中。	・福祉部局と連携し、計画の作成を支援するとともに、ホームページ上にて訓練実施及び作成に向けた情報を提供している。		
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用														

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町		
実施する施策																
具体的取組																
		25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R8年度	市町村				想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図について、国管理河川及び県管理河川で洪水ハザードマップを作成し、市ホームページ等への掲載及び全戸配布済み。	令和4年3月、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを更新し、公表を行った。 令和4年7月に、洪水ハザードマップの全戸配布を行った。	住民への水害ハザードマップの周知に関し、防災講座で使用するなど工夫している。	・R3年5月に作成及び全戸配布 ・R5年10月に実施された総合防災訓練の場で、企業協力のもと、アプリを活用した訓練参加者のオリジナルハザードマップの作成を実施。	市広報やHPを活用した周知、ハザードマップやタイムラインを活用した地域での防災訓練における支援を実施している。	内水及び洪水ハザードマップ作成済み 更新を検討	
		26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R8年度	市町村		くらし安全課で対応		予定なし。	各ハザードマップの担当課で、随時問い合わせを受け付けている。		問い合わせの度、担当課で対応	各種問合せに対して適宜対応を実施している。		
		27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村	国の管理河川について平成30年度中に水害ハザードマップの改定を行い、登録済。			国土交通省ハザードマップポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録申請している。	令和4年3月、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップの登録を行った。		富士見市防災ガイドブック（地震・洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）登録済み。	国・県の両管理河川について登録済み。	登録済み	
		28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村	今後、実施を検討していく			水害ハザードマップを活用した訓練の実施に向けて関係課と協議していく予定。	自主防災組織リーダー養成講座におけるDIG訓練にて洪水ハザードマップを活用している。	水害ハザードマップを活用した訓練の実施を検討する。	実施済み	自主防災組織や市民団体等と連携した講話や、訓練の他、民間福祉施設による避難訓練を実施。	現在のところ予定はないが、今後検討する。	
	(9) 浸水実績等の周知															
		29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構	本市における水害履歴を公開している。	出水地域の自主防災会に周知済み	・内水による浸水実績については、HP及び窓口での閲覧が可能	窓口にて浸水履歴を公開している。	市HP、窓口にて公開中。	ホームページで浸水実績を個人情報が特定されない範囲で公開している。	ホームページや窓口等で浸水履歴を公開している。	浸水実績を主体とした、内水ハザードマップを公表している。	浸水実績を主体とした、内水ハザードマップを公表している。	
		30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村	実施内容について検討中。	・電柱に避難経路等を示した広告看板を設置できるか検討を行う。	・浸水危険箇所に注意喚起の看板及び浸水深が確認できる表示を設置済 ・エコシャトルの駅や公園、地区集会施設等に、最寄りの指定避難所を示した看板を設置した。	広告付きの避難場所等案内看板を電柱に設置するための協定を電力会社と締結し、要望に応じて設置している。		指定緊急避難場所等誘導標識を電柱76箇所に設置した。	市独自で令和元年度から令和2年度に避難所誘導看板を設置	指定避難所誘導標識を設置済み。	-	
		31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中長期浸の水害リスク情報の提供	A	R8年度	関東地整・県										
		(11) 防災教育の促進														
			32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	R8年度	関東地整・県・市町村	学校の年間計画に反映されるように情報共有を行う。	国の支援により作成した指導計画を、市内の全ての対象となる学校に情報共有する。	文部科学省作成の「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」が各学校に配布され、それをもとに防災教育の指導計画等が作成されている。 文部科学省委託事業（埼玉県教育委員会再委託事業）「学校安全総合支援事業」の指定を受け、外部指導者を招き、「川越市立学校防災タイムライン（水害編）」を作成し、学校と共有している。	指導計画に関する情報提供を受けた際には、教育部局を通じて情報共有を図る。	-	国の支援により作成された指導計画に関する情報提供を受けた場合、学校に周知する。	指導計画に関する情報提供を受けた場合には教育部局を通じて、学校に周知し、情報共有を図る。	-	
33			教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	実施内容について検討中。	講習会の実施については、他市町村の動向を調査し、検討していく。	・各小中学校単位でパンフレット等を用いて防災教育に取り組んでいる。	「川越市立学校防災タイムライン（水害編）」の作成の仕方等について、校長対象の講習会を実施した。	教職員を対象としたHUG訓練等を実施	市内小学校向けの講座を機会を捉えて実施を検討	出前講座等により、随時講習会を実施。		教育委員会と調整し実施を検討する	
34			出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	地域住民等向けに市職員による防災出前講座を実施している。引き続き、要望があった際には講習会を行う。	出前講座や出水地域での勉強会で、防災情報の提供等を行っている。	・自主防災組織リーダー養成講座を開催し、地域の防災力向上を図っている。	・自治会や自主防災会、その他地域の会議等において、出前講座を実施している。	出前講座等で防災情報の入手方法や自宅でもできる備え等について住民への周知を行っている。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を図っている。	随時実施している。	・出前講座や講演会を通じて防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて周知している。 ・切迫性の高い地域に出向き説明を行っている。	現在のところ予定はないが、前向きに実施を検討する。	
	(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化															
		35	危機管理型水位計の拡充	G, A0	R8年度	県										
		36	河川監視カメラの拡充	G, A0	引続き実施	県										
		37	河川管理施設の機件状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急放送に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	R8年度	関東地整・県・水資源機構										
		38	ダム放流警報等の御水化や改良	AX, N	R8年度	関東地整・県・水資源機構										
		39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R8年度	関東地整・県・水資源機構										
		40	水位周知下水速の指定	AX, N	R8年度	県・市町村	実施予定なし			予定なし。	指定予定なし		予定なし。	今後検討していく		
41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	R8年度	関東地整・県												
2.約確な水防活動のための取組																
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供																
		42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	A1	引続き実施	市町村	必要時に団本部や分団長と無線、電話、メールを用いて連絡をとる。	平成29年の出水時に複数の手段で連絡した。	・水防時の緊急連絡等については、消防団員用の一斉メールを活用し、危機管理課から消防団員へ配信している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、建設部河川課から消防局へFAXで連絡を受け、消防局から消防団へ電話連絡をしている。 ・消防団本部設置後は、無線及び電話連絡にて情報伝達を行っている。	県の河川水位情報のシステムを活用し、速やかに情報伝達を図る。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・FAXで連絡することとしている。	消防団との連絡体制を構築。	消防団長とのホットラインを構築済	消防団へは、直接、消防署が情報を伝達することになっている。	

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	
実施する施策															
具体的取組															
②		43	水防団が行う河川監視の受け持ち区間や堤防等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	A1	必要に応じて	関係地盤・県・市町村	体制の確認、伝達訓練の実施を検討。	毎年、土砂災害統一訓練の時に確認を行っている		必要に応じて実施を検討する。		水防団の活動内容を検討したのち、必要に応じて伝達訓練の実施を検討する。		予定なし	
	(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保														
		44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の無能力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係地盤・県									
	(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認														
		45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	関係地盤・県・市町村・地域住民	国及び県が実施している重要水防箇所の共同点検に参加している。	毎年、県土整備事務所が実施している重要水防箇所の共同点検に参加している。	・町内に県が実施する重要水防箇所がない。ただし、内水被害の危険性がある箇所については、水防担当が事前確認を行っている。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	重要水防箇所や東川地下河川の立坑について、毎年県と共同で点検を実施。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加し、併せてリスクの共有を図っている。	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・県・市・消防・消防団の4者で実施している。	今後検討する	
		46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	パトロールや通行止め等の対応を行い、報告書として確認している。	H29年度、出水時に実施した。	・内水等が発生したとき、現地の職員の対応を逐一確認している。	関係機関と情報を共有していく	重要水防箇所（一部）に土のうを配備済。		市職員等により確認	適宜パトロール等を実施し、確認している。	適宜パトロール等を実施し、確認している。
		47	水防資機材等の配備・確認	AM	引続き実施	関係地盤・県・市町村	桶川市止水版設置費補助金の創設	台風上陸前に業者に主製作成を依頼している。	・シートや水中ポンプ等の水防用資機材については、庁舎はもとより、各地区に設置してある防災倉庫に保管をしており、消防団には救助用ゴムボート1艇を配備し、定期的に点検を実施している。	消防団の車庫にライフジャケットを定数分、配備保管している。 ・消防署、分署に排水ポンプを所有している。	土のうのストックを常に確保している。	土のう、シート、綱、ポンプ等は資材置場で保管している。また、市内の各地区センターにも配布用の土のうを常備し、随時補充している。	可搬式ポンプ等の資機材や土のう等を備蓄している。また、年に1度職員向けに排水ポンプ等の操作訓練や、土のうの作成の研修を行っている。	・可搬式排水ポンプ所有している。 ・備蓄品として土のうを常備。 ・排水ポンプ車の所有。 ・市独自の雨量計の設置。 ・市内に排水ポンプ施設を整備。	排水ポンプを役場防災倉庫に保管。
		48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	出水時迅速に排水ポンプ、土のうの要請に応じている。	H29年度、出水時に実施した。	・内水等が発生したとき、現地の職員の対応を逐一確認している。	消防団で使用したものについては随時把握している。	土のう置場管理表により在庫数等を確認している。	備蓄土のうの配布状況確認	適宜実施していく。	適宜実施していく。	適宜実施していく。
	(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）														
		49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	実施内容について検討中。	ホームページにおいて消防団員を募集している。	・消防団員の募集については危機管理課が主体で継続的に実施している。H29年度には企業等に声を掛け女性消防団員が加入した。	・市内で企画されるイベント等で消防団（水防団）PR活動を行っている。	水防団員（消防団）の募集については、市HPやチラシ、イベント等で周知。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	入間東部地区事務組合と連携・協力し、水防団（消防団）の募集を市ホームページや成人式等で実施。	・入間東部地区事務組合と連携した消防団員（水防団を兼ねる）の募集を実施。 ・成人式や総合防災訓練における地域防災拠点等の場及び市内店舗において、PR活動を実施。 ・機能別消防団の拡充。	消防団については、成人式に募集チラシを配布。自主防災組織については、区長会において、共助の啓発を実施している。
	(17) 水防訓練の充実														
		50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	R3年度	関係地盤・県・市町村	実施内容について検討中。	-	・総合防災訓練において、建設業協力会の指導のもと、どのような訓練を実施している。	今後必要に応じて実施を検討する。	近隣市が主催した水防訓練に防災担当職員と自治会で参加した。また、自主防災組織が中心となって実施する自主防災組織活動訓練の訓練メニューのひとつとして水のう作成訓練を常設している。	水防団、河川管理者、住民等が参加する水防訓練の実施を検討する	多様な関係機関や住民等が参加する水防訓練を検討する。	風水害発生地域の自主防災組織や民間福祉施設と連携した訓練を実施。	消防団、河川管理者、浸水想定区域の事業所などが参加する訓練を今後検討する。
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討															
	51	大規模災害に対して広域的、効果的な水防活動の実現できるように関係者の協力内容等について検討、調整	AM, AM, AM, AD, AP	R3年度	市町村	実施内容について検討中。	広域避難について、国、県、近隣市町と検討会議を行っている。	・今後必要に応じて検討する。	・隣接の川島町水防団（消防団）との連絡が必要な場合は、消防局で川島町水防管理者に連絡をすることとしている。	所沢市地域防災計画にて水防活動等の計画を策定している。	近隣の水防団（消防団）と連携強化を検討する	消防団と具体的な協力内容について検討する。	近隣自治体及び警察、消防、消防団の他、協定事業所との協力関係を構築し、情報共有と連携強化を図っている。	消防団の連携について、協議を行うことを検討する。	
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実															
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討	AM, AS	R3年度	県・市町村	地域防災計画に基づき実施する。	-	・役場本庁舎及び救急告示医療機関については浸水想定区域外	平成29年度に本庁舎、保健所、消防局と救急病院を含む医療施設との情報伝達手段として、IP無線を導入した。		-	市内に災害拠点病院がないため、対象外。	-	-	
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実															
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、備水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AM, AS, AT	R3年度	県・市町村	地域防災計画に基づき実施する。	-	・役場本庁舎及び救急告示医療機関については浸水想定区域外	本庁舎が浸水想定区域にない。		-	新庁舎整備に合わせて対策を検討していく。		町庁舎においては、非常用電源は屋内に設置されており、浸水想定区域内でもない。	
③冠氾水の排水、浸水被害軽減に関する取組															
(21) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有															
	54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地盤・県・市町村・水資源機構	市内に排水ポンプ施設が74箇所ある。	出水地域における勉強会において情報を共有した	・可搬型水中ポンプについては、役場庁舎はもとより町内の防災倉庫等に配置済	・可搬式排水ポンプを68台所有している。 ・市内に排水ポンプ施設が14箇所ある。 ・可搬式排水ポンプの配備を検討する。	樋管の操作について、県・消防と連携して対応している。	可搬式排水ポンプを2台所有している。	排水資機材等の情報を共有していく。	・水害リスク情報や、施設・機材について関係団体・部署と共有している。	小型排水ポンプを2台所有	
	55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	R3年度	関係地盤・県・市町村・水資源機構	排水機場はなし。	-	・今後必要に応じて検討する。	・排水機場の遠隔操作化については、検討中。 ・遠隔基準については、排水機場ごとの操作規則において明確化済み。			遠隔操作化の予定はない。 避難基準は3か所の排水機場で作成済み。			
(22) 浸水被害軽減地区の指定															
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや2次元シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県										

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	
実施する施策																
具体的取組																
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理署間で協定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組み	AV	必要に応じて	市町村	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行っていく。		今後必要に応じて検討する。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。 必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。			必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて検討を行う。	必要に応じて検討を行う。	
		(23)出水後の対応														
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	実施内容について検討中	迅速化に努める	平時から関係部署と災害時の役割分担を把握し、発災時に迅速な対応ができるよう準備する。	被害の発生する恐れのある地区に現地調査班が出動し、被害状況の調査・報告を行う。	罹災証明書所管部署の現地調査など被災状況調査を行っている。	市職員による遠方目視確認	被害発生後、速やかに実施できるようマニュアルを整備している。	マニュアルに基づく役割の明確化と平時からの情報共有を図っている。 ・J－L I Sシステムの活用と訓練を実施している。		
		59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台										
■ハード対策の主な取組																
④河川管理施設の整備等に関する事項																
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																
		60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AW, BA, BB, BE	引続き実施	県										
		61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・県・市町村										
		62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河堤掘削）	BA	引続き実施	県										
		63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	R8年度	県・市町村	実施対象外		現時点において具体的な取組はないが、中継ポンプ場の位置が洪水ハザードマップ浸水想定区域内のため今後必要に応じて対策を検討する。	ポンプ場の耐水化対策を順次行っていく予定としているが、耐震化対策も併せて進めているため、時間を要している。		耐水化計画を作成し、今後計画に基づいて設計等を行っていく。	配電盤の嵩上げ等の対応を実施。			
		64	土砂・流水崩壊効果の高い透堤型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県										
		65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の得意な水防活動等、活用方を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村							水防団の活動内容を検討する中で、河川防災ステーションの活用についても検討する。			
(24)危機管理型ハード対策																
		66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県										
(25)排水機場の耐水化の検討																
		67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	R8年度	県										

取組の柱 実施する施策				課題	目標時期	取組機関	飯能市	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	滑川町	嵐山町	
具体的取組																	
■ソフト対策の主な取組																	
①円滑かつ迅速な避難のための取組																	
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																	
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引き続き実施	県・市町村				毎年、荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台の長と坂戸市長との間で各々ホットラインを開設しており、有事の際に迅速な情報伝達が行えるようにしている。		ホットラインによる情報提供があれば、避難情報発令を検討する等に活用する。			避難情報の発令判断に活用。			
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																	
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,N,R	R3年度	県・市町村・気象台		予定なし					令和2年8月 職員を対象に訓練を実施		現状、今後の予定なし。	他市町村の取組状況を参考にしながら多機関連携型タイムラインについて研究する。		
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,A,F	毎年	協議会全体		水防法で定められている浸水想定区域がない為訓練予定なし		タイムラインを活用した訓練は実施できていないため、今後検討する。			令和2年8月 職員を対象に訓練を実施		タイムラインに基づいた避難行動訓練等の実施を検討する。	タイムラインの作成後に実施を検討する。	国管理河川：水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討していく。 県管理河川：水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討していく。	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台		予定なし	適宜見直しを行なっている	・令和5年3月にその他河川におけるタイムラインを作成。 ・令和7年度にマイ・タイムラインの内容を一部修正した。		水害対応タイムラインに沿って、避難情報を発令する。		必要に応じて避難指示等の発令基準等の見直しを検討する。	必要に応じて避難勧告の発令基準等の見直しを検討する。	国管理河川：東日本台風への対応をもとに見直しを実施。 県管理河川：東日本台風への対応をもとに見直しを実施。	令和7年度に地域防災計画を見直す際に、避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを検討する。 必要に応じて、避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを検討する。	
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	R3年度	関係地盤・気象台・県・市町村		実施済み	普及啓発を行っている。	継続して行う。		令和4年度に埼玉県が作成した『防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）』を洪水浸水想定区域に住む世帯に配布し、マイタイムラインの作成・普及啓発を行った。		防災マップの中にマイタイムラインの作成案内を入れて普及啓発を行っている。		自主防災組織リーダー養成研修、マイタイムラインに関する出前講座（学習編・作成編）等により普及啓発や作成補助を行っている。	ハザードマップの作成の際に、マイ・タイムラインの普及啓発を実施していく。	
(3) 水害危険性の周知促進																	
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	R3年度	県												
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地盤・気象台・県・市町村		実施中	市民安全課窓口にてハザードマップの見方など問い合わせ等を受けている。あわせて、危機管理課で水災害に備えた土のうの配布を希望者に行っている。	防災安全課窓口にてハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ等を受けている。				現状、今後の予定なし。		防災主管課である危機管理防災課が問い合わせ窓口となっている。	総務政策課 人権・自治振興担当で対応している。	
(4) ICT を活用した洪水情報の提供																	
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	R3年度	県												
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善	N,Q,Q	引き続き実施	気象台												
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引き続き実施	市町村		高齢者等避難避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、フェイスブック、緊急連絡メール、Yahoo!防災速報、Lアラート、防災関係機関の協力を得て広報を行っている他、自主防災組織の会長への連絡も行っている。	避難情報を発令した場合は、防災行政無線、緊急連絡メール、SNS、Lアラート、報道機関、その他協定先事業者の協力を得て広報を行っている。	令和2年度末に同級系防災行政無線のデジタル化を完了。引き続き緊急連絡メール、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、坂戸市防災アプリ、Yahoo!JAPAN 自治体からの緊急情報、J:COM音声告知端末による複数の手段で情報伝達を実施する。 ワンコイン浸水センサ実証実験に参加し、市内の冠水しやすい場所を把握。今後、避難指示等に役立てることを検討。	・難聴地域への情報伝達として、全自治会へ防災ラジオを配布。 ただし、防災行政無線のデジタル化整備後、廃止（R3.3） ・平成30年度から3ヵ年で防災行政無線のデジタル化整備工事を実施、難聴地域の改善を図った。令和3年3月工事完了。 また、防災行政無線のデジタル化と併せて、防災ラジオに替わる情報伝達手段として、登録制メールの自動配信サービスや電話による自動音声サービスを整備した。	・避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市HP、SNS、Lアラートを通じて広報を行っている。 ・対象地域の自治会長へ連絡している。	避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急連絡メール、Lアラート、広報車、区長への電話等により伝達を行っている。また、区長への防災行政無線戸別受信機貸与、住民向け登録制メール、テレビ埼玉でのデータ放送を実施。	避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町公式サイト、メール配信サービス、緊急連絡メール、報道機関の協力を得て広報を行っている。 防災行政無線デジタル化工事に伴う機器更新、戸別受信機整備により、伝達方法を改善した。 避難所開設状況について東松山市避難所開設状況webアプリで情報発信を行っている。	高齢者等避難・避難指示等が発令した場合は、防災行政無線、登録制メール、緊急連絡メール、SNS、Lアラート等を用いて広報を行っている。 防災行政無線デジタル化工事に伴う機器更新、戸別受信機整備により、伝達方法を改善した。 避難所開設状況について東松山市避難所開設状況webアプリで情報発信を行っている。	防災行政無線、メール配信サービス、ホームページにより情報伝達を実施していく。また、LINEでの情報発信を行う。	・高齢者等避難や避難指示等が発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、SNS、ホームページ等複数の手段により情報伝達を行っている。	
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R3年度	関係地盤・県・市町村		実施中	地元のケーブルテレビやラジオと意見交換や協定の締結を行い連携強化に努めている。。	広報広聴課が地元記者クラブと連携しており、災害時には必要に応じて情報を発信している。			町内11箇所に設置された道路・河川見守りカメラで撮影された内容をケーブルテレビのデータ放送で視聴可能となっている。		東松山ケーブルテレビと「災害情報の緊急放送に関する協定」を締結しており、データ放送にて各種災害情報の周知を図っている。			
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																	
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,Q	R3年度	関係地盤・県・水資源機構												

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	飯能市	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	滑川町	嵐山町	
実施する施策																	
具体的取組																	
		13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,O	R8年度	関東地整、県・市町村、水資源機構	飯能市危機管理監とのホットラインを構築	令和元年度から有間ダム連絡協議会に参加している。	令和元年東日本台風を踏まえ、今後検討していく。		避難情報等の発令に際する判断材料として活用している。			ダム放流情報：河川の水位変化の予測に活用。 河川水位情報：避難情報の発令に活用。	—	河川水位情報を避難情報の発令判断に活用している。	
		14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関東地整、県・市町村	実施中		広報広聴課が地元記者クラブと連携しており、災害時には必要に応じて情報を発信している。			ケーブルテレビと災害時における緊急放送に関する協定締結済。		東松山ケーブルテレビと「災害情報の緊急放送に関する協定」を締結しており、データ放送にて各種災害情報の周知を図っている。			
	(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等																
		15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V,N,N,AE	引続き実施	市町村	災害種別ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している	令和元年台風第19号の課題を受けて、調整を行っている。 集合住宅の在宅避難について、防災訓練でも別メニューで周知を行っている。	平成29年度に暫定的に指定をし運用していた水害時の指定避難所について、各地区からの意見をもとに平成30年度から確定運用を行っている。また、令和2年度、新たに市内公共施設を避難場所として追加した。	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や市民センターとしている。 隣接する坂戸市からの外水による水害であることから、避難経路については、広域避難も含め坂戸市と協議を行う。 防災ハザードマップと内水ハザードマップを1冊にまとめ、全戸配布	・指定緊急避難場所を主に小中学校や公民館などを指定している（29箇所）	災害種別ごとの指定緊急避難場所を指定。水害発生時の避難所を新たに指定。 【平成29年度】	新たなZカ所避難所を指定し、災害種別ごとに整理を行った。 避難経路については、未策定のため、今後検討する。	ハザードマップに避難場所や道路の冠水実績を掲載し、市ホームページ上で公開。 東日本台風の被害状況を元に避難場所の見直しを行った。		水害による避難経路の再確認は、水害による避難所の場所が決定後となる。 避難場所の見直しを実施。利用可能な災害の種類を整理した。	
		16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S,T,U,V,AG	必要に応じて	関東地整、県・市町村	近隣の自治体を協定を締結している。	地域防災計画に基づき検討	引き続き隣接市町への広域避難について検討する。	・他市町からの避難者について、坂戸市及び川島町と協議し、広域避難における避難場所等を協議中であったが、川島町については令和3年7月に水害時における広域避難に関する協定を締結した。	近隣市町村と大規模災害時における相互応援の協定を締結している。	近隣市町村と情報共有をしながら今後検討していく。 【令和2年度以降】	近隣市町村と協議し、広域避難場所の確保に向けて検討する。	近隣市町村と相互応援協定を結んでおり、必要に応じて他市町村の避難場所を利用可能。	近隣市町村と災害時相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。	近隣市町村と災害時相互応援協定を締結している。	
		17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整、県・市町村、水資源機構	予定なし		現状、今後の予定なし。	坂戸市と協議し、広域避難計画を策定後、避難経路等の整備予定が発生した場合は、必要に応じて検討する。		現状、今後の予定なし。	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討する。	必要に応じて検討する。			
		18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	R8年度	県・市町村	・地域内の安全で安心な場所にある、自治会館などの施設を避難場所として開設していただくようお願いをしている。	河川管理者が出た場合、鉄道事業者と連絡を取り合いHPや駅のポスター等で避難場所を周知できるように調整した	令和2年度、新たに市内公共施設を避難場所として追加したほか、新型コロナウイルス感染症対策のため、既存の避難場所においても、体育館のほかに教室や会議室なども使用できるよう引き続き協力を求める。	指定避難所に準ずる	現状、今後の予定なし。		緊急避難場所として、民間施設等の駐車スペースを確保した。	民間企業と災害時の施設等の提供協力に関する協定を締結し、一時避難場所の確保をしている。併せて企業側からの厚意もあり、地域の方々の防災訓練でも使用させていただいた。		民間施設等の駐車スペースの確保など、必要に応じて検討する。	
		19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,F	R8年度	市町村	・洪水想定区域がないことから、洪水の避難訓練の実施予定がない。	予定なし	避難訓練の実施促進や、地域住民の参加促進について、今後検討していく。	市防災訓練への参加を促進する。	広報や市ホームページ等を活用し、市防災訓練への参加を促進する。	町防災訓練への参加を促進する。		各地区で自主防災組織リーダー養成研修（応用編）を実施し、地域住民参加型の避難所開設訓練を行っている。	町の防災訓練を実施し、町民の意識高揚を図っている。	自主防災組織毎の訓練に、地域住民の参加を積極的に促進している。	
		20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等々の訓練及び出水時における支障の事前の情報を共有し、より充実した訓練を検討・調整	V,AD,AE	R8年度	県・市町村	・自主防災組織リーダー研修を行っている	予定なし	水害時の互助の仕組みについて、令和元年東日本台風を踏まえ検討していく。	自治会又は自主防災組織等への水害対策に関する普及啓発を促進する。	避難行動要支援者対応を中心に、自主防災組織等への水害対策に関する普及啓発を促進する。			自主防災組織等による防災訓練について、職員の高連や助成を行い、互助の取組支援を継続する。		防災訓練への職員派遣等を通じ、互助の取組促進を行う。	
		21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	R8年度	市町村	・洪水想定区域がないことから予定なし	予定なし	・令和元年9月にマイ・タイムライン啓発冊子を発行し、全戸配布を行った。令和2年度に荒川上流河川事務所協力のもと、令和元年東日本台風で被災した住民向けにマイタイムライン講習会を開催した。 ・令和6年度にマイ・タイムラインの内容を一部修正した。 ・令和7年度にマイ・タイムラインの内容を一部修正した。	洪水洪水想定区域が局所的であるため、市防災訓練や市民講座において普及啓発を図る。		令和3年5月に防災マップを全戸配布予定。防災マップの中にマイタイムラインの作成案内があり、各家庭ごとの避難計画作成を促す。	R3,4配布のハザードマップにマイ・タイムラインの作成案内を掲載	町ホームページやハザードマップにマイ・タイムラインの作成手順を掲載し、作成を促進している。			
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	R8年度	関東地整、県・市町村	・令和元年度から防災士資格取得に対する補助制度を作り地域のリーダー育成を行っている。	地元出身の自主防災組織リーダー養成指導員を育成予定	自主防災組織リーダー養成講座を平成30年度以前は実施していたが、令和3、4年度については、新型コロナウイルスの影響を考慮し中止とした。令和4年度以降の開催については検討する。	自主防災組織リーダー養成講座を開催し、地域における人材育成を推進する。	自主防災組織リーダー養成講座を開催し、地域の人材育成に取り組んでいる。	自主防災組織リーダー養成講座を毎年度実施しているが、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響を考慮し中止とした。感染状況を見ながら、令和3年度に改めて開催する予定。 熊谷地方気象台による防災気象情報の活用について 講演、ロープ結束訓練の実施	熊谷地方気象台による防災気象情報の活用について 講演、ロープ結束訓練の実施	防災役員を集めた自主防災組織リーダー養成研修（基礎編）と、その後には各地区で実施する自主防災組織リーダー養成研修（応用編）により人材の育成を図っている。		自主防災組織や地元消防団向けの研修会等の開催を検討する。		
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																	
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関東地整、県・市町村	福祉部局と連携し、国が作成したマニュアル集を対象となる要配慮者利用施設へ配布し情報共有を行った。		国の資料をもとに、市の避難確保計画の参考様式を作成し、その様式をもとに当該施設へ作成を依頼済み。今後、モデル施設での知見等について共有も検討していく。			国が作った手引き等を要配慮者利用施設と共有し、各施設の避難確保計画作成に活用している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となるよう要配慮者施設と情報共有を図る。	国の支援を受け、避難確保計画に関する資料を作成し、関連部署と対象施設と情報共有した。		担当部署及び対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。		
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。応急的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村	・福祉部局と連携し、計画の作成を支援を行っている。	すべての対象施設から避難確保計画が提出されたため、今後は避難訓練の実施及び、結果報告を促進する。		すべての対象施設から避難確保計画が提出されたため、今後は避難訓練の実施及び、結果報告を促進する。	・要配慮者利用施設において、避難確保計画を策定する。	対象としている施設については、令和2年度避難確保計画作成済み。今後避難訓練実施に向けた支援を行っていく。	福祉担当者と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および訓練の実施支援を検討していく。	市内社会福祉法人、関東地方整備局、水災害対策センター、荒川上流河川事務所、東松山市等合同の避難訓練を実施。関東地方整備局が作成中の避難訓練補助ツールの「シナリオ簡易作成ツール」を用いて訓練を行った。		市内の対象となる要配慮者利用施設は2施設。避難確保計画作成済みであり避難訓練を実施している。		
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																	

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	飯能市	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	滑川町	嵐山町	
実施する施策																
具体的取組																
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R8年度	市町村	水害リスク情報図をもとに本年度水害ハザードマップ作成予定	令和4年3月に、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを作成し、全戸配布済及びホームページで公開している。	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを作成済み。令和2年5月に埼玉県が公表した水害リスク情報図等を掲載した新たなハザードマップを令和3年3月に作成。今後訓練等への活用及び優良事例の共有について検討する。	令和元年7月に水害を含めた防災ハザードマップを全戸配布し、市民へ周知した。令和2年7月に内水ハザードマップを作成、全戸配布し、市民へ周知した。	—	令和2年度作成。令和3年5月に全戸配布実施。		最新の洪水浸水想定区域図等を参考に、水害ハザードマップを更新	洪水浸水想定区域図等を基に、水害ハザードマップを更新する。	令和4年3月にハザードマップを作成し、全戸配布を実施	
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R8年度	市町村			防災安全課窓口にてハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ等を受けている。					防災主管課である危機管理防災課が問い合わせ窓口となっている。			
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村		国土交通省ハザードマップポータルサイトに、水害ハザードマップを登録している。	—	水害を含めた防災ハザードマップ作成後、登録済				飯沼理河川：ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録済み。 熊管理河川：ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録済み。		登録済み	
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村		ハザードマップで地区等を用意し、意識していけるよう防災訓練を行っている。	検討中	令和2年8月 職員を対象に訓練を実施	—	今後、実施を検討する。		マイ・タイムラインに関する出前講座でハザードマップを活用している。		自主防災組織等を対象に、マイ・タイムラインの作成を含め水害ハザードマップを活用した訓練を実施。	
	(9) 浸水実績等の周知															
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村 水資源機構	実施済みである。 水害履歴に関する住民等からの問合せに対応している。	水害・土砂災害警戒マップ（水害履歴を掲載している）を作成し、市報と同時に全戸配布した。入間市水害履歴（平成14年～令和7年）をホームページ・窓口で公開・閲覧可能としている。	水害ハザードマップにて、過去の浸水実績を掲載、周知済。令和3年度4月公表の水害ハザードマップにて令和元年東日本台風の際の浸水実績を掲載。今後も引き続き周知を図っていく。	対象地域の住民に対して周知済みだが、浸水実績は今のところない。	・防災担当窓口において、過去に発生した浸水等の情報を公開している。	浸水実績を消防等の関係機関と共有し必要に応じて住民に周知を行う。	浸水実績を開発機関と共有し、必要に応じて住民に周知を行う。	浸水実績を東松山市ハザードマップ（水害ハザードマップ）に、「道路冠水箇所」として記載している。東日本台風による浸水被害状況図を市のホームページ上で公開。	水害ハザードマップへ内水氾濫箇所を記載し、周知を図る。		
	30	まるとまことハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村	予定なし	—	冠水が見込まれる道路へ注意喚起の表示を設置。また、令和2年度に防災行政無線の更新工事にあわせて、洪水浸水想定区域内の屋外拡声子局に想定浸水深がわかる標識を設置済。	引き続き検討する。	—	企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、町内の避難場所、避難経路を示す。	まるとまことハザードマップの整備について、検討していく。	東電タウンプランニング（株）と電柱広告に関する協定を締結済み。 また、災害時の一時避難場所となる都市公園への浸水深表示を設置予定（令和6年度から令和8年度）。	令和7年度町内の電柱や建物へ想定浸水深や避難場所を示し、ハザードマップ化を実施し、27箇所の電柱及び公共施設や指定避難所に案内看板を設置した。令和8年度も表示場所を増やしていく予定。		
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中濃関係の水害リスク情報の提供	A	R8年度	関東地整・県											
	(11) 防災教育の促進															
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	R8年度	関東地整・県・市町村	予定なし	—	今後も指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報提供を行う。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、教育委員会と協議し、情報共有を図る。	—	今後実施を検討する。	国の指導により作成した指導計画の情報共有を受けた場合には、町内の学校に情報共有を行う。	教育担当課と連携し、情報共有を図る。	—	—	
33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	予定なし	—	・令和元年度に小学校主催による避難所運営の国上訓練（HIG）を実施。引き続き教職員を対象とした講習会等を検討していく。 ・令和5年度に勝呂小学校で教職員を対象とした避難所開設訓練を実施。 令和6年度に浅羽野小学校で教職員を対象とした避難所開設訓練を実施。 令和7年度に千代田小学校で教職員を対象とした避難所開設訓練を実施。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、教育委員会と協議し、実施について検討する。	—	小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象とした水災害についての説明会（勉強会）実施について検討する。	小中学校の総合学習の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会（勉強会）の実施を、検討していく。	必要に応じて実施を検討する。	—	避難所開設訓練などを通じた、教職員への防災知識の普及を検討する。		
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	予定なし	—	申請があった団体へ市職員による出前講座を実施。今後も引き続き出前講座の活用を推進していく。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、教育委員会と協議し、実施について検討する。	出前講座の際に防災情報の入手方法等について住民への周知を実施している。	自主防災組織等を対象とした出前講座により、水害対応や避難方法等について講習会を実施している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。今後も継続して実施する。	自主防災組織等をはじめ市民からの依頼により防災出前講座を実施している。	—	要請により職員による出前講座を実施。今後も引き続き出前講座を実施する予定。		
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																
35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	R8年度	県												
36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引続き実施	県												
37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急放送に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	R8年度	関東地整・県・水資源機構												
38	ダム放流警報等の防水化や改良	AX, N	R8年度	関東地整・県・水資源機構												
39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R8年度	関東地整・県・水資源機構												
40	水位周知下水道の指定	AX, N	R8年度	県・市町村	予定なし	—						現状、今後の予定なし。				
41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	R8年度	関東地整・県												
2.的確な水防活動のための取組																
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供																
42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	A1	引続き実施	市町村	実施済みである。 河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	照設置の水位計、カメラを活用している。	台風等の水害時において、水防団との情報連絡体制の迅速化・効率化を図るために、情報連絡員として市役所へ水防団員の駐在を記した覚書を締結（平成31年3月）	避難情報を発信した場合、消防団による広報を依頼	—	災害対策本部が立ち上がった際は、消防団本部が災害対策本部に待機し、各分団に防災行政無線（移動系）を使用して情報伝達を行う。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話で連絡することとしている。	危機管理防災課から直接消防団へ電話連絡をすることとしている。	スマートフォンやタブレットによるSNSを活用した水位情報の共有を行っている。			

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	飯能市	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	滑川町	嵐山町	
実施する施策																
具体的取組																
①水防体制の強化		43	水防団が行う河川巡視の受け持ち区間や遊玩等水防活動の実施体制を見直し、迅速訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地整・県・市町村	予定なし					毎年水防訓練を実施。				
	(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保															
		44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地整・県										
	(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認															
		45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関東地整・県・市町村・地域住民		飯能県土整備事務所、埼玉西部消防局、地元消防団と共に年1回不老川、霞川で実施している。	荒川上流河川事務所主催の重要水防箇所共同巡視に参加。（令和3年6月）（令和4年6月）（令和5年6月）（令和6年6月）（令和7年6月）	－	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	荒川上流河川事務所及び県土整備事務所と共同点検を実施している。	県と年1回、水防危険箇所の点検を行っている。	平成30年度より町内河川が指定され、水防重要箇所の共同点検に参加している。	
		46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AI	出水後速やかに	県・市町村		見回りを実施している	出水時に速やかに確認がとれるよう、確認体制を検討していく。	坂戸市との連絡体制を確立する。	今後実施を検討する。	確認体制を整える	情報収集体制の強化と見直しを実施。		関係機関と情報を共有していく	
		47	水防資機材等の配備・確認	AM	引き続き実施	関東地整・県・市町村	土のう、ブルーシート等を確保している。	ボックスウォール及び土嚢を配備している。	土のう袋やブルーシートを追加購入し水防倉庫にて保管。また、令和2年度、新たに水のうを購入した。今後も随時整備・点検を実施していく。	関係課と調整し、土のうやバリケードを配備している。引き続き整備を実施する。	土のう、シートなどを保有している。	排水ポンプ、ロープ、ライフジャケット等を計画的に購入している。令和2年度、止水版を購入。	町の水防倉庫に資機材を保管しており、定期的に点検を行っている。	土のう、シート、スコップ、排水ポンプ等の水防資機材を庁内倉庫と比企広域消防本部敷地内の水防倉庫に保管している。	－	
		48	出水時に備置されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BI	出水後速やかに	県・市町村	常に在庫状況を把握している。	消防団で使用したものについては随時把握している。	令和4年度、土のうの作成を水防演習にて実施した為、7月12日の大雨の際にスムーズに浸水防止対応が取れた。	関係課と調整し、土のうやバリケードを配備している。引き続き整備を実施する。	今後実施を検討する。	確認体制を整える	情報収集における確認事項に加えた。		－	
	(16)水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）															
		49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	ホームページ等で消防団（水防団）員募集を随時行っている。	消防本部が広報紙などを渡し、常時団員の募集を行っている。今後も引き続き広報紙やホームページ等で広く参画を促していく。	消防団員の募集は、坂戸・鶴ヶ島消防組合の主体により、HPやイベント等で継続的に行っている。	市ホームページやイベント等で周知を行っている。	消防団員が水防団員を兼ねているため、消防組合で行う消防団員募集に協力する。	イベント等で消防団（水防団）の活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	水防団員（消防団員）の募集案内を市役所のHPに掲載している。	－	広報等により、消防団（水防団）の団員募集等を定期的に行っている。
②水防訓練の充実		50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AK, AP	令和年度	関東地整・県・市町村	予定なし	防災訓練の一環として実施を検討	・越辺川・高麗川水害予防組合（坂戸市・毛呂山町・越生町）による水防訓練（気象予報士・防災士による講演会、実技訓練）を実施。（令和6年6月） 令和7年度は、坂戸市水防団に対して土のう作成・水のう設置訓練を水防訓練として実施。	－	－	毎年水防訓練を実施。	町の独自で水防訓練を行っている。	今後必要に応じて実施を検討する。	－	－
	(18)水防団間での連携、協力に関する検討															
	51	大規模災害に対して広域的、効果的な水防活動の実現できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	BI, AM, AN, AO, AP	令和年度	市町村	予定なし	－	近隣市町との連携強化を検討する。	近隣の消防団と連携強化を検討する。	－	実施について検討。	連携が強化できるよう検討する。	水防団（消防団）との連携強化に向けて内容を検討する。	－	－	
(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制、方法について検討	AO, AS	令和年度	県・市町村	予定なし	地域防災計画に基づき検討	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、浸水化や非常時電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AS, AT	令和年度	県・市町村											
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有																
	54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引き続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構			排水ポンプを16機所有している	会議等を通じて、水害リスク情報や現状の施設・機材の情報について共有を行った。今後も引き続き情報共有を実施していく。	－	可搬式排水ポンプを計画的に購入している。	必要に応じて可搬式排水ポンプの配備を検討していく。	最新の洪水浸水想定区域図等を参考に、水害ハザードマップを更新し、可搬式排水ポンプを購入した。	－	－	
	55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	令和年度	関東地整・県・市町村・水資源機構			排水ポンプは自動化されている。	県と協議中。			検討する	施設更新時において遠隔操作化等を図る。遠隔基準について検討を進める。		－	
(22)浸水被害軽減地区の指定																
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや記憶シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県											

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	飯能市	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	滑川町	嵐山町	
実施する施策																	
具体的取組																	
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理委員で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村									今後必要に応じて実施を検討する。		
		(23)出水後の対応															
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	迅速に被害状況調査ができる体制を構築している	総務部の協力のもと、現地調査を実施している	令和元年東日本台風での経験を踏まえ、より迅速な被災状況の調査方法について検討していく。		水防団や自主防災組織等、協力機関との連携を継続する。	調査体制を構築する	東日本台風の経験を元に体制の見直しを図った。		自主防災組織と連携し、被災状況の確認を行う。		
		59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台											
■ハード対策の主な取組																	
④河川管理施設の整備等に関する事項																	
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																	
	60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AW, BA, BB, BE	引続き実施	県												
	61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・県・市町村												
	62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河堤掘削）	BA	引続き実施	県												
	63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	R8年度	県・市町村	予定なし		耐水化計画に基づき耐水化工事を実施する。									
	64	土砂・流水崩壊効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県												
	65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の得るな水防活動等、活用方を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村	予定なし						現状、今後の予定なし。		河川防災ステーション活用について今後検討していく。			
(24)危機管理型ハード対策																	
	66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県												
(25)排水機場の耐水化の検討																	
	67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	R8年度	県												

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町	
実施する施策																
具体的取組																
■ソフト対策の主な取組																
①円滑かつ迅速な避難のための取組																
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引き続き実施	県・市町村			町民への周知方法や庁内連携を図る。	今後検討していく		今後検討する。				ホットラインの情報を、避難指示等の発令判断に活用する。	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	R3年度	県・市町村・気象台	多機関連携型タイムラインについて検討する。	市町村単位での検討が困難なため、実施予定なし	今後検討していく				今後検討				
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,A,F	毎年	協議会全体	水害対応タイムラインを活用した訓練について検討する。	水害タイムラインを活用した情報伝達訓練及び避難訓練を実施した。	令和4年5月に職員を対象とした情報伝達訓練を実施した。	令和元年度における実際の台風等大雨対応時において、水害対応タイムラインを踏まえた対応についての検証を実施。	今後、水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施するための検討をする。		未実施				
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	必要に応じて、避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを検討する。	避難指示の発令基準をハザードマップで周知。	令和3年度に改定した地域防災計画で、高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載していることから、発令基準の見直し、タイムラインの見直しを実施した。	平成31年3月の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、避難勧告等判断・伝達マニュアルを改定済み。 ・避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴い、避難情報の判断・伝達マニュアルを改定済み。	浸水想定区域が指定される場合、避難訓練を検討	今後、水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施するための検討をする。		未実施			
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	R3年度	関係地盤・気象台・県・市町村	出前講座等を通じて普及啓発を実施中。	マイタイムラインの講習会を実施。今後も引き続き継続して実施予定。	自主防災組織育成講座内にて、マイタイムラインの啓発を実施。 水害時の避難に関するパンフレットを全戸配布。	マイ・タイムラインを記載したハザードマップを全戸配布（令和4年度） ・広報で作成の啓発（令和4年度～）		今後検討	ハザードマップ・市報に掲載し、防災に関する講習会等で周知している。		毎戸配布の「横瀬町ハザードマップ」にマイ・タイムラインを掲載。説明文及び「わが家の行動」について記入するように周知。		
(3) 水害危険性の周知促進																
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	R3年度	県											
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地盤・気象台・県・市町村	防災地域支援窓口において対応。	総務課にて、住民等への問合せや窓口対応を実施。	総務課窓口にて対応	ハザードマップに問合せ先を掲載		予定なし	総務部 危機管理課				
(4) ICT を活用した洪水情報の提供																
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	R3年度	県											
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善	N,Q,Q	引き続き実施	気象台											
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引き続き実施	市町村	防災に関する会議や地域住民から寄せられる意見に対して、随時、検討し改善が図れるものについては、図っている。 地域の実情に応じたきめ細やかな備えを促進する。	防災情報については、防災行政無線、登録制メール配信サービス、ツイッター、テレビデータ放送、ケーブルテレビ、広報車、対象地区区長への連絡により、情報伝達する。 また、防災行政無線のデジタル化等と併せて情報伝達の改善を図っている。	・避難準備情報・避難勧告・高齢者等避難・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急速報メール、吉見町安全安心メール、SMSの配信、ホームページ、公式ツイッター・フェイスブック、広報車、報道機関への報道依頼（テレビ・ラジオ） ・土砂災害（特別）警戒区域の指定地域には、区長に連絡をし対象者に連絡ができる連絡網の作成をしている。	・高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、アラート等により広報を行っているが、緊急時におけるホームページへの情報掲載体制も新たに整備した。 ・対象区域自主防災組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるように伝達している。	防災行政無線、エリアメール、防災メール（登録制）、町ホームページ、ツイッター、テレビ（データ放送）、放送事業者へ情報提供、消防団車両による広報、自主防災組織へ情報提供、電話窓口の設置等	・避難準備・高齢者避難開始、避難指示を発令した場合は、防災情報音声告知システム、防災タブレット、広報車、村ホームページ、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるように伝達している。 ・情報伝達手段の配信一元化の実施。	・防災行政無線のデジタル化を行い全市一斉放送が可能になった。 ・防災行政無線とエリアメール、安心・安全メール、音声応答装置の連携。 ・戸別受信機の配布（旧町村地区全世帯。旧秩父市は議員・町会役員・民生委員・65歳以上の単身老人・避難行動要支援者・土砂災害警戒区域内にお住まいの方・屋外方法が聞き取りづらい方）	・防災行政無線デジタル化整備完了（R3.3）、戸別受信機全戸配布 ・ちちが安心・安全メール、HP、SNS等活用による情報伝達の実施	防災行政無線、広報車、なかとろ安心安全メール、SNS等に加え、ヤフー株式会社と協定を締結し、防災アプリを活用した情報伝達を実施。		
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R3年度	関係地盤・県・市町村		地元メディアと位置付けられる事業者は無いが、情報発信にあたっては多様な手段・媒体を活用した幅広い連携を図っている。	テレビ埼玉のデータ放送で災害情報を配信。神ジョイコムと災害時における放送等に関する協定を締結している。				コミュニティ放送局であるちちがエフエム株式会社と「防災・防犯情報の緊急放送に関する協定」を締結済み。		R2.3「防災・防犯情報の緊急放送に関する協定」を地元ちちがエフエム（株）と締結し、災害時の情報発信について電子メール等により要請を行う。		
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	R3年度	関係地盤・県・水資源機構											

取組の柱 実施する施策			課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町	
具体的取組															
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N, M, O	R8年度	関係地盤・県・市町村・水資源機構	-	避難指示等の発令判断に活用している。	タイムラインの中で、放流状況による影響を受けやすい地区には情報を伝えることを取り決めている	・台風等の大雨時においては、対象となる河川における河川水位情報等を活用している。	防災行政無線、エリアメール、防災メール（登録制）、町ホームページ、ツイッター、テレビ玉（データ放送）、放送事業者へ情報提供、消防団車両による広報、自主防災組織へ情報提供、電話窓口の設置等による周知を実施する	-	ダム管理者と意見交換を行っている。また、ダム管理者による防災操作の説明を受けている。	-	随時関係機関と調整を図る。	
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地盤・県・市町村	地元メディアと位置付けられる事業者は無いが、情報発信にあたっては多様な手段・媒体を活用した幅広い連携を図っている。	テレビ埼玉のデータ放送で災害情報を配信。朝日エイコムと災害時における放送等に関する協定を締結している。	-	・地元メディアとの協定締結済み	-	未定	地元FMラジオ局と防災協定を締結している。	-	-	
	(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等														
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V, M, N, AE	引続き実施	市町村	防災に関する会議や地域住民から寄せられる意見に対して、随時、検討し改善が図れるものについては、図っている。 地域の実情に応じたきめ細やかな備えを促進する。	防災訓練時に、避難経路の再確認を実施している。 水防訓練時に、広域避難場所を開設し、避難訓練を実施。 北本市連携事業として、広域避難訓練を実施	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館などの公共施設を指定している。 北本市連携事業として、広域避難訓練を実施	・指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校やコミュニティ施設を指定している。 ・地区ごとの大まかな避難経路については、洪水ハザードマップに掲載している。	指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定	・指定緊急避難場所の見直しを実施。車両避難場所としてグラウンドや和紙の里駐車場を指定。	指定緊急避難場所を指定。主に指定避難所のほかに、グラウンドや公園等を指定。	町の公共施設、コミュニティ広場等を中心に指定緊急避難場所を指定し、ホームページ、毎戸配布のハザードマップ等に掲載している。 避難経路については、ハザードマップの見直しのタイミング等に合わせ検討する。	町内学校（3箇所）と中央公民館を避難所に指定。町内学校（2箇所）を緊急避難場所に指定。町公共施設（長瀬町多世代ふれあふベース長瀬）を避難所及び緊急避難場所に指定。	
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S, T, U, V, AE	必要に応じて	関係地盤・県・市町村	近隣市町村と災害時相互応援協定を結んでいる。	隣接市と避難場所の相互利用の協定を締結している。	荒川上流河川事務所広域避難検討会議に参加し、広域避難について協議している。避難場所については、県の施設や隣接の自治体と個別に相互利用などを検討していく。 令和7年度現在、近隣自治体や、関係機関と協定を締結し、複数の分散避難の避難先を確保している。	・必要に応じて、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について検討する。	大規模災害時における相互応援に関する協定の締結	・近隣市町村と協議を検討する。	-	-	-	
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関係地盤・県・市町村・水資源機構	-	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を図る。 水防拠点として、高台避難場所の整備を進めているが、盛土に使用する土を河川工事等の発生土砂を活用する予定である。	必要に応じて、河川管理者と協議の上、実施を検討する。	・必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討する。	-	-	-	-	-	-
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, V, X	R8年度	県・市町村	必要に応じて検討する。	緊急時における避難場所の提供等、町内企業と協定を締結済み。	町内の浸水想定区域外の場所に位置している民間業者と協定を締結し、駐車場を利用できることとした。	・必要に応じて、応急的な避難場所の選定や確保について検討する。	近隣市町村と協議を検討する	応急避難場所の検討	-	-	-	-
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, A, F	R8年度	市町村	出前講座等を通じて町民の意識の高揚を図っている。地域の実情に応じたきめ細やかな備えを促進する。	住民参加型訓練をして、住民の積極的な参加を促進している。	行政区ごとの身近な場所での避難訓練や、参加、体験型の訓練を導入し、参加を促進していく	・近接市町村における避難場所の指定等の必要性を検討し、その必要があれば、その避難所への避難訓練の実施やその訓練への地域住民の参加促進を図る。 令和7年6月に防災訓練を実施した。	近隣市町村と協議を検討する	地区防災訓練の実施。	-	-	-	地域住民参加の防災訓練の実施を予定している。
	20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における災害の事例の啓発を共催し、より充実した訓練を検討・実施	V, AD, AE	R8年度	県・市町村	出前講座等を通じて普及啓発を実施中。	自主防災組織訓練を行い、自治会内で共助できるよう訓練を実施済み。	各自自主防災組織の訓練の啓発活動（訓練方法紹介）や地区防災計画の手引き作成などの支援を行っている 北本市連携事業として、広域避難訓練を実施	・近接市町村における避難場所の指定等の必要性を検討し、その必要があれば、互助の仕組みの強化を図る。	近隣市町村と協議を検討する	広報誌等を活用し住民に周知を行う。	-	-	-	区長や民生委員と協力し、啓発を行う。
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	R8年度	市町村	出前講座等を通じて普及啓発を実施中。	マイタイムライン講習会の実施し、避難計画の作成促進している。	マイタイムライン作成への支援を行っていく	・近接市町村における避難場所の指定等の必要性を検討し、その必要があれば、その避難所への住民一人一人の避難計画・情報マップの作成の促進を図る。	近隣市町村と協議を検討する	避難計画・情報マップの作成検討	-	-	-	地域住民に対し啓発を行う。
22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	R8年度	関係地盤・県・市町村	自主防災組織リーダー研修会を実施。	自主防災組織加入者に対して、防災士資格取得に係る費用の補助金を交付し、地域防災力の向上に努めている。	講演会や研修等を通じて、意識啓発を行う中で人材育成を進めていく	・近接市町村における避難場所の指定等の必要性を検討し、その必要があれば、その対象地域における地域防災力の向上のための人材育成を図る。	近隣市町村と協議を検討する	自主防災組織、消防団等と連携し検討	-	-	-	地域住民参加の防災訓練の実施を予定している。	
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施															
23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関係地盤・県・市町村	埼玉県減災対策協議会等を通じて知見の共有を図る。	福祉担当課と連携し、要配慮者施設における避難計画の作成等にあたり、情報提供を実施	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	-	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る	-	埼玉県内各市町村と本協議会を通じ、他県モデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について情報共有を努める。 ・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図るよう検討をする。	-	-	-	-
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村	国や県から情報提供があるごとに、随時関係機関へ情報提供している。計画の作成についても同様である。	福祉担当課と連携し、要配慮者施設における避難計画の作成・避難訓練の実施を依頼済み	対象施設に対し、計画の作成を再度依頼するとともに、計画作成の解説書を配布するなどして計画作成を促進している。	-	福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における計画の作成、訓練の実施支援を検討	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけってもらうように助言する。 ・福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。	対象となる施設に対し周知し、計画作成の支援も行う予定である。	対象となる施設について、避難確保計画を作成（R4.3.）。避難訓練について実施を支援。	-	-	
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用															

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町	
実施する施策															
具体的取組															
① 水防対策の強化	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R3年度	市町村	県公表の水害リスク情報図を基に洪水ハザードマップを作成。	令和7年4月に川島町洪水地震ハザードマップ・ガイドブックを改訂し、全戸配布を実施した。町民を対象としたハザードマップ説明会を実施。	令和3年3月に防災ハザードマップを全戸配布し、令和4年度は、自主防災組織リーダーを対象としたハザードマップ説明会を行った。自主防災組織育成講座内に、ハザードマップの説明を適宜行っている。 また、町公式Youtubeでは、ハザードマップの解説動画を公開している。	水害ハザードマップを平成29年度に更新作成し、全戸配布実施済み。 ・県の水害リスク情報図の内容を反映した水害ハザードマップを令和3年度に更新作成し、全戸配布実施済み。 ・他市町村の優良事例を参考に周知と改善方法を検討する。						
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R3年度	市町村		防災地域支援課窓口において対応。	総務課窓口において対応。	総務課窓口にて対応	・ハザードマップに問合せ先を掲載		未定			
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村		登録済。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・現在登録中だが、更新されたハザードマップを登録予定。					
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村	-	水防訓練において、洪水ハザードマップに掲載のある広域避難場所を開設し、広域避難訓練を実施している。	総合防災訓練で避難訓練を実施し、ハザードマップの説明を実施（平成30年度） ハザードマップ説明会を令和3年度に実施。 避難訓練については、引き続き検討していく。	浸水想定区域内地区においては、土砂災害対策と同様に、定期的な訓練を行っている。	-	-	-		実施を予定している住民参加訓練の中での活用を検討していく	
	(9) 浸水実績等の周知														
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構	-	地域防災計画に掲載し、公表している。	地域防災計画に掲載している。	・浸水実績を洪水ハザードマップへの掲載により公表済み。	-	-		ハザードマップを作成し全家庭に配布	ハザードマップを作成し、全戸配布（R4.3）	-
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村	-	公共施設及び商業施設等の町長の集まる場所にまるごとまちごとハザードマップの整備を実施	早期避難の啓発物として検討していく	・電柱広告に防災情報をなどの公共的な情報を掲載する「地域貢献型広告に関する協定」を平成28年度に締結し推進している。	-	-	-			-
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中長期の水害リスク情報の提供	A	R3年度	関東地整・県										
	(11) 防災教育の促進														
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	R3年度	関東地整・県・市町村	-	今後、実施予定。	国の支援により作成した指導計画を、町内の全ての学校に情報共有する。また、国が示している防災教育の展開事例や先進事例などの情報を町内小・中学校と情報共有をしている。	・国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、町内の学校に情報共有を行う。	-	-	-	国の支援により作成した指導計画を、村内全ての対象となる学校に情報共有実施を検討する。	-	-
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体		指定避難所となっている学校の教職員と、その地区の自主防災組織役員と合同でHUG訓練を実施し、防災教育に取り組んでいる。	今後、実施予定。	町で開催する、水防訓練、総合防災訓練への参加を推進。教職員に対してだけの講習会等は未実施だが、避難所開設の連携などを検討していく	・教職員を対象とした講習会の実施について検討する。	-	-	小・中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会（勉強会）実施を検討する。	-	-
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体		自主防災組織を始めとした地域の防災訓練等への職員の派遣を行っている。	各自主防災組織や町内団体、民間企業から要請を受けた際に出前講座を実施している。	・町の防災訓練にイツモ防災インストラクターの派遣をしていただき、実施した（平成30年度） 自主防災組織リーダー養成指導員の指導のもと、災害対応迅速上訓練（D16）を実施した。令和4・7年度実施	・令和元年度中においては、出前講座により、2団体に対して講習会等を実施したが、今後も、必要に応じて実施を行う。 ・国土地理院職員による出前講座を実施	水防工法訓練、避難所開設訓練、防災研修会、土の作製訓練、防災講和、防災教育等を実施	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施に向けて検討する。	-	要請により町職員による出前講座を実施。自主防災組織による個別訓練時等において講座を実施。	年1回、行政区長（自主防災組織リーダー兼任）を対象に防災研修を実施。
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化															
35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	R3年度	県											
36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引続き実施	県											
37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急状況に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	R3年度	関東地整・県・水資源機構											
38	ダム放流警報等の即時化や改良	AX, N	R3年度	関東地整・県・水資源機構											
39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R3年度	関東地整・県・水資源機構											
40	水位周知下水道の指定	AX, N	R3年度	県・市町村			予定なし	関係機関と協議していく		予定なし					
41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	R3年度	関東地整・県											
② 的確な水防活動のための取組															
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供															
42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	A1	引続き実施	市町村		大雨等による水害発生危険性を把握するため、台風等の襲来予測時は町、消防署、消防団、警察の密に連携を図っている。特に、消防署、消防団については、町役場に情報連絡員を派遣し、常に無線で現場と連絡が取れる環境を確保しており、現場では河川の水位を適宜確認している。	町が水防団へ直線電話で連絡している。	水防警報等の河川水位等に係る情報は、早い段階で、災害対策本部から直接消防（水防）団長へ電話連絡している。	・水防団本部役員との携帯電話での連絡手段を確保し、メール等での対応も実施している。	防災行政無線（移動系）の配備	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・LINE・デジタル簡易無線等で連絡することとしている。 ・消防団への情報伝達手段の多量化の検討を行う。	・防災行政無線 ・登録制メール ・電話等により直接連絡	防災行政無線（移動系）を活用し情報伝達を実施。		

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町
実施する施策														
具体的取組														
①水防体制の強化	43	水防団が行う河川監視の受け持ち区間や堤防等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	A1	必要に応じて	関東地整・県・市町村	-	毎年、水防計画により適宜、河川監視の受け持ち区間や堤防等水防活動の実施体制を見直しを実施している。また、水防訓練において、伝達訓練を実施している。	水防訓練を、出水期前に毎年開催している。	・今後検討する。	-	未定	-	-	-
	(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保					-	-	-	-	-	-	-	-	-
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の有効力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地整・県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認					-	-	-	-	-	-	-	-	-
	45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	関東地整・県・市町村・地域住民	共同点検に参加している。	合同巡回に参加している。	毎年、国・県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。その中で、重要水防箇所の説明を聞き次年度の水防訓練で活かしている。	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に水防団員も含めて参加している。	-	-	-	-	R3年度から県と共同で実施中
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	今後検討していく。	確認実施し、重点的に水防活動を行うことを検討中。	関係機関と情報を共有していく	・出水時において備蓄資材が使用された場合には、その使用状況を確認する。	-	調査員等を配置し調査を検討	-	-	-
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引続き実施	関東地整・県・市町村	主に土のうについては、常に配備できるよう確保している。	毎年、出水期前に点検を行っている。	町内2箇所の水防倉庫に保管している。数量についても不足が生じた場合は随時補充をしている。土のうについては、いつでも使用できるよう町内2箇所に相当数を備蓄している。	・水防資機材を防災倉庫に保管しており、出水期前に点検を行っている。	水中ポンプの配備、消防団との連携	・土のう、縄、シートなどを消防団（水防団）の倉庫に分散して保管している。点検も年に数回実施している。 ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。	-	土のう、シートなどを（防災）倉庫等に保管	行政区からの要望に応じて土嚢を配付。
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	随時確認を行っていく。	水防団への使用資機材等のヒアリングを実施検討中。	適時、関係機関と確認していく	・出水時において備蓄資材が使用された場合には、その使用状況を確認する。	消防団との連携を図る	災害対応後、検証等を行うよう検討する。	-	-	備蓄している土嚢を有効かつ迅速に活用している。
	(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）					-	-	-	-	-	-	-	-	-
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	消防団（水防団）の団員募集を定期的に行っている。	水防団（消防団）員の募集を消防署で行っている。併せて、町ホームページ等で周知している。	水防団員については確保できている。欠員が生じた場合には、広報紙・ホームページ等で募集する予定。	・広報等により、消防団（水防団）の団員募集等を定期的に行っている。	消防団の組織や活動内容について紹介し、団員募集を随時実施	・消防団（水防団）の団員募集を広報誌等を通じて行っている。	-	町広報や消防団のホームページを作成し、消防団員の紹介及び募集について、常時実施	町広報誌に団員募集の記事掲載。
②水防訓練の充実	50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	R3年度	関東地整・県・市町村	今後検討していく。	毎年、水防団・自主防災会が参加する水防訓練を実施している。	年1回関係機関（消防・水防団）、住民参加の水防訓練を実施している。引き続きより多くの関係機関と連携をしながら訓練の実施をする。	・消防組合と連携した土のう積み訓練を実施。 ・水防団、消防組合と連携し、住民参加型の訓練を実施。引き続き、水防団等の関係機関や住民等と連携した水防訓練の実施を検討する。	浸水想定区域が指定される場合、水防訓練の実施を検討	・水防団、河川管理者、建設業協会などが参加する水防訓練の実施を検討する。	-	-	-
	(18) 水防団間での連携、協力に関する検討													
51	大規模災害に対して広域的、効果的な水防活動の実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AI, AH, AN, AO, AP	R3年度	市町村	大雨等による水害発生の危険性を把握するため、台風等の発生予測時は町、消防署、消防団、警察の密に連携を図っている。	隣接の水防団（消防団）と相互協力応援を行っている。	広域避難について、現在近隣市町と調整をしているため、それに合わせ水防活動についても協力体制ができるよう調整していく。	・近隣町の水防団（消防団）と連携強化を検討する。	浸水想定区域が指定される場合、協力内容等について検討	・近隣の消防団（水防団）との連携が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。近隣の水防団（消防団）と具体的な協力内容等について検討する。	-	-	平成19年に「秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書」を締結済み。	
③市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討	AO, AS	R3年度	県・市町村	-	施設管理者と情報共有している。	水害においては、役場庁舎が浸水エリアとなっているため、災害対策本部の設置を代替候補である、町立西小学校となった場合には、防災行政無線の活用については、移動式観測装置を利用するなど情報手段の確保に努めている。	・対象施設：役場庁舎 浸水想定エリア内に立地しておらず、標高が高い位置にあるため、浸水を想定していない。 ・災害拠点病院等該当なし。	-	-	-	-	-
	(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実													
53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、非常用電源や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AO, AS, AT	R3年度	県・市町村	-	対象施設：川島町役場 非常用電源や電話交換機等を浸水しない高さに設置している。	対象施設：吉見町役場庁舎 非常用電源設置済み。（令和3年度）	・対象施設：役場庁舎 浸水想定エリア内に立地しておらず、標高が高い位置にあるため、浸水を想定していない。 ・災害拠点病院等該当なし。	-	・対象施設：東秩父村役場庁舎 非常用電源を浸水しない高さに設置している。 ・対象施設：東秩父村役場庁舎 自家発電装置の増強を検討している。	-	-	-	-
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組														
(21) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有														
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設、機材の情報を共有	AV	引続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	町及び水防団で可搬式排水ポンプを所有している。	町内に排水機場が4箇所ある	・可搬式排水ポンプを2台所有している。 ・可搬式排水ポンプの増設を検討する。	水中ポンプの配備、消防団との連携	-	-	-	-	-
55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	R3年度	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	遠隔操作の必要性を含め、検討予定。	関係機関と協議していく	-	遠隔基準の明確化について今後検討する	排水機場はなし	-	-	-	-
(22) 浸水被害軽減地区の指定														
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや記憶シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町		
実施する施策																	
具体的取組																	
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理署間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		(23)出水後の対応						被害状況調査が迅速に行えるよう体制の整備を図っていく。	担当者を調査方法を定め、明確にすることで迅速化を図る。	被災者支援システムの導入により迅速化を図る	-	被災後速やかに被害地域へ職員を派遣し、現地調査を実施。	消防団との連携	調査員・消防団等と連携し実施する	氾濫があれば速やかに調査する予定	-	調査手順・方法の検討を行う。
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		■ハード対策の主な取組															
④河川管理施設の整備等に関する事項																	
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																	
		60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AW, BA, BB, BE	引き続き実施	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	国・県・市町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		62	多数の定価や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河堤掘削）	BA	引き続き実施	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	R8年度	県・市町村	検討していく。	町内全域が浸水区域であり、ほぼ全域が3m以上の浸水域となるため、低減策の実施が現状難しい。	関係機関と協議していく	-	-	-	-	-	-		
		64	土砂・流水崩壊効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引き続き実施	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の得意な水防活動等、活用方を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村	-	今後検討していく。	今後、実施予定	-	今後検討する。	未定	-	-	-		
		(24)危機管理型ハード対策															
		66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引き続き実施	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		(25)排水機場の耐水化の検討															
		67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	R8年度	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	皆野町	小鹿野町	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市	
実施する施策																	
具体的取組																	
■ソフト対策の主な取組																	
①円滑かつ迅速な避難のための取組																	
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																	
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引き続き実施	県・市町村				・台風19号の際、河川の氾濫についてホットラインが入らなかったため、活用のし方がない。	気象台と連携をとり、台風や前線に伴う豪雨時に利用を検討。	ホットラインの情報を、避難指示等の発令判断に活用する。	・災害対策本部等で情報共有し、状況に応じて災害対応する。	ホットラインで情報を得た場合は、災害対策本部等に情報提供し、災害対応を行う。	ホットラインの情報を基に、避難情報の適切な発信を図る。	・ホットラインの情報を基に、避難情報の適切な発信を図る。	状況に応じたホットラインの活用について、平時から検討する。	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																	
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,N,R	R8年度	県・市町村・気象台				予定なし	関係機関、対象地区等を組み込み検討する。	国管理河川について、国、県及び関係団体により流域タイムラインを作成を検討する。		実施について検討する。	作成を検討する。	・他市町村を参考に検討する。	タイムライン作成に向けて検討する。	
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,A,F	毎年	協議会全体			水害対応タイムラインを活用した訓練はできなかった。	・消防団（水防団）及び職員を対象とした水防技術講習会を実施した。	自主防災組織等と連携し、地域や地理条件に応じた図上訓練や講座の実施の中で検討。	水害対応タイムラインを活用した訓練について検討する。	・地域に応じた訓練の実施を検討する。	洪水対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	協議会において、訓練事例の情報収集及び訓練実施の検討を行う。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練について検討する。	国管理河川と合わせた訓練を検討する。 災害対策本部シミュレーション訓練実施にあたり、関係機関に参加いただいた。	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台			R8年度に見直し予定。	避難情報の判断・伝達マニュアルを令和7年9月に改訂した。地域防災計画（R7.3月版）に併せた、避難情報の発令判断基準等の記載。避難情報の伝達までの流れを整理し、フロー化。防災行政無線、緊急通報メール、ホームページへの掲載文例を作成等を実施した。	・地域防災計画で高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の記載（修正）。 令和7年3月 地域防災計画改定	タイムラインに発令基準を記載。 災害対策基本法改正に伴う避難情報に応じた発令基準及びタイムラインへ修正済み。	令和3年7月 避難情報の判断・伝達マニュアル改訂 令和4年1月 水害対応タイムライン作成 令和4年3月 地域防災計画改定 今後も必要に応じて見直しを行う。	令和3年6月に避難情報の判断・伝達マニュアル改訂、令和5年1月に国管理河川・県管理河川のタイムラインを更新、令和5年3月に地域防災計画を改訂を行った。	国管理河川（荒川・利根川）洪水対応タイムラインについて、『警戒レベル』を導入した形式に更新済み【令和元年度】 県管理河川（堀川・小山川・女堀川）洪水対応タイムラインについて『警戒レベル』を導入した形式に更新済み【令和元年度】 新たに県管理河川（唐沢川）洪水タイムラインを作成し、既存のタイムラインの更新も行った。【令和2年度】 災害対策基本法の改正（R3.5）に伴い、国管理河川（荒川・利根川）、県管理河川（堀川・小山川・唐沢川・石田川）の洪水対応タイムラインの更新を行った。【令和3年度】	避難情報の変更内容を地域防災計画及びタイムラインに反映済【令和3年度】 新たな防災気象情報を反映させた発令基準の作成を進める。	・令和3年度に改定したハザードマップ、令和5年度に改定した地域防災計画について高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載していることから、見直しを実施した。	地域防災計画等で高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載している。 必要に応じて、見直しを図っていく。
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	R8年度	関係地区・気象台・県・市町村			防災ガイドブックへの掲載や講座、説明会にて実施中		図上訓練や防災講座の実施の中で検討していく。	マイ・タイムライン作成の解説を掲載した総合ハザードマップを毎戸配布、ホームページ掲載している。広報誌にてマイ・タイムラインに関する特集記事を掲載した。 防災講座にてマイ・タイムライン作成講習を実施した。	・住民を対象とした防災講習会等をおとして、マイ・タイムラインの普及啓発を引き続き実施する。	「マイ・タイムライン（避難予定表）」を8月市報と同時に全戸配布を行うとともに、自治会連合会HPに掲載した。【令和3年度】	ハザードマップにマイ・タイムラインを掲載し、ハザードマップ活用講座等で、作成について啓発している。	自主防災組織を対象とした研修会や出前講座で、ハザードマップと合わせてマイ・タイムラインの説明、普及啓発を行っている。	行田市防災ガイドブック（令和4年3月発行）にて普及啓発に努めている。	
(3) 水害危険性の周知促進																	
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	R8年度	県												
	7	ハザードマップの見方など本災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地区・気象台・県・市町村			総務課危機管理担当	予定なし	必要に応じて検討する。	所管課窓口にて実施。	・浸水想定区域図の問い合わせについては、くらし安全課防災安全係が継続して対応する。	自主防災会等の訓練においても要望があればハザードマップの説明を行っている。	設置済	・自治防災課で対応している。	危機管理課で対応している。	
(4) ICT を活用した洪水情報の提供																	
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	R8年度	県												
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒線の現象」等の改善	N,Q,Q	引き続き実施	気象台												
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引き続き実施	市町村			防災行政無線 令和7年度より防災行政無線更新工事を進めており、情報伝達体制の強化が図られた 戸別受信機希望者へ配布 安心安全メールサービス 町公式LINE 町HP	・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ちがひ安心安全メール配信サービス及び公式LINEにて広報を行っている。 ・各地区担当の災害調査員が区長と連絡を取り、情報収集・伝達を行っている。 ・防災行政無線のデジタル化更新を実施（令和2年度）	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール、FAX、テレビデータ放送、エリアメール、Lアラートで広報を行っている。 ・各地区担当の災害調査員が区長と連絡を取り、情報収集・伝達を行っている。 他の手段についても、今後検討する。	令和元年度に防災無線のデジタル化を実施。防災無線の内容はホームページと登録制メールで連携され、情報伝達の強化を図っている。 ・情報伝達は、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、SNS等に加え、ヤフー株式会社と協定を締結し「行政情報メール」により、防災情報を発信している。	・令和2年度に防災行政無線のデジタル化を実施。希望者へは戸別受信機、文字表示板を貸与した。 ・情報伝達は、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、SNS等に加え、ヤフー株式会社と協定を締結し、防災アプリを活用した情報伝達を実施した。 ・令和2年度に防災行政無線のデジタル化を実施。希望者へは戸別受信機、文字表示板を貸与した。 ・防災行政無線、町ホームページ、防災情報メールにより情報伝達を実施。 ・防災行政無線デジタル化整備工事完了（平成30年度～令和2年度） ・電話応答サービスを開始。【令和2年度】 ・本庄市内のコミュニティ放送局「ほんじょうFM」と災害時の緊急放送に関する協定を締結。【令和2年度】（令和7年10月31日ほんじょうFM閉局） ・上里町ライン公式アカウントを開設【令和3年度】 ・電話応答サービスの回線を4回線から8回線に増設【令和3年度】 ・防災情報等架電サービス（でんくるも）を開始【令和6年度】 ・町ホームページにおいて防災行政無線の放送音声・文字情報の掲載を開始【令和6年度】	・市内全域の防災行政無線のデジタル化工事を完了した【平成29年度】 ・ホームページ、登録制メール、SNSでの情報伝達に加え、J:COMと協定を締結し、ケーブルテレビネットワークを通じ家の中でも防災行政無線放送が聞ける「防災情報サービス」を開始した【平成29年度】 ・市内のコミュニティ放送局「F.M.クマガヤ」と災害時の緊急放送に関する協定を締結した【平成30年度】 ・防災ラジオの無償貸与を開始した。【令和7年度】	避難等に関する情報については、防災行政無線、市メール配信、市ホームページ、市公式LINE、市公式ツイッター、テレビ埼玉のデータ放送、Lアラートなどで周知を行う。 また、自治会長等への電話連絡も実施する。 令和3年度、市内のコミュニティFM放送局である「FMぶっかちゃん」と、災害時の連携に関する内容が含まれる包括連携協定を締結済。	・高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、速やかな情報伝達手段として、新たにX（エックス）を通じて住民等に周知している。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐようにしている。 ・令和2年7月より避難情報等電話配信サービスを開始した。	行田市ケーブルテレビ株式会社、F.Mクマガヤ株式会社と災害時対応協定を締結している。	
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地区・県・市町村				協定を締結している。				市内のケーブルテレビ局やコミュニティ放送局と災害時等における緊急放送実施の協定を締結している。「F.M.クマガヤ」に防災行政無線の緊急割込み装置を設置し、「F.M.クマガヤ」から発信される緊急割込み放送で自動起動、自動受音する防災ラジオを導入した。【令和7年度】	深谷コミュニティFMと包括連携協定を締結しており、災害時には連携して情報発信を行う。	テレビ埼玉「テレビ玉データ放送」を活用している。	行田ケーブルテレビ株式会社、F.Mクマガヤ株式会社と災害時対応協定を締結している。	
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																	
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,Q	R8年度	関係地区・県・水資源機構												

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	皆野町	小鹿野町	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市
実施する施策															
具体的取組															
		13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N.N.O	R8年度	関係地盤・県・市町村・水資源機構	-	適宜活用している。	該当となる河川がダムのより下流に属しているため、影響や情報利用は検討である。 河川水位情報については、「埼玉県川の防災情報」をホームページにリンク掲載し、必要に応じて内容を確認するようにしている。	・ダム管理所の洪水対応演習や防災操作説明会等に参加している。 ・河川水位情報については、「川の防災情報」などを活用し、把握している。	・市内に荒川・利根川水系のすべてのダムが野次、放流量中へのリンクを掲載した【令和元年度】	河川水位情報については、市ホームページにリンクを掲載し周知しているほか、水位情報を判断基準の一つにして避難情報等をメール配信や緊急通報メールをはじめとする複数の手段で情報発信することとしている。		河川水位情報等を避難情報発令の参考としている。	
		14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地盤・県・市町村		協定を締結している。				市内のケーブルテレビ局やコミュニティ放送局と連携強化に向けて、情報共有を図る。	深谷コミュニティFMと包括連携協定を締結しており、災害時には連携して情報発信を行う	テレビ埼玉「テレビデータ放送」を活用している。	行田ケーブルテレビ株式会社、FMクマガヤ株式会社と災害時応援協定を締結している。
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等															
		15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V,N,X,AE	引続き実施	市町村	R28.7地域防災計画策定時避難所指定地の避難場所要検討	・指定避難所、指定緊急避難場所についてホームページで掲載している。 ・既存の地域防災計画で定める避難所・避難場所については、ハザードマップにおいてその浸水深等を示している。 ・避難経路については未策定のため、今後検討する。	・避難所としての学校については、体育館のみではなく、教室まで広げた避難所となるよう見直しを行う。 ・避難経路については、過去の内水圏所も入れた総合ハザードマップを每户配布、ホームページ掲載した。 ・自主避難所を選定し、使用スペースやスペースに応じたプライバシー配慮用パーテーションを整備した。	・R4.3に地域防災計画改定に伴い避難所の見直しを行った。 ・小中学校は体育館のみではなく、教室も利用する。 ・避難所についてはホームページ、ハザードマップに掲載している。	・避難所、避難場所については、ホームページや、防災ガイド・ハザードマップで一覧表や想定浸水区域図中に掲載している。 ・令和4年度に改訂した地域防災計画では、当該避難所及び避難場所の想定浸水深を考慮し、「洪水時は施設の2階以上の使用可能」とするなどの見直しを行った。 ・避難経路については未策定のため、今後検討する。	想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを作成し、避難所・避難場所の見直しを行った。【令和2年度】	地域防災計画及びハザードマップの改訂に伴い避難所・避難場所を見直した。【令和3年度】 避難所の一部廃止や追加があったため、見直しを行った。【令和6年度】	・避難経路については未作成のため今後検討する	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 市内小中学校においては、体育館だけでなく、校舎棟も避難スペースとして活用することとした。
		16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難所の指定や避難体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S,T,U,V,X,AG	必要に応じて	関係地盤・県・市町村		・深谷市及び群馬県伊勢崎市と災害時相互応援協定を結んでおり、連絡体制を構築している。 ・加須市及び群馬県渋川市と災害時相互応援協定を結んでおり、連絡体制を構築している。	戸田市との相互応援の協定を締結している。 必要に応じて隣接市町と協議する。	必要に応じて検討する	・千葉県長生郡長生町と大規模災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、連絡体制を構築している。【平成30年度】 ・三芳町と災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、連絡体制を構築している。【令和元年度】	利根川左岸の妻沼小島地区については、災害協定に基づき隣接の太田市に避難場所等を設定している。【平成30年度】 ハザードマップ更新に伴い、妻沼小島地区（利根川北岸の地区）の住民が、群馬県太田市の3施設を避難所として使用できるよう、改めて太田市と調整し、了解を得た。【令和2年度】 新たな市外避難場所として、武蔵丘陵森林公園を設定した。【令和4年度】	熊谷市、本庄市、寄居町、群馬県伊勢崎市と災害時相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。	熊谷市・深谷市と災害等相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。	県内外の協定先と連携を図り市外の避難場所確保を行う。
		17	必要となる避難場所、避難施設等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関係地盤・県・市町村・水資源機構		予定なし。	必要に応じて利用を検討とし、土木主管課と調整となるが、発生土砂の確保スペース確保や工事設計・発注時の条件等を考慮すると、実施は難しく、必要となる場面も平時では想定が難しい。			必要に応じて検討する。	必要に応じて検討する。	現状、今後の予定なし。	
		18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	R8年度	県・市町村		予定なし。	指定緊急避難場所、指定緊急避難所及び自主避難所に準ずることとし、指定（確保）済み。			令和元年東日本台風の際の経験を踏まえ、民間施設と協定を締結し、新たに立体駐車場2か所を避難場所として指定した【令和元年度】	協応的な避難場所として、国道及び下高島避難地型防災拠点を整備済み。	・必要に応じて検討する。	県内外の協定先と連携を図り、市外の避難場所の確保に協力し、市内の民間施設（3団体6箇所）と災害時等における避難所利用の協定を締結している。
		19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,T	R8年度	市町村	地域住民参加の防災訓練を昨年度より実施している	毎年町主催の住民参加型の防災訓練を実施する。	今後検討する。	自治会内での自主防災組織による実施依頼を呼びかけ、必要な補助を行っている。		各自主防災組織あてに「みんなで声かけ避難訓練」を含む「自主防災組織訓練 種目一覧」を配布し、市HPにも掲載した。【令和元年度】	水害を想定した避難訓練の実施について、今後検討していく。	・各自主防災組織の訓練において、地域住民にも参加していただくよう呼びかけている。	出前講座等の機会を活用した避難訓練の実施について、自主防災組織に提案する。
		20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における要配慮者の情報を共有し、より充実した訓練を検討・実施	V,AD,AE	R8年度	県・市町村		自治会等への出前講座を行っている。	地域の図上訓練で、自治会への出前講座の形式をとっており、講座の中で説明を検討。 「避難行動要支援者」の制度と、避難計画作成の必要性等をハザードマップを活用し、自主防災組織連絡協議会等にて説明している。	・自主防災組織活動補助金を交付し、活動の促進を図っている。【令和2年度～】 ・自主防災組織等を対象に防災講習会を開催【令和2年度～】	平成30年度に本市初の「地区防災計画（奈良地区）」作成支援を行い、以降その計画をモデルケースとして、自主防災組織を対象に「地区防災計画補助金」を交付、地区ごとの防災計画策定を支援している。【令和元年度、令和4年度（上記計画の改定支援）】 令和6年度に本市2例目となる「地区防災計画（中西地区）」作成支援を行い、補助金の交付を行った。【令和6年度】	自主防災組織等を対象として訓練・講座の支援を実施しているほか、資機材整備に係る補助金の交付を実施している。	・年に2回程度、自主防災組織にむけて訓練を行い、各区で共助できるような訓練を実施している。	・自主防災組織に対し、地区防災計画の策定を支援する。	
		21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	R8年度	市町村	広報などで啓発を行う	マイタイムラインを掲載した防災ガイドブックを全戸配布している。	マイタイムライン作成の解説を掲載した総合ハザードマップを每户配布、ホームページ掲載している。	マイ・タイムライン作成の解説を掲載した総合ハザードマップを每户配布、ホームページに掲載している。広報誌にてマイ・タイムラインに関する特集記事を掲載した。 防災講座にてマイ・タイムタイムライン作成講習を実施した。	・防災ガイド・ハザードマップの改訂に伴い、避難行動判定フローやマイタイムライン等を掲載し、市HPにも掲載した。【令和元年度】 ・自主防災組織等で行った「マイ・タイムラインの作成（作成例）」を掲載し、逃げ遅れゼロに向けて、住民へ作成を呼びかけた。【令和2年度】 「マイ・タイムライン（避難予定表）」を8月市報と同時に全戸配布を行うとともに、自治会連合会HPに掲載した。【令和3年度】	各自主防災組織あてに「マイ・タイムライン作成」を含む「自主防災組織訓練 種目一覧」を配布し、市HPにも掲載した。【令和元年度】 また、マイ・タイムラインの作成については、ハザードマップの活用講座等で啓発している。	令和3年度にハザードマップを全面改訂し、自宅の水害リスクを自己判定できるフローチャート（逃げどきマップ）及び、マイ・タイムラインの項目を盛り込んだ。 また、マイ・タイムラインの作成については、ハザードマップの活用講座等で啓発している。	町HPで、町女性防災サポーターが作成したマイ・タイムライン作成動画を公開し、作成を促進している。 また、自主防災組織の訓練においてもマイ・タイムラインの作成紹介を行っている。	福祉担当課と連携し、避難行動要支援者個別計画の策定に向けて取り組んでいる。
		22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	R8年度	関係地盤・県・市町村		地域住民参加型の防災訓練の実施 自主防災組織の訓練時及び防災資機材購入時に補助金を交付している	-	自主防災組織が実施する行事や防災訓練等に消防団が参加し、消防防災に関する情報と消火栓設備の共有・指導を行っている。	-	各自主防災組織あてに「防災士取得費用補助事業」を実施し、地域住民の防災士取得を促進している。【平成26年度～令和6年度】 年1回、防災士を対象に意見交換及び研修会を開催するほか、市主催の各種訓練や防災イベントへ参加依頼を行っている。【平成29年度～】 避難所担当職員による現地確認訓練時に地域住民との顔合わせを実施した。【令和6年度】 「防災士取得費用補助事業」を廃止し、行田市と共催にて「防災士養成講座」を開催し、防災士取得促進を行っている。【令和7年度】	市単独で防災士養成講座の開催や自主防災組織・自治会リーダー養成講座の開催、防災士向けの研修会等を実施している。【令和7年度～】 令和7年度は、防災士を対象に意見交換及び研修会を開催するほか、各協議会への参加依頼を行っている	自主防災組織及び町消防団、町女性消防サポーターも参加の研修等を行っている。	毎年、自主防災組織を対象に防災訓練や防災研修等を実施しており、今後も継続的に実施していく。 地域の防災リーダー育成や地域防災力向上を目的に防災士養成講座を開催している。【令和4年度～】 自主防災組織の構成員としてきた受講対象者に加え、新たに市内の中学生や高校生、要配慮者利用施設の職員も対象に防災士養成講座を開催した。【令和6年度～】
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施															
		23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関係地盤・県・市町村		福祉担当課と連携し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	福祉担当課と連携し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	・参考となる知見を深め共有を図る。	・参考となる知見を深め共有を図る。	県消防防災課を通じて内閣府等が作成した「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」の提供を受けたため、市ホームページに掲載した。【平成29年度】	機会を捉え、関係部署と共有を図る。	・埼玉県減災対策協議会等を通じて知見の共有を図る。	市内全ての要配慮者利用施設を対象に依頼文書の通知や説明会を実施するなど作成支援に取り組んでいる。
		24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。応急的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村	要配慮者施設にて策定中	地域防災計画に定めるすべての要配慮者利用施設で避難確保計画の策定を完了した。 一部の要配慮者利用施設では避難訓練を実施している。	・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者施設の記載があり、相談があった場合は、支援等の対応を行う予定。 ・水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に該当する福祉施設の計画作成、避難訓練実施の指導を行い、福祉主管課と情報共有した。	要配慮者利用施設における避難確保計画作成に係る指導を実施	・対象施設への指導を実施している。	浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に「避難確保計画の作成に関する説明会」を実施した。 また、要配慮者利用施設への注意水位FAX通知訓練の送付文面に、計画未作成施設に対して作成を促す内容を盛り込んだ。 毎年施設へ発出する「訓練実施」照会文書にも、計画作成を促す内容を盛り込んだ。【平成29年度】 ハザードマップ更新に伴い、浸水想定区域に基づいて再度計画作成（更新）を勧奨する通知を発出した【令和2年度】 地域防災計画に掲載されている全ての施設の避難確保計画を策定済み。【令和3年度】	令和3年度、最大規模降雨による浸水想定区域内に立地する配慮者利用施設に対し依頼通知を送付し、全施設において計画を作成済み。なお計画の作成・訓練の実施の報告が進んでいる。 計画に基づく訓練を実施する施設については継続して呼びかけを行う。	町内の対象となる要配慮者利用施設について、避難確保計画作成を要配慮。必要に応じて情報共有を行う。	市内全ての要配慮者利用施設を対象に依頼文書の通知や説明会を実施するなど作成支援に取り組んでいる。 ・計画作成率97%
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用															

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	皆野町	小鹿野町	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市	
実施する施策																	
具体的取組																	
		25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R8年度	市町村			他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知方法を検討する。	令和2年度にてマップ作成・周知済み。 浸水想定区域及び水害リスク情報図を交えた図上訓練実施を検討。	水害ハザードマップの見直しを行い、毎戸配布により住民への周知を図った。	・国管理河川（陽川・神流川・利根川）については平成30年度に作成、周知し、活用中。 ・防災ガイド・ハザードマップを改訂し、県管理河川の浸水想定区域について反映した。【令和3年度】 ・各種団体を対象に防災ガイド・ハザードマップを活用した防災講習会を開催。【令和3年度～】	国管理河川、県管理河川ともに協議会を通して提供された情報及び他自治体事例を、洪水ハザードマップを作成時に参考にした。【令和2年度】	他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知や訓練への活用方法を検討。	・令和4年3月にハザードマップを改定し、全戸配布を実施 ・令和4年度に拡大版ハザードマップを作成し、町内小中学校、公共施設等への掲示を実施。	他自治体を参考に、利根川、荒川の想定最大規模による水害ハザードマップの見直しを行い、市民への周知を行った。（県管理河川の浸水想定区域図も掲載）	
		26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R8年度	市町村			総務課の窓口にて洪水ハザードマップを配布。過去の浸水被害実績等の情報を案内している。	予定なし		・浸水想定区域図の問い合わせについては、くらし安全課防災安全係が継続して対応する。	自主防災会等の訓練においても要望があればハザードマップの説明を行っている。	設置済	・自治防災課窓口等に対応。	危機管理課で対応している。	
		27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村			国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録済み。	登録済み。	・登録済み。	国管理河川、県管理河川：ともに登録済み。	登録済。	・登録済。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	
		28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村			自治会等への出前講座において、洪水ハザードマップを活用している。	図上訓練にて活用している。	水害ハザードマップを活用した防災講座を実施した。	・地域に応じた訓練の実施を検討する。	国管理河川、県管理河川：ともに実施を検討する。	職員や市民を対象とした訓練で活用している。		地域住民を対象に実施している。 令和3年3月に水害対策に関する啓発用DVDを自治会に配布した。	
	(9) 浸水実績等の周知																
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構	-	-	・浸水実績を防災ガイドブックと内水はん濫ハザードマップに掲載し、周知している。	・町内で過去に冠水した箇所をハザードマップに掲載している。	-	・防災ガイド・ハザードマップに反映し周知に努めている。	ハザードマップや地理情報システム（くまっぷ）において、浸水実績を掲載している。	ハザードマップに、浸水実績を掲載し周知している。 今後の実績の収集方法や更新の方法については、継続して検討していく。	・必要に応じて周知を図る。	浸水実績のある箇所を、内水ハザードマップとして市ホームページに公表している。		
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村			・指定緊急避難場所に標識を設置している。	必要に応じて整備を検討する。	・町内19か所の電柱に、想定浸水深表示を行った（令和5年度）	・想定浸水深が深い地域の電柱に、浸水想定深を示した標識を3か年で90箇所設置を行った。【令和4年度～6年度】	市内約250箇所の防災行政無線に各地域の「最大浸水深」標識を掲示した【平成30年度～】	浸水想定区域内に、浸水深などの表示看板の設置を検討する。	-	-		
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中長期浸水の水害リスク情報の提供	A	R8年度	関東地整・県												
	(11) 防災教育の促進																
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	R8年度	関東地整・県・市町村	-	-	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行う。	提供に応じて、教育委員会と連携し、学校への共有を図る。	-	・市内の小中学校に情報共有する。	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、全ての学校に共有する	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、教育委員会と連携し学校との共有を図る。	-	国の支援により作成した指導計画を、市内の全ての対象となる学校に情報共有する。		
33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体			教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教育委員会と連携し、「学校の危機管理マニュアル」の内容に関連付けて実施を検討する。	・計画的な実施を検討する。	・計画的な実施を検討する。	・市内小中学校の防災担当教員を対象とした「安全教育主任会議」において、洪水に関する講習会を実施【平成30年度～】	今後検討する。	-	・学校担当課と連携し検討していく。			
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体			・出前講座などで備蓄品や防災情報の入手方法などについて住民への周知を実施している。	自主防災組織の依頼に応じて実施。	行政区、自主防災組織等の依頼を受け講習会を実施。	・地区公民館、行政区、自主防災組織等の依頼を受け講習会を実施している。 ・（一財）消防防災科学センターから3名の講師を招き、自主防災組織、民生委員、消防団員を中心に『地域版タイムライン』作成研修を実施。【令和7年度】	市内各地で市政宅配講座及び自主防災組織を対象とした防災講座を実施しており、水害対策についても啓発を行っている。【随時】 市政宅配講座のメニューから防災講座を廃止したが、要望に応じて講演を行うと共に、組織のリーダーや防災士が講演を行えるよう説明資料等をホームページに掲載した。【令和7年度～】	自主防災組織や団体等への出前講座を実施している。	-	・出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。			
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																	
35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	R8年度	県													
36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引続き実施	県													
37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急放送に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	R8年度	関東地整・県・水資源機構													
38	ダム放流警報等の部水化や改良	AX, N	R8年度	関東地整・県・水資源機構													
39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R8年度	関東地整・県・水資源機構													
40	水位周知下水道の指定	AX, N	R8年度	県・市町村				地下街等の地下利用施設が存在せず、対象となる公共下水道等施設がないため、指定を想定していない。	-			予定なし。	県・他市町村等の状況を踏まえ、検討する。	県との連携を図る			
41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	R8年度	関東地整・県													
2.約確な水防活動のための取組																	
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供																	
42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	A1	引続き実施	市町村			防災行政無線整備 安心安全メールサービス		・水防警報等の河川水位に係る情報は市から水防団へ電話連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は町から水防団（兼消防団）へ、無線機、電話、SNSを活用し情報を共有している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をする。 ・水防団（消防団）への情報伝達手段の多重化の検討を行う。	・スマートフォン・携帯電話による伝達系統をグループ化して実施している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部消防総務課と連絡調整をし、消防総務課より水防団（消防団）へ携帯電話で直接連絡をする。《妻沼行政センター》 水防警報等の河川水位に係る情報は、水防団長と連絡調整をし、水防団長より水防団（消防団）へ携帯電話で直接連絡をする。《大里行政センター》	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団（消防団）へ電話連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部と連絡調整し、町から消防団へ電話連絡している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をしている。	

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	皆野町	小鹿野町	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市	
実施する施策																
具体的取組																
	43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や堤防等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地整・県・市町村				予定なし	消防団訓練や会議等の場で検討していく。	・計画的な実施を検討する。	状況に応じて検討する。《要沼行政センター》 日頃から受け持ち区間の巡視を行っている。必要に応じて、連絡網を活用した伝達訓練を検討する。《大里行政センター》	水防訓練に伝達訓練を取り入れるよう、検討段階である。	・今後検討する。	消防団と連携を図り、水防活動が迅速に実施できる体制の整備を図る。	
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保																
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の有効化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地整・県											
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認																
	45	洪水に耐しリスクが高い区間や重要水防箇所や水防団や地域住民等との共同点検の実施	AI	引続き実施	関東地整・県・市町村・地域住民				・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	過去の冠水箇所や水位上昇水路・河川を土木主管課と情報共有し、確認するようにしている。	・国や県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・国や県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、国及び県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加し情報の共有に努める。《要沼行政センター》 毎年県が実施している重要水防箇所の共同点検に参加している。《大里行政センター》	毎年、国及び県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 国及び県が実施する重要水防箇所の共同点検が、水防団（消防団）等との共同点検が実施できるよう調整している。	毎年、国及び県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AI	出水後速やかに	県・市町村				・対応した部署や消防団に働き取りを行っている。	土木主管課と連携し、降雨状況や冠水に応じて、バリケード設置による通行不可を施し、路面管理するようにしている。	・対応した部署等に確認。	状況に応じて現地調査を実施する。	大里郡利根川水害予防組合、消防本部と情報共有している。	・今後検討していく。	消防本部からの連絡、県への報告を迅速に行う。	
	47	水防資機材等の配備・確認	AI	引続き実施	関東地整・県・市町村	行政区からの要望に対して土蔵の配布			・市内の水防倉庫に土のう袋やスコップ等を所有している。	土のう、スコップ等を備蓄している。	・土のう、縄、シートなどを水防倉庫に分散して保管している。	複数の水防倉庫に保管している土のう袋、縄、シートなど水防資材・機材を定期的に点検し、その確保に努める。《要沼行政センター》 定期的に点検を実施しており、必要に応じて水防資機材の入れ替えを行っている。《大里行政センター》	土のう袋、縄、シート等の水防資機材は、水防倉庫に保管しており、出水前助及び定期的に点検を実施し、水防資機材の確保に努める。		必要資材を水防倉庫に備蓄している。	
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BI	出水後速やかに	県・市町村	確認している台風前に土のうを作製し、倉庫へ備蓄している。			・対応した部署や消防団に働き取りを行っている。	平時から資機材を備蓄管理しており、使用・搬出時の記録をとっている。	・資材の備蓄状況をしっかりと管理し、取水後に使用された資材を把握できるようにする。	必要に応じて対応する。	必要に応じ対応する。	大里郡利根川水害予防組合、消防本部と情報共有している。	随時確認を行う。	消防本部からの報告を迅速に行う。
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）																
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	広報誌「消防団員募集記事掲載」	・消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・広報誌やホームページ等で広く消防団員の募集や自主防災組織等の参加を促していく。 ・消防団機能別分団員制度を令和6年4月より開始、風水害に対する水防活動を含めた災害防衛活動を行う「地元支援団員」は、令和8年3月時点で、33人を任命している。	・消防団で、常時団員募集を行っている。	広報紙・ホームページ掲載、関係機関から送付されるポスターを掲示する等により、消防団員の募集を行っている。 「消防団協力事業所表示制度」を実施している。	広報誌への掲載や講習会等で実施している。	・広報誌への掲載や講習会等で実施している。	消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。《要沼行政センター》 消防団員が水防団員を兼務しているため、水防団強化も兼ね、市ホームページ、広報紙（市報）、ポスター等で幅広く消防団員を募集している。《大里行政センター》	消防本部が広報誌などを通じ、常時団員募集を行っている。 広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	・水防団員の募集としては行っていないが、消防団員の募集を町の広報で行っている。	市ホームページにおいて消防団員の募集を行っている。	
(17) 水防訓練の充実																
	50	水防団強化、技術の継承を目的とした広域の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	R3年度	関東地整・県・市町村	住民参加型防災訓練の実施（土砂災害） 町消防団の協力の充実	・防災訓練は毎年実施している。	・毎年、坂東上流水害予防組合が実施する水防訓練に参加している。	同上訓練において、自主防災組織、消防団のほか、地域住民が参加し、実施している。	水防組合において実施している。	・水防組合において実施している。	大里郡利根川水害予防組合が実施する水防訓練に参加する。《要沼行政センター》 荒川北緑水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。《大里行政センター》	毎年、大里郡利根川水害予防組合が実施する水防訓練等に参加している。 住民等も参加する水防訓練の実施を検討する。		毎年、利根川、荒川の国管理河川において、実施している。 消防団や大学生が参加している。	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討																
	51	大規模災害に対して広域的、効果的な水防活動を実施できるように関係者の協力内容等について検討、調整	AI, AIK, AIK, AD, AP	R3年度	市町村	平成19年に秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書を締結している。	・秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定に基づき、相互支援することとしている。 ・今後も協定に基づき対応する。	・近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、副水防長同士で連絡を取り合うこととしている。	近隣の消防団と相互支援することとしている。	・水防組合の加盟団体間において実施している。	・水防組合の加盟団体間において実施している。	隣接する深谷市と水防組合を組織し、相互支援することとしている。 利根川が水防区域となっていない水防団（消防団）と協力内容等について検討する。《要沼行政センター》 【水防団員が所属する指定水防管理団体と事務局】 荒川北緑水防事務組合（管理課） 熊谷市（大里行政センター） 大里郡利根川水害予防組合（要沼行政センター）	近隣の水防団（消防団）で大里郡利根川水害予防組合を形成しているため、水防活動時には相互支援することとしている。 近隣の水防団（消防団）と具体的な連絡方法、協力内容について検討する。		市内の建設業者と災害時の応援協定を結んでいる。	
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AK, AS	R3年度	県・市町村	近隣の自治体の動向も確認し、今後要検討			浸水想定区域及び水害リスク情報図の範囲内に庁舎や拠点施設はない。			浸水想定区域内の病院については、水防法に基づき、洪水予報等をFAX通知している【平成29年度以降】 また、非緊急時に円滑な情報伝達が行えるように上記病院に対して注意水位FAX通知訓練を実施した。【平成30年度】	電話などの通常の情報伝達手段のほか、公共施設へのIP無線機の配備や、職員間でのチャットアプリの利用体制を構築している。		市庁舎施設管理部と洪水に係る情報について共有している。	
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、浸水化や非常用電源等の対策を施設関係者が実施するよう調整	AK, AS, AT	R3年度	県・市町村				浸水想定区域及び水害リスク情報図の範囲内に庁舎や拠点施設はない。 庁舎及び拠点施設に太陽光発電設備・蓄電池を整備している。		・庁舎の自家発電装置に72時間対応のための燃料タンク増設工事完了。【令和2年度】 ・防災行政無線のための非常用予備発電装置整備点検（オイル交換等）実施。【令和7年度】	協議会を通して提供された情報を共有し、対策を実施するよう情報提供する予定。	本庁舎については、4箇所に非常用電源装置及び太陽光発電装置を設置済。【令和2年度】		地下に配置していた市役所本庁舎の定電圧設備を、平成23年度に地上に真上げし配置した。	
③ 冠水の排水、浸水被害軽減に関する取組																
(21) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有																
	54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構			実施中	浸水想定区域及び水害リスク情報図の範囲内に対象施設はない。 土木・上下水道主管課と連携し、関係機関との調整を検討する。	・町内に排水ポンプ施設が1箇所ある。	・関係機関と積極的に情報交換をし、共有する。 ・水害リスク情報や、施設・機材について関係課と共有している。	・市が所管する排水機場が10か所ある。 ・国土交通省が所有する排水ポンプ車等災害対策車両を有事の際に依頼する。	必要な情報共有を図っている。		・排水ポンプ車を国から借りる協定を締結している。 ・市内に排水ポンプ施設が8箇所ある。	
	55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AK	R3年度	関東地整・県・市町村・水資源機構			予定なし	必要に応じて検討する。			・排水機場の遠隔操作化については必要に応じ、検討する。 ・遠隔基準については河川の状況、降雨量を参考にしているが明確な基準は決めていないため必要に応じて検討する。	雨や水位の状況を見ながら判断している。		関係機関と取り決めを行う。	
(22) 浸水被害軽減地区の指定																
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや集計シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県											

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	皆野町	小鹿野町	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市
実施する施策																
具体的取組																
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理委員会で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	-	-	必要に応じて浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて近隣市町と検討する。	必要に応じて近隣市町と検討する。	・必要に応じて取り組む。	必要に応じ、共有・連携を図る。	必要に応じ、共有・連携を図る。	-	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。
		(23) 出水後の対応														
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	-	-	・災害対策本部設置運営マニュアルを作成し、情報伝達フローを整理した。	災害時における初動及び応急対応マニュアルを作成した。	・現場写真を本部へ転送できる体制等を整え、情報収集を迅速化させる。	・関係部署と連携を図り、迅速な被災状況の把握に努める。	令和元年度東日本台風後に罹災証明発行手順やチェックリストを整備、家庭調査用装備品を配備した。	職員の役割や連絡方法（チャットアプリの活用等）の見直しにより、迅速な対応について検討している。	・各課、機関と連携をはかり、被災状況の確認を行っている。	全部署の職員で対応する。
		59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台										
■ハード対策の主な取組																
④河川管理施設の整備等に関する事項																
(23) 洪水氾濫を未然に防ぐ対策																
		60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AW, BA, BE	引続き実施	県										
		61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	国・県・市町村										
		62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河堤掘削）	BA	引続き実施	県										
		63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	R8年度	県・市町村	-	予定なし	「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」に基づき実施するほか、上下水道主管線と調整する。	-		耐水化計画に基づき必要な対策を令和5年度に実施済み。	令和3年度に耐水化計画策定。実施について今後検討する。	・今度検討していく。	排水機能停止に係る低減策を実施する。	
		64	土砂・流水誘発効果の高い造堤型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県										
		65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村		予定なし		必要に応じて取り組む。		関係機関と情報共有し、水防団（消防団）の円滑な水防活動等の方策を検討する。				
		(24) 危機管理型ハード対策														
		66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県										
(25) 排水機場の耐水化の検討																
		67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	R8年度	県										

取組の柱		課題	目標時期	取組機関	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市
実施する施策	具体的取組													
■ソフト対策の主な取組														
①円滑かつ迅速な避難のための取組														
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供														
1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村	ホットラインで情報を得た場合は、災害対策本部等に情報提供し、災害対応を行う。		令和元年台風第19号時に、越谷県土整備事務所とのホットラインにより得た情報等をもとに、対応を検討した。	ホットラインによる情報については、水防本部ないし災害対策本部において共有し、今後の対策を検討する上での重要な助言として活用を行っている。	・出水期前に協議会において連絡体制を確認する。 ・ホットライン情報の効果的な活用について検討していく。	今後、必要に応じて検討していく。	今後、実施予定	ホットラインで入手した情報を関係部局で迅速に共有できる仕組みを検討する	ホットラインの情報活用について検討する。	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）														
2	多機関連携型タイムラインの検討	L,N,R	R8年度	県・市町村・気象台		避難指示の発令等に着目したタイムラインを作成している。	避難指示の発令等に着目したタイムラインを作成している。	関係部署と協議し、検討していく。	・今後、多機関連携型タイムラインの検討を行う。	今後、検討していく。	必要に応じて、作成を検討する。	多機関連携型タイムラインの作成を検討する	多機関連携型タイムラインについて検討する。	各機関が作成するタイムラインの共有を検討する。
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,A,F	毎年	協議会全体	・より大きな被害が想定される国管理の利根川等の氾濫を想定した水防訓練、広域避難訓練を実施している。 ・県管理河川については実施していない。	・平成30年7月にハザードマップの浸水想定とタイムラインに基づき、洪水避難訓練を実施。 ・今後の実施についても検討をする。	・（国河川）訓練は実施していないが、台風第19号時に実際に活用した。 ・（県河川）タイムラインを作成していない。	関係部署と協議し、訓練について検討していく。	・今後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	タイムライン作成後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討の予定。	令和3年度に作成した中川の被害対策タイムラインに基づき、中川に近接する小学校を対象とした職員向けの避難所開設運営訓練を実施。また、江戸川の氾濫を想定した地域の自主防災組織、自治会による避難訓練と避難所開設運営訓練を実施。	タイムラインを作成した後、訓練についても検討する	タイムラインに基づいたロールプレイング及び避難行動実地訓練等の実践的な避難訓練が実施できるよう検討する。	作成したタイムラインを活用した訓練実施について検討する。
4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	・地域防災計画を改定するなど、随時見直しを行っている。 ・国管理河川については、平成29年8月に利根川中流4県境広域避難協議会を設立し、国、県、近隣自治体と広域避難の検討を進めている。	・令和3年5月に変更となった避難情報等の伝え方の見直しを実施。 ・発令基準に関しては、今後必要に応じて見直しを行う。	・（国河川）警戒レベルの導入に伴う改定時に、内容についても見直しを行った。 ・（県河川）避難勧告等の発令基準について見直しを行った。	国及び県のタイムラインについて、台風19号での対応で明らかとなった課題を踏まえ検証を行い、見直しを進める。	・地域防災計画で高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載しており、必要に応じて見直しを実施する。また、タイムラインについても、内容を検証し、必要に応じて見直しを実施する。	見直しを行い、反映した。	【避難勧告・避難指示を避難指示一本化】による法令改正に伴い見直しを実施。	避難指示等の発令基準は国管理河川を対象としているため、必要に応じて基準を見直す	・避難情報の判断・伝達マニュアルを見直した。（令和3年度） ・必要に応じて見直しを行う。	・地域防災計画に避難情報の発令基準等を記載している。 ・令和7年度に地域防災計画の改訂を実施して、避難情報の発令基準等を見直した。 ・今後、必要に応じて見直しを実施する。
5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	R8年度	関係地区・気象台・県・市町村	加須市水害時の避難行動マップ（洪水ハザードマップ）にマイ・タイムラインを掲載し、出前講座等でも作成講座を実施し、普及啓発に努めている。	令和4年3月作成の洪水ハザードマップにおいて羽生市版マイ・タイムラインを掲載し、普及啓発を行っている。	春日部市災害ハザードマップを基に、マイタイムライン出前講座の実施。	動画を作成し、YouTubeで公開している。	・マイ・タイムラインが記載された「越谷市総合防災ガイドブック」を令和3年度に全戸配布するとともに、住民向け説明会を実施した。 ・出張講座や防災訓練時にマイ・タイムラインの啓発を実施している。		出前講座等で啓発した。	HPにマイ・タイムラインの作成を支援するページを作成した 携帯サイズの防災マニュアルブックを作成し、その中でマイ・タイムラインの作成方法を掲載し、要配慮者利用施設等に広く配布した（令和4年3月）	出前講座等を通じて、マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成について啓発を実施している。	マイ・タイムラインの作成について市広報、HP、出前講座等において広く周知・啓発を行っている。
(3) 水害危険性の周知促進														
6	水位周知河川の拡大及び運用	K	R8年度	県										
7	ハザードマップの見方などを水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地区・気象台・県・市町村		地域振興課が窓口となり、随時ハザードマップの見方など説明を行っている。	危機管理課を問合せ窓口としている。	危機管理課を問合せ窓口としている。	・新たに窓口を設ける予定はなし。引続き、窓口や電話等での問い合わせに関しては、都度対応する。	専用の窓口は設置していないが、危機管理防災課を窓口とし、問い合わせは随時受け付けている。	専用の問い合わせ窓口は設置していないが、電話や窓口において、適宜、説明した。また、出前講座等で啓発した。	危機管理防災課にて随時問い合わせに対応している	総務課地域安全担当を問合せ窓口としている。 ハザードマップの見方など、出前講座を通じて水災害の事前準備について啓発している。	各防災担当課で対応している。
(4) ICTを活用した洪水情報の提供														
8	洪水情報のブッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	R8年度	県										
9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善	N,Q,Q	引続き実施	気象台										
10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引続き実施	市町村	・地域防災計画に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどを用いて、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。 ・防災行政無線の聞こえづらい方向けに、電話による自動応答サービス等の補完対策を継続して行う。 ・防災行政無線の放送内容が聞こえる防災ラジオを希望する全世帯に無償貸与している。 ・スマートフォン向け防災アプリを令和3年4月に配信した。	・防災行政無線、防災アプリ、広報車、メール配信サービス、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力等、複数の手段により、情報伝達を行う。	・防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化が完了しているほか、遠近放送の聞き直し用のフリーダイヤルを設けている。 ・防災情報の配信については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、アラートを整備している。 ・また、避難所の避難状況についても、ホームページのリンクから確認できるように整備した。	・情報伝達手段としては、防災行政無線、登録制メール、LINE、X、防災アプリ、Yahoo!防災通報、緊急通報メール、電話・FAX、コミュニティFMなどの情報伝達手段を整備している。 ・また、避難所の避難状況についても、ホームページのリンクから確認できるように整備した。	・情報伝達方法としては、災害情報管理システム、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、LINE、防災アプリ、アラートを整備済。 ・固定系防災行政無線についてはデジタル化による再整備を実施済。 ・デジタル化に伴い、音声放送のほか、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、LINE、防災アプリ、電話自動応答サービス等、複数の情報伝達媒体へ一斉に情報配信することが可能になった。 ・要配慮者や防災行政無線が届きにくい地域の希望者に対して防災ラジオを有償で配付した。	・避難情報等の情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、X、緊急通報メール、公式アプリ、アラートを整備済。 ・防災行政無線のデジタル化を完了した。 固定系・平成31年度完了 移動系：令和2年度完了	市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、緊急通報メール、SNS、電話応答サービス、アラート、FMラジオ、ケーブルテレビ、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）、テレビ、新聞等により実施。 また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成し、現地で配付・掲示することともに、自治会又は自主防災組織により広報を行うこととしている。 広報の選定については状況을判断し、適切なものを選定し改善していく。	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイト、メール配信サービス、フェイスブック、X、緊急通報メール、防災行政無線確認ダイヤルを整備済。 令和2年1月から防災無線の内容を架電する「防災情報架電サービス」を開始した	同報系防災行政無線システムのデジタル化については平成25年度～平成28年度に実施済。 他情報配信手段については、ホームページ、登録制メール、防災行政無線確認ダイヤルを整備済。 令和4年4月より、防災行政無線の内容を架電できるよう「防災情報架電サービス」を開始。	・地域防災計画で伝達方法について記載している。 ・防災行政無線、防災アプリ、防災行政無線情報メール、緊急情報架電サービス、広報車、アラート、エリアメール、緊急通報メール、フェイスブック、X（旧ツイッター）、ライン。 [R0] ・防災行政無線のデジタル化に併せて電話応答サービス（防災行政無線の内容を電話で確認できる）を導入した。 [R2] ・防災行政無線音声応答サービスのフリーダイヤル化を実施した。 令和3年3月から緊急情報架電サービス（携帯電話等を所有していない住民に対し、固定電話の電話番号やFAX番号に架電するもの）を開始した。 [R5] 令和5年4月から防災アプリを導入し、防災行政無線の内容をアプリ上で確認できるようにした。
11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地区・県・市町村	株式会社わたらせコミュニティメディアと災害時応援協定を締結しており、災害時には連携して情報発信を行う。			コミュニティFMである、FMコジガヤと協定を結び、災害時にラジオ放送を活用することとしている。	・平成25年度に地元ケーブルテレビ局と協定を締結しており、令和2年度に地元コミュニティラジオ局とも協定を締結した。令和4年度に地元コミュニティラジオ局の電波を使用して市民に緊急情報を流す防災ラジオを導入した。今後も情報共有を行い連携強化を図っていく。		吉川市内のメディアではないが、4社と災害時応援協定を締結している。	株式会社ジェイコムと「災害時における放送等に関する協定」及び「行政放送の再送信に関する協定」を締結済み	災害時の情報発信における地元メディアとの連携について検討する。	地元ケーブルテレビ会社と協定を締結している。
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実														
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,Q	R8年度	関係地区・県・水資源機構										

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市
実施する施策															
具体的取組															
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N.N.O	R8年度	関係地整、県・市町村・水資源機構	河川水位情報は避難情報発令の参考または基準としている。 ・ダムの放流情報については、特に上流域に注意している。 ・川の防災情報を活用している。	河川水位情報については、「川の防災情報」などを活用し、把握している。 ・ダムの放流情報については、特に上流域に注意し、必要があれば管理事務所に問い合わせるなどして情報収集をしている。	台風第19号対応において、常に河川水位情報等を注視し、水位に応じて災害対応を行った。	河川水位情報は避難情報発令の参考としている。 ・避難情報の発令や避難所の開閉・閉鎖の判断に活用している。今後についても、情報の効果的な活用を検討していく。 情報配信の多重化を図ることができた	今後、河川水位情報に注視しつつ、災害対応を行う。	今後、実施予定	河川水位情報について関係機関とホットラインで情報を受け取れる体制を構築する	河川水位情報等の活用を検討する。	河川水位情報等を避難情報発令の参考にする。	
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地整、県・市町村				コミュニティFMである、FMコソガヤと協定を結び、災害時にラジオ放送を活用することとしている。 防災行政無線との連動を行い、緊急放送等を放送できるよう整備済み。	・平成25年度に地元ケーブルテレビ局と協定を締結しており、令和2年度に地元コミュニティラジオ局とも協定を締結した。令和4年度に地元コミュニティラジオ局の電波を使用して市民に緊急情報を流す防災ラジオを導入した。今後も情報共有を行い連携強化を図っていく。	災害時における情報等の放送に関する協定を締結している。引き続き連携強化を図っている。	吉川市内のメディアではないが、4社のメディアと災害時応援協定を締結している。	株式会社ジエicomと「災害時における放送等に関する協定」及び「行政放送の再送信に関する協定」を締結済み	災害時の情報発信における地元メディアとの連携について検討する。	地元ケーブルテレビ会社と協定を締結している。
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等															
	15	現状の避難場所・避難経路・避難経路体制の再確認と改善	V,N,X,AE	引続き実施	市町村	・令和元年東日本台風において浮かび上がった課題を受け、見直しを行った。 ・避難元地域単位で避難場所を分類 ・洪水ハザードマップの改定に合わせ、避難所等の再検討を実施し、想定最大規模降雨時に使用できる避難所と指図を記載した。避難経路については自主防災組織の避難訓練等で検討する。	・指定緊急避難場所は、主に都市公園と小中学校のグラウンドを指定している。指定避難所は、主に小中学校や公民館等を指定している。 ・洪水ハザードマップの改定に合わせ、避難所等の再検討を実施し、想定最大規模降雨時に使用できる避難所と指図を記載した。避難経路については自主防災組織の避難訓練等で検討する。	自主防災訓練での避難訓練の実施や訓練及び各種イベント等において、防災啓発リーフレットを配布し、避難場所・避難経路の再確認を行っているほか、避難場所案内看板の設置や、自治会等による要援者の支援体制の確保を行った。	ハザードマップの浸水箇所から、比較的地盤が高い避難場所を抽出し、タイムラインに反映している。 避難場所の検証と、避難経路について検討していく。	・水害時の指定緊急避難場所や指定避難所となる施設は、2階以上の部分としている。 ・道路の破壊、周辺の火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難経路を固定化していない。	・指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校、公園、公民館などを指定している。 ・市内各所の電柱に避難所誘導看板を設置している。（町民受から更新予定） ・広域避難について検討予定。	指定緊急避難場所や緊急避難所は、小中学校や総合体育館、公民館などを指定している。 避難経路については、未確定のため検討を行う。 避難所でのトリアージ、ソーニング方法を訓練を行い、周知している。	市内に高台のような場所はほとんど存在しないため、指定避難所の上層階、垂直避難、知人宅等への避難が主体となる	指定緊急避難所や緊急避難所は指定しているが、避難経路については未作成のため、今後検討していく。	・主に小中学校やコミュニティセンターを指定している。 ・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。 災害協定を締結しているバス会社と避難訓練を実施
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の指定や避難経路について検討し、そのための情報提供の実施。	S,T,U,V,X,Y,AE	必要に応じて	関係地整、県・市町村	・関係どまんなかりミット会議構成市町間で相互利用する避難所を決定している。また、毎年度、連絡先の交換等を行っている。 ・利用川中流4県境広域避難協議会において、広域避難について検討を進めている。	・市内ホテルと災害時における客室の優先的な確保について、協定を締結している。 ・平成31年2月に災害時における利根川兩岸3市3町相互応援に関する協定を締結した。 ・既に締結している市町村間相互応援協定の内容拡充、新規協定の締結を検討していく。	近接市町村と災害時相互応援協定を結んでいる。今後、協定市との協議を重ね、広域避難の準備体制を整えている。	近接市町村と災害時相互応援協定を結んでいる。今後、近接市町村と広域避難等について、情報共有を図っていく。	・近隣のさいたま市、川口市、春日部市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町と避難所・避難場所の相互利用に関する協定を締結している。	・指定緊急避難所や緊急避難所は、小中学校や総合体育館、公民館などを指定している。 ・市内各所の電柱に避難所誘導看板を設置している。 ・市内各所の電柱に避難所誘導看板を設置している。 ・広域避難について検討予定。	指定緊急避難場所や緊急避難所は、小中学校や総合体育館、公民館などを指定している。 避難経路については、未確定のため検討を行う。 避難所でのトリアージ、ソーニング方法を訓練を行い、周知している。	災害時相互応援協定を県内外の市区町村と提携しているが、具体的な避難場所の設定はない 今後、避難先の施設等について、具体的に検討する 今後、避難先の施設等について、具体的に検討する	近隣5市1町における相互応援協定を締結し（平成8年度）、被災者に対する避難所及び避難場所の相互利用ができる。 埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。 協議会の場で、避難場所の設定等の検討・調整を強く希望する。	・近隣市町で構成する由緒館市等々協議会や災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。 埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。 協議会の場で、避難場所の設定等の検討・調整を強く希望する。
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関係地整、県・市町村・水資源機構	・必要に応じて行う	・必要に応じて、河川管理者と連携した効果的な避難場所等の整備を検討する。	建設発生土の再利用について、自治体内及び関係機関と連携し実施している	必要となる避難場所等の整備にあたっては、発生土砂等の有効活用について検討していく。	予定なし。	予定なし。	予定なし。			必要に応じて検討する。
	18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	R8年度	県・市町村	・令和元年東日本台風において浮かび上がった課題を受け、見直しを行った。	・現在指定緊急避難場所と指定避難所で対応している。応急的な避難場所の確保については今後検討していく。	・一時避難場所確保担当者や施設管理責任者等に対し、避難所開設及び運営に関する全体説明会を実施した。 ・避難所ごとに現地確認等の打合せを実施し、今後も継続して行う。	民間事業者やマンション自治会と災害時の応急的な避難場所に係る協定について協議を進めた。	・協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	町会と近隣企業との間で緊急一時避難場所に関する協力書の締結を実施していく。	洪水等が発生した場合に施設の一部を一時避難場所として提供する協定を締結。（商業施設） 今後も、協定を締結予定。	民間施設と災害時の一時避難場所としての利用について協定締結済み	洪水時の一時避難場所として、町内の大型物流倉庫業者等と協定を締結。	・ラウンドワンスタジアム、さいたま・東武池袋線と洪水時における一時避難施設の使用に関する協定を締結している。 ・立体駐車場の民間施設等と、緊急的な避難先について協定を締結している。
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,F	R8年度	市町村	・平成29年度より、広域避難が必要となる地区を対象に協定を締結したバスを使用した広域避難訓練を実施している。	地域の防災訓練を補助金の支出や出前講座の実施により支援している。 参加促進が図れるように各自主防災組織と連携し、取り組んでいく。	・一時避難場所確保担当者や施設管理責任者等に対し、避難所開設及び運営に関する全体説明会を実施した。 ・避難所ごとに現地確認等の打合せを実施し、今後も継続して行う。	現在実施している避難場運営市民防災訓練（地震想定）に水害の想定を加えられるか検討を行う。 水害リスク及び命を守る方法等を水害啓発動画としてyoutubeで配信	・自主防災組織に対し、防災訓練の実施に係る補助金を交付している。今後、協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	今後、検討していく。	市総合防災訓練（震災プロジェクト）において、小学校区の自治会、自主防災会における住民避難訓練を実施。 令和7年度から中学校区で実施しており、現在の取り組みを継続して行う。	市総合防災訓練にて、開催場周辺の地域住民が参加する避難訓練を実施しており、引き続き継続する	住民の避難訓練も含めた水害想定防災訓練の実施を検討する。	毎年、市総合防災訓練において、会場校となる拠点避難所への避難訓練を実施している。
	20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の訓練及び出水時における避難の事前の情報を共有し、より充実した取組を検討・実施	V,AD,AE	R8年度	県・市町村	・互助の要となる自主防災組織の全地区での設立、設立済みの団体には訓練やマニュアル作成などの活動支援を行っている。 ・自主防災組織の中心となる（防災士等）人物を対象とした、防災講演会を開催している。 ・自治協力団体や民生委員等を対象とした「水害時避難行動住民説明会」を開催している。	自主防災組織ごとの防災訓練を促し、互助の仕組みを強化している。	・自主防災組織連絡協議会の事業としてH6、災害時医療救護訓練への参加、協議会名簿の作成などを実施 ・越谷市との市境付近の自治会に呼びかけ、市域を超えた合同防災訓練を実施した。	・出張講座、防災訓練、自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施している。 ・その他については、協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	・地区防災計画作成に関する研修会の実施や、手引きの作成を行った。今後も計画の作成を促進していく。	市総合防災訓練（震災プロジェクト）において、小学校区自治会、自主防災会における住民避難訓練及び避難所運営訓練を実施。 令和7年度から中学校区で実施しており、現在の取り組みを継続して行う。	自主防災組織、地域包括支援センター、ケアマネジャー等を対象に、水害からの避難行動の理解促進に向けた出前講座を実施している	高齢福祉部局への情報提供を実施する。	毎年、市総合防災訓練において、地域住民や職員を含め、避難所開設運営訓練を実施している。	
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	R8年度	市町村	・自主防災組織を通じ、周知に努める。	・出前講座等でハザードマップの内容に触れ、避難のタイミングについても指導している。 ・防災リーダーを対象として図上訓練を実施した。 ・マイタイムラインの作成及び活用についても普及を進めていきたい。	小学3・4年生の社会科副読本にマイタイムライン等の防災に関する事項を掲載し、防災教育を強化している。 また、令和4年度に、防災士資格取得のための補助金制度を設立した。	令和2年度に配布したハザードマップに、タイムラインの作成例等を掲載した。 令和3年度にタイムラインを活用できるよう動画を制作した。	・協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	予定なし。	HPにマイ・タイムラインの作成を支援するページを作成した 携帯サイズの防災マニュアルブックを作成し、その中でマイ・タイムラインの作成方法を掲載し、要配慮者利用施設等に広く配布した（令和4年3月）	出前講座のメニューに「マイ・タイムラインの作成講座」を追加実施している。 また、令和3年度に作成したハザードマップを基に、マイ・タイムラインの作成方法を掲載し、ハザードマップの説明をするとともに、マイ・タイムラインの作成について説明した。	出前講座を通じ、住民に対して、マイ・タイムラインの周知を行っている。 また、ホームページにマイ・タイムライン作成動画を掲載している。	
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	R8年度	関係地整、県・市町村	・地域防災活動を担う人材の育成を行い、地域防災力を充実・強化するための市民が自己負担なく市内会場で防災士の資格取得可能な「加須市防災士養成講座」を令和5年度から実施している。 ・防災訓練を実施することによって意識啓発を行っている。 ・図上訓練や防災訓練を実施している。 ・防災士資格を取得される方に支援を行っている。（条件有り）	・防災講演会を実施することで意識啓発を行っている。 ・図上訓練や防災訓練を実施している。 ・防災士資格を取得される方に支援を行っている。（条件有り）	・1組織1名以上の防災士養成を目指し、資格取得を支援した。 ・養成した防災士の指導による防災訓練を実施した。 ・自主防災組織連絡協議会の事業として、防災士ステップアップ講座を実施した。	自主防災組織のリーダーを養成するための出前講座を実施している。 また、令和4年度に、防災士資格取得のための補助金制度を設立した。	・出張講座、防災訓練、自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施している。 ・その他については、協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	自主防災組織に対する補助金として、防災士の資格取得にかかる費用を負担する補助金の制度を実施している。	防災講演会及び減災リーダー認定講習会を実施。	自主防災組織等を対象とした防災講演会において、気象予報士等の有識者による講演を実施している	引き続き、松伏町防災リーダー認定講習会を実施していく。	地域における防災リーダーの役割を務めることができる人材の育成を定めた自主防災組織リーダー養成講座を開催している。
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施															
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関係地整、県・市町村	・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	平成31年1月に要配慮者利用施設を対象に説明会を行い、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。 また、令和4年度に、防災士資格取得のための補助金制度を設立した。	関係部署を通じて、対象施設に事例集等の情報共有を図っていく。	・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	・令和9年度に国や他県が作成するマニュアルを要配慮者利用施設管理側に配布している。 ・ホームページなどで周知を図るよう努める。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る	・国が策定した避難確保計画作成の手引きを共有している。 ・今後も国が策定した避難確保計画作成の手引きを共有していく。	
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。 元来の事例等、必要で情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村	・避難確保計画の作成を見直しを支援している。 ・避難訓練の実施及び訓練結果の報告の周知を図っている。 ・計画作成率97.8%（R8.3.1時点）	・福祉関係部局と連携し、計画の作成及び訓練の実施及び定期的な計画書の見直しを助言していく。 ・平成31年1月に説明会を行ったほか、避難確保計画作成に必要な資料の提供とホームページへの掲載、窓口等での作成相談対応等の支援を行った。また、令和2年2月に対象施設一覧を更新し、計画作成率97.8%（R8.3.1時点）を達成した。今後、避難確保計画の作成に関する支援を行う。 ・市ホームページにマニュアルや計画のひな型等を掲載しており、継続的に避難確保計画の作成の支援をしている。	関係部署と連携を図り、計画未作成の施設への作成依頼等を行っている。 また、令和4年度に、防災士資格取得のための補助金制度を設立した。	・平成30年度、関係各課によるプロジェクトチームを設け、令和3年度の取組については、関係各課による水防法に係る避難確保計画プロジェクトチーム会議を開催し、進捗状況の確認及び各課が所管する施設に対して、再度、避難確保計画の作成に関する依頼を実施。 ・市ホームページにマニュアルや計画のひな型等を掲載しており、継続的に避難確保計画の作成の支援をしている。	・要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者の避難確保計画の作成を依頼した。【平成29、令和3年度】 ・要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難確保計画や避難訓練の実施支援の検討予定。	福祉部局と連携し、要配慮者施設における避難確保計画の作成を依頼した。【平成29、令和3年度】 福祉部局と連携し、避難確保計画の策定と訓練の実施を支援する。	R2年度：対象となる施設に対して、記載例や作成の手引きを提供し簡易に作成ができるよう支援を行った。 R3年度：未作成の施設には、計画作成が義務であることの周知を行い、計画に基づく避難訓練を実施を促した	対象となる全ての要配慮者施設で避難確保計画を作成済み。 計画に基づく避難訓練の実施、報告について要配慮者利用施設に要請した。今後も引き続き、計画に基づく避難訓練を継続的に支援していく。	水防法改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務化及び避難訓練の実施について、関係課を通じて周知し、対応を依頼した。 引き続き、要配慮者利用施設における避難確保計画作成や、避難訓練の実施を推進していく。	
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用															

取組の柱		課題	目標時期	取組機関	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市			
実施する施策																	
															具体的取組		
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R2年度	市町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R2年度	市町村	-	窓口において随時ハザードマップの見方など説明を行っている。	危機管理課を問合せ窓口としている。	-	-	新たに窓口を設ける予定はなし。引続き、窓口や電話等での問い合わせに関しては、都度対応する。	専用の窓口は設置していないが、危機管理防災課を窓口とし、問い合わせは随時受け付けている。	専用の問い合わせ窓口は設置していないが、電話や窓口において、適宜、説明した。また、出前講座等で啓発した。	総務課地域安全担当を問合せ窓口としている。	実施済 ※№7同様		
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村	-	国・県管理河川とも、想定最大規模降雨に対応したハザードマップを登録済み。	現在の洪水ハザードマップを登録済み。	登録済み	-	登録している。	登録済み。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録済み	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録済み	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。		
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村	-	国管理河川に係る避難対策上の、洪水避難訓練において、住民とともに水害ハザードマップの想定を活用した広域避難訓練等を行った。 ・県管理河川については実施していない。	水害ハザードマップの情報をもとに防災訓練等の実施を検討していく。	水害ハザードマップ等を活用した防災訓練について検討していく。	-	防災訓練や出張講座時に周知、情報を発信している。 ・今後も防災訓練や出張講座を通じて防災意識の普及啓発に努める。	水害ハザードマップ等を活用した防災訓練について検討していく。	令和6年11月、住民とともに水害ハザードマップを活用した減災プロジェクトを実施した。 水害ハザードマップを活用した防災訓練を今後実施していく。	水害ハザードマップを活用した防災訓練を検討する 今後検討する。	水害ハザードマップを活用した防災訓練の実施を今後検討する。	水害ハザードマップを活用した広域避難訓練を実施した。	
(9) 浸水実績等の周知																	
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構	-	浸水実績を内水ハザードマップにて公表している。 ・引き続き実施する。	改定を行った洪水ハザードマップに、引き続き浸水実績を記載している。	ホームページや、窓口において、各災害ごとの道路冠水等の被害実績を公開している。	浸水実績をハザードマップにて公表している。	-	過去の水害状況をまとめた地図を窓口及び市のホームページで閲覧できるようにしている。	把握している浸水実績(道路冠水)を、市町村HPにおいて内水ハザードマップとして公表している。	浸水実績をハザードマップにて公表している。 把握している浸水実績を市公式HPにて公表している。 浸水被害が発生した場合は、市公式HPにて公表を行う。	浸水実績を内水ハザードマップとして公表している 今後、近年の状況を踏まえて更新する	浸水実績をハザードマップにて公表している。	浸水実績をハザードマップにて公表している。
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村	-	・企業と「地域貢献型広告に関する協定」を締結し、市内の避難場所、避難方向を示した広告を掲出している。 ・公共施設等に想定最大規模の浸水深を表示している。	・企業と「地域貢献型電柱広告に関する覚書」を締結。 公共施設等に浸水想定を表示し、周知を検討。	市内に設置している避難場所案内看板のうち、1か所を洪水関連図記号を用いた看板に更新した。	令和3年度に防災行政無線屋外拡声子局の支柱に浸水深を表示した。 令和7年3月末までに防災行政無線屋外拡声子局の支柱(45か所)、電柱(避難場所誘導看板204か所、想定浸水深看板141か所)、公民館・文化センター(6か所)に浸水深の表示を完了した。	・令和3、4年度に市内全域を対象に「河川が氾濫した場合における想定浸水深」230箇所及び「避難所への誘導」に関する標識を360箇所の合計590箇所を設置した。 ・令和6年度に市内全域を対象に「河川が氾濫した場合における想定浸水深」700箇所を追加で整備した。	・令和5年度、6年度に整備。 ・市内各所の電柱に避難所誘導看板を設置している。(令和7年度から更新予定)	電電タウングランツینگ麻城玉城支社と「避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定」を締結しており「令和2年10月、令和3年3月、令和4年3月」に、想定浸水深や避難所の避難場所等が明示されている、まちごとまるごとハザードマップ設置事業を実施した。 令和8年3月末時点では、市内の電柱に、合計131箇所設置されている。	R3年度：国管理河川である江戸川及び中川の浸水想定を基に電柱103か所と小中学校の壁面27か所に設置した。 県管理河川は、必要性について検討する。	直轄河川について実施。(電柱、公共施設壁面)	電柱に張り付ける形で設置している39箇の看板を令和2年度末に更新した。想定浸水深が3.0m以下の箇所については、標識の掲出に加えて想定浸水深と同じ高さの赤いテープを巻き付けている。また、想定浸水深が3.1m以上の箇所については、視認性の観点から標識の掲出のみとしている。 次年度更新予定。	
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中長期浸水の水害リスク情報の提供	A	R2年度	関東地整・県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(11) 防災教育の促進																	
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	R2年度	関東地整・県・市町村	-	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施している。 ・国の指導により市で作成した指導計画を、市内の全ての学校で活用している。	・国の支援により作成した指導計画を受けた場合には、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	各校の年間指導計画に反映させている。	指導計画の学校共有について、教育委員会と調整を図っていく。	-	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行う。	教育委員会と連絡調整を行い検討予定。	R29年度から市内の全小・中5年生を対象に、減災教育のため県立訓練を、H30年度から全中学2年生を対象に避難所開設訓練を実施している。今後も現在の取り組みを継続して行うよう努める。	国の支援により作成した指導計画を、市内の学校に情報共有する方向で検討する 市内各学校の教員で組織する三郷市教育研究会社会科部会及び社会科副読本編集委員会の合同研修会において、平成29年度は国土交通省三郷排水機場の視察、平成30年度は国土交通省江戸川河川事務所防災担当職員による講演を実施している	実施に向けて検討している。	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有することを検討する。
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	-	・R1, 8, 8に市立各小・中学校の教職員を対象に講習会を実施した。	・教員を対象とした講習会は実施していないため、今後その実施について検討する。	令和元年11月15日に学校関係者等の避難所運営に関係する職員91名を対象に、HIG訓練を行った。	ハザードマップを教材とした授業を実施するに伴い、防災担当の教員に対し説明会を実施している。	-	学校からの要請に応じて、教職員を対象とした出張講座を実施している。	水災害教育の実施について、教育委員会と検討予定。	一部の職員を対象に埼玉県伊豆防災インストラクターによる研修を行った。今後も対象となる教職員のニーズに合った研修を実施していく。	教職員を対象とした出前講座を行った 今後の実施について検討する	実施に向けて検討している。	毎年、防災教育講座の事前学習として、教員を対象に水害に関する講座やDIGを6校で実施している。
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	-	・出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 県管理河川についても対応できるようにしている。 ・大規模水害対策の充実を図るため、防災講演会を開催している。	・自治会等に対して、出前講座を実施している。	埼玉県リーダー養成指導員等を自主防災訓練等に派遣し、防災講演を実施している。	希望する自治会等に対し、ハザードマップを用いた講演会を毎年実施している。	-	地域の要請に応じて、出張講座や避難所開設訓練等を実施している。 ・令和2年度に市内全域を13地区に分け、洪水ハザードマップ、地蔵ハザードマップのほか、防災啓発に関する情報を1冊にまとめた「越谷市総合防災ガイドブック」の住民向け説明会を実施した。	・出前講座、市広報紙等で防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 ・出前講座、市広報紙等で防災に関しての周知を行う。	出前講座や市民まつり、公共施設でパネル展示等を行い防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 現在の取り組みを継続して行う。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している	出前講座などでマイ・タイムラインの作成、防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて、住民への周知を実施している。	住民からの依頼に応じて防災講座やハザードマップの説明会等を開催している。
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																	
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	R2年度	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引続き実施	県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	37	河川管理施設の機件状況に係る警戒情報の伝達(特に多数のダム管理からなる緊急放流に係る警戒情報)に関する基準や運用の明確化	H	R2年度	関東地整・県・水資源機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	38	ダム放流警報等の御水化や改良	AX, N	R2年度	関東地整・県・水資源機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R2年度	関東地整・県・水資源機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	R2年度	県・市町村	-	-	現在、水位周知下水道の指定予定はない。	指定について関係課と協議を行う。	現在、水位周知下水道の指定予定はない。	-	予定なし。	市内の一部下水道のみが対象となるため、現時点では指定していない 今後、担当部局と検討する	-	予定なし		
	41	洪水予測(水害タイムライン)の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	R2年度	関東地整・県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
②的確な水防活動のための取組																	
(13) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供																	
	42	水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	A1	引続き実施	市町村	利根川・渡良瀬川の水位に応じた水防団の体制については、タイムラインに基づいて市から組合、各水防区に伝達する。	水防警報等の河川水位に係る情報は、建設課または消防本部から水防団(消防団)へ電話連絡を行う。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。また、連絡体制の再確認は訓練時に行っている。	伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・令和2年度より消防団のデジタル簡易無線機の配備を進めており、令和元年度には班長以上の団員への配備が完了した。 今後については、消防団(水防団)車両用のデジタル簡易無線機の配備を進める。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・令和2年度より消防団のデジタル簡易無線機の配備を進めており、令和元年度には班長以上の団員への配備が完了した。 今後については、消防団(水防団)車両用のデジタル簡易無線機の配備を進める。	草加八潮消防組合から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団長へ電話で連絡することとしている。 今後、伝達手段について活動マニュアルの策定を検討する。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ連絡している 情報伝達の手段は電話、デジタル簡易無線等を整備している	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話等で連絡することとしている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、町から直接水防団へ電話等で連絡することとしている。	・水防計画で水位の通報について記載している。 ・消防団の各部にハイブリットIP無線機を配備している。	

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市
実施する施策															
具体的取組															
水防	43	水防団が行う河川監視の受け持ち区間や遊玩等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地整・県・市町村		水防団の団員人数等を考慮し適切な体制をとるよう計画する。また、兼任である消防団での活動を活かし伝達手段の向上を努める。		情報伝達訓練については、関係部署と検討していく。	・毎年4月に分団長会議において、消防団出動区域の確認を実施している。 また、2か月に1回の統一訓練時にデジタル簡易無線機を使用した訓練を実施している。		必要に応じて、実施を検討する。	水防活動の実施体制の見直しや伝達訓練の実施について検討する	今後検討する。	必要に応じて検討する。
	(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保														
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無断力強化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地整・県										
	(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認														
	45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AI	引続き実施	関東地整・県・市町村・地域住民	令和7年6月20日に水防団員・国・県・消防署・市が合同で重要水防箇所の点検を実施。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	黒河川については今年度未実施。 なお、利根川（大科根出張所内）については、令和元年6月10日国土交通省実施の合同点検に消防総務課が立会い、確認をしている。	職員による共同点検を実施している。 地域住民の参加について検討していく。	・重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 県が実施する重要水防箇所等の共同点検に水防団（消防団）が参加するよう検討を行う。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加し、実施している。	県が実施する重要水防箇所等の共同点検へ市職員が参加。 県が実施する重要水防箇所等の共同点検への水防団（消防団）の参加を検討する。	
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AI	出水後速やかに	県・市町村	水防計画に基づき、堤防点検を実施。	重要水防箇所の出水を確認した場合、速やかに河川管理者へ連絡を行う。	越谷県土整備事務所とのホットラインや、市職員の点検等により確認した。	出水時、職員が重要水防箇所の点検を行っている。	・出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認している。	今後、必要に応じて検討していく。	今後、確認を実施予定	出水時には災害対策本部情報班及び消防本部による水防箇所の見回りを行っている	出水時に重要水防箇所のパトロールを実施する。	今後、必要に応じて検討していく。
	47	水防資機材等の配備・確認	AI	引続き実施	関東地整・県・市町村	水防計画に基づき、各水防倉庫に配備している。水防計画で定める各倉庫別資機材の更新を行う。	水防計画に基づき、必要資機材を水防倉庫に備蓄している。 水防倉庫の維持管理を水防団に委託している。	土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管し、定期的に水防倉庫の点検を実施している。	必要な水防資機材の更新及び点検等を実施している。 引き続き必要な水防機資材の配備等を行っている。	・水防資機材等については、2箇所に配備している。 ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	土のう、ブルーシートなどを水防倉庫に分散して保管している。また、市内の道路冠水の常態化箇所の周辺の公園等に、土のうを事前配置にしている。 市内の防災倉庫等にも内排水用の可搬式排水ポンプを備蓄している。 引き続き資機材の配備に努める	水防資機材については市内3か所の水防倉庫に保管している。 資機材は毎年購入するようにしている	・水防倉庫等に分散して保管している。 ・数量について台帳で管理している。	利根川東横流域水防事務組合において水防倉庫を設置し、資機材を保管している。	
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BI	出水後速やかに	県・市町村	水防計画に基づき、各水防倉庫に配備している。水防計画で定める各倉庫別資機材の更新を行う。	-	市民への土のう配布や、避難所での毛布等の備蓄物資の提供を行った。	出水前と出水後に備蓄資材の確認を行っている。	・出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認している。	今後、必要に応じて検討していく。		土のう作成のため、土のう袋等を利用したまた、情報収集のためにライフジャケットやヘッドライト等を活用した	出水時には資機材を有効かつ迅速に活用し水防活動を実施する。	今後、活用した際に確認する。
	(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）														
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	・消防団（兼任水防団）については、自治協力団体を通じて、確保に努めている。	消防団（水防団）の募集ホームページを作成し、活動内容を紹介。常時団員募集を行っている。	水防団員の募集については、消防団員が水防団員を募集しているため、消防団員募集のポスターの掲示やイベントでのチラシの配布などPR活動を実施し、募集している。	華加八潮消防組合で消防団（水防団）のホームページを作成し、常時団員募集を行っている。 引き続き広報の充実について、華加八潮消防組合と協議していく。	・消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・越谷市独自のリーフレットを作成、市内の公共施設や商業施設等に配布し、消防団の魅力を発信、募集活動を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている	広報紙や町内等で広く消防団員（水防団員）の募集や自主防災組織、企業等の参加を促している。	ホームページ、広報、チラシ、ポスター等により消防団員の募集を行っている。	
	(17) 水防訓練の充実														
	50	水防団強化、技術の継承を目的とした広域の充実（水防団確保）、水防団での連携、協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実証的な水防訓練の実施	AK, AP	R3年度	関東地整・県・市町村	・加須市・羽生市水防事務組合主催の実証水防訓練を実施。 ・関係機関や住民等の参加による水防訓練については、今後検討。	加須市・羽生市水防事務組合主催の実証水防訓練を実施。関係機関や住民等の参加による訓練については今後検討。	黒河川については今年度未実施。 なお、消防団員（水防団員）は、令和元年5月25日江戸川水防演習を模倣した。※吉川市開催また、令和元年6月2日利根川水防訓練に参加した。	水防訓練（土のう）を実施し、地域の企業も参加している。 地域住民等の訓練参加について検討していく。	・重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。 ・水防に係る職員を対象に、防災エキスパートを講師として招き、水防訓練を実施した。	地域住民等の訓練参加について検討していく。	江戸川水防事務組合（構成団体 春日部市、松伏町、吉川市、三郷市）の水防演習に参加した。	毎年、江戸川水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。	毎年、利根川東横流域水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。	
	(18) 水防団間の連携、協力に関する検討														
	51	大規模災害に際して広域的、効率的な水防活動の実施できるよう関係者の協力関係について検討、調整	AI, AK, AI, AD, AP	R3年度	市町村	地域の建設業者等と災害時応急協定を締結している。	地域の建設業者等と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。	利根川水防事務組合及び江戸川水防事務組合の事務局と会議等で検討している。	近隣消防団（水防団）との協力について、華加八潮消防組合と協議していく。	・消防団（水防団）や自主防災組織と具体的な協力内容について検討していく。	江戸川水防事務組合を構成する春日部市、三郷市、吉川市、松伏町の消防団（消防団）と水防活動について相互支援することとしている。 近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する。	江戸川については春日部市、松伏町、吉川市と連携して水防活動を実施する 黒河川については今後、検討する	毎年、江戸川水防事務組合（三郷市、吉川市、春日部市、松伏町）において、水防訓練を実施しており、具体的な協力内容については検討していく。	利根川東横流域水防事務組合を通じて、近隣市町村消防団との連携を図っている。	
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実															
52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制、方法について検討	AI, AS	R3年度	県・市町村	利根川・渡良瀬川・荒川タイムラインを策定し、各施設管理者への連絡体制を構築した。 タイムラインについて、適宜見直しを行う。		市内の医療機関等と災害時医療体制のマニュアルを作成済み。 また、5つの医師会と合同で災害時医療救護訓練を実施した。	庁舎、災害拠点病院等については、全庁的な電子掲示板及び職員用メールシステムを活用し、情報共有を図っている。	・災害対策本部を設置する庁舎は浸水想定域に入っていないが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ浸水の影響を受けないよう対策を行っている。 ・災害拠点病院等の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	各関係機関と検討予定。	市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。	庁舎管理部局と情報を共有している	庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。 地域防災計画において、関係機関との情報伝達体制・方法を規定 災害拠点病院への情報伝達について、検討を行う。		
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実															
53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、非常用電源・非常用発電設備等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AI, AS, AT	R3年度	県・市町村	・各施設管理者が、ハザードマップ等を基に情報を把握し、対策を検討している。		市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、防災機能の向上を検討する。	本庁舎、災害拠点病院では、非常用電源を浸水しない高さに設置している。	・災害対策本部を設置する庁舎は浸水想定域に入っていないが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ浸水の影響を受けないよう対策を行っている。 ・災害拠点病院等の施設管理者に対する機能確保に関する情報共有について検討する。	対策施設：吉川市役所庁舎、（R30年5月竣工） 浸水時においても災害対応継続するため、災害対策室を3階に置き、非常用電源の確保のため、自家発電装置を庁舎屋上に設置した。	三郷市役所本庁舎：浸水想定区域にあるが、災害対策本部や自家発電装置は、浸水しない箇所に設置している 消防・防災総合庁舎：三郷市役所本庁舎が被災した場合の代替施設として機能するが、災害対策本部は消防防災総合庁舎の3階に設置し、自家発電装置は屋上に設置している	・対策施設：松伏町役場庁舎 災害対策本部は浸水しない2階に置き、非常用電源設備を浸水想定深より高くして設置した。	市庁舎の非常用電源を高所に設置済み。 災害拠点病院の情報を共有し、対策の検討を行う。		
③冠水の排水、浸水被害軽減に関する取組															
(21) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有															
54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AI	引続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	・水防資機材は水防事務組合で保有するほか、県の水防計画に基づき、県土整備事務所の水防資機材、国土交通省が有する水防資機材について情報を共有している。 ・国土交通省が所有する排水ポンプ車等災害対策車両を有事の際に依頼する。	市内に排水ポンプ施設を12か所ある。 可搬式の排水ポンプを2台所有している。	・市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	市内各所に排水ポンプを設置済み。	・水防資機材等については、2箇所に配備している。	・市内に排水ポンプ施設が31箇所（県の施設を含む）ある。 ・市内排水施設（1箇所）について、排水能力の増強を予定している。	大型可搬式排水ポンプを4台所有している。 市内に排水ポンプ施設が3箇所ある。 可搬式の排水ポンプの設置箇所について検討を行う。	市内各所に排水ポンプを設置済み 県管理河川については大堀川上流排水機場及び大堀川下流排水機場が存在し、有事の際の操作について、市職員が操作を委託されている	・可搬式排水ポンプを4台所有している。 ・市内に排水ポンプ施設が5箇所ある。	可搬式排水ポンプ及び排水ポンプ施設を配備済み	
55	排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化	AK	R3年度	関東地整・県・市町村・水資源機構		各排水ポンプ施設は水位による自動運転・稼働状況は随時監視しており、故障等発生した場合はメールで職員に通知	・雨水ポンプ場の自動運転化を進めており、稼働状況をクラウド上で確認できるよう整備を進めている。 ・遠避基準については近隣河川の水位情報を参考にしているが、明確な基準は設定していない。	今後、検討していく。	・排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化している。	関係機関と協議しつつ検討していく。	排水機場の遠隔操作は、セキュリティの脆弱性や費用対効果の観点から計画していない。 排水機場からの職員遠達等については、河川管理者からの指示により遠避する。	必要性について検討する。	遠隔操作化は予定なし。 排水施設は水位による稼働設定を行っており、水位上昇前に市職員と関係業者による確認を行っているため、増水時には現場にいない。		
(22) 浸水被害軽減地区の指定															
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データやヒストリカルシミュレーション結果）を関係機関に提供	AI	必要に応じて	県											

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市			
実施する施策																			
具体的取組																			
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理署間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。		必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	必要に応じて、隣接する自治体と浸水被害軽減に向けた検討を行っていく。	・予定なし。	予定なし。	浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う	予定なし	浸水被害軽減地区について情報提供があれば指定の検討を行う。			
		(23)出水後の対応																	
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	・関係部署と連携を図り、迅速な被災状況の把握に努める。	・関係部署と連携を図り、迅速な被災状況の把握に努める。	関係課との調整や調査の手法・方針等について情報共有を徹底する。	災害情報共有システムを活用し、迅速化を図っている。	・協議会等の場において情報を共有し、被災状況調査の効率的な実施を図る。	・関係部署と連携して、被災状況調査の迅速化に努める。	地盤高の低い一部の排水機場については、電気設備を上階に設置することでリスクを低減している。	関係部局と連携し早急な情報収集に努めている	被災状況調査の体制及びマニュアル等の整備を検討する。	・台風の上陸が予想されるときは災害対策本部員で事前に会議し、職員体制の確認等を行う。 ・積極的に国や県の制度を活用する（TEC-FORCEなど）。			
		59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台													
		■ハード対策の主な取組																	
④河川管理施設の整備等に関する事項																			
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																			
		60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AW, BA, BB, BE	引続き実施	県													
		61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	国・県・市町村													
		62	多動の家畜や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河堤掘削）	BA	引続き実施	県													
		63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	R8年度	県・市町村		現在ストックマネジメント計画に基づいて耐震化・長寿命化を進めているため、実施予定はない。	関係課と協議を行う。	・耐水化計画策定済			既存の施設は浸水による機能停止リスクが低い場所に設置しているが、更なるリスク低減策について検討する	浸水リスクについて調査する。					
		64	土砂・流水崩壊効果の高い造堤型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県													
		65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村		・関係機関と情報の共有を図り、円滑な水防活動に努める。	河川防災ステーションの設置について、検討していく必要がある。	・水防時に市の本庁舎に設置される本部との情報共有を行っている。			・現在、江戸川河川事務所が吉川市河川防災ステーションの整備を進めている。 ・その敷地内において、吉川市が水防センターの整備を検討している（規模、設置する諸室及び河川防災ステーションを含めた平時の利活用など）。			現時点予定なし。			
		(24)危機管理型ハード対策																	
				66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県											
				(25)排水機場の耐水化の検討															
						67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	R8年度	県									

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	
実施する施策																	
具体的取組																	
■ソフト対策の主な取組																	
①円滑かつ迅速な避難のための取組																	
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																	
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村	受領者(市長)が得た情報により、直ちに水防本部へ報告し、防災行政無線、SNS、テレビ埼玉データ放送等、利用可能な手段を用いて、市民等に直ちにとるべき行動や避難情報を周知する。	ホットラインの情報活用について検討する。	・ホットライン情報の効果的な活用について検討していく	防災訓練等で活用できないか検討する。	防災訓練等で活用できないか検討する。							
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)																	
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,N,R	R8年度	県・市町村・気象台	実施予定なし。	実施に向け検討する。	実施予定なし	他機関の対応も含めやタイムラインの作成を検討する。	各機関の連携体制を整備するため、杉戸町に関連する河川の多機関連携型タイムラインを作成した。							
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,M	毎年	協議会全体	実践的な訓練について、関係機関との調整を含め検討していく。	・タイムラインを活用した洪水対応訓練を検討する。	・タイムラインを作成後、水害タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	タイムラインを作成したため、来年度以降の防災訓練での実施を検討する。	タイムラインを作成し、それに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練が実施できるよう検討する。	・洪水対応演習を実施。 ・関係機関との流域タイムラインを活用し、訓練内容を充実させ、継続的に実施する。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	地域防災計画の見直しを行う際には、発令基準等の見直しを検討する。	・地域防災計画で避難指示等の発令基準を記載している。 ・タイムラインの内容を検証し、必要があれば見直しをする。	・水防法改正に伴い、発令基準や警戒レベルを反映したタイムラインを作成した。	地域防災計画の見直しを行う際には、発令基準等の見直しを検討する。	避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを行い、地域防災計画等修正した。							
	5	マイ・タイムライン(避難行動計画)の作成・普及啓発	R	R8年度	関係地区・気象台・県・市町村	マイ・タイムラインの周知と作成について、HPや広報はすだ、洪水ハザードマップで周知している。	市内の小・中学生に対して、マイタイムラインの授業を実施した。 自主防災組織を対象として、マイタイムラインの普及啓発を行った。	マイ・タイムラインの作成について、HP上で周知している。	町独自で実施する防災防犯マスター講座にてマイタイムライン作成講座を開催した。自主防災組織の会長を対象にマイタイムライン作成講座を実施した。	自主防災組織の防災訓練や町で行う防災講座にて、マイ・タイムラインの普及啓発を実施した。	・出前講座や水防学校等において普及啓発を実施中。		・出前講座等において普及啓発を実施中。	・学校や自治体、企業、福祉会等の要望に応じて出前講座を実施。	・出前講座等において普及啓発を実施中。	・出前講座等において普及啓発を実施中。	
(3) 水害危険性の周知促進																	
	6	水位周知用川の拡大及び運用	K	R8年度	県												
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地区・気象台・県・市町村	危機管理課にて対応している。	くらし防災課が問い合わせ窓口として、対応している。	安心安全課防災担当において問い合わせがあった場合に窓口対応している。	くらし安全課危機管理担当にて、住民から相談があった場合など窓口対応している。	ハザードマップの見方や水害に関する問い合わせについて、危機管理課において対応している。	・災害情報普及支援室を設置済。	災害情報普及支援室を設置済み		災害情報普及支援室を設置済み	防災対策課を問い合わせ窓口とする。		
(4) ICTを活用した洪水情報の提供																	
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	R8年度	県												
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒線の現象」等の改善	N,Q,Q	引続き実施	気象台												
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引続き実施	市町村	・固定系防災行政無線システム(デジタル化済)の更新を令和7・8年度で実施中。その中で防災行政無線音声聴取区域の解消のため、全拡声子局に高性能スピーカーの設置と、音声出力の増強を行う。 ・他情報配信手段は、市ホームページ、登録制メール、防災行政無線確認ダイヤルを整備済。更にSNSを活用した情報配信手段を構築中。	・避難指示等を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急通報メール、アラート、SNSにより広報を行う。 ・対象地区の区長に連絡をし、関係地域内の全ての人に伝わるように伝達する。 ・自主防災組織や自治会、消防団との協力、連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知徹底を防ぐ。 ・防災行政無線を聞き逃した場合に、放送内容を確認できるようにメール配信サービスの登録を推進する。	・令和3年8月、戸別受信機を導入した。対象者は、要支援者名簿に該当する市民。 ・平成28年度、防災行政無線のデジタル化再整備により、メール配信やSNS等の他の情報伝達手段との連携を強化した他、テレホンサービスを導入した。	防災行政無線、X、メール配信サービス、LINEを活用している。	避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。							
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地区・県・市町村	・災害協定等により、テレビ埼玉を通じて情報発信が行えるように体制を整備している。 ・緊急通報メール・アラートの運用を行っている。 ・NHK全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。		災害協定により、災害時に地元メディアを通じて情報発信を行うこととしている。	実施(地元メディア)なし。	災害協定等により、災害時に地元メディアを通じて情報発信が行えるように体制を整備している。	・事務所としては実施予定無し。	・事務所としては実施予定無し。			高崎河川国道事務所単独での連携は予定なし	・事務所としては実施予定無し。	
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																	
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,O	R8年度	関係地区・県・水資源機構												

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	
実施する施策																	
具体的取組																	
		13	避難行動に繋がるダムの放送情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,O	R8年度	関係地整、県・市町村、水資源機構	・河川管理者からの連絡に基づき、避難情報等の発令決定を行う。 ・河川水位情報に注視し、避難情報を速やかに発令する。		・国、県河川は「埼玉洪水防計画」に明記された河川水位情報等と警戒レベルを活用する。	河川水位情報等を避難情報発令等の参考にする。		・河川水位情報等の通知は実施済。今後、内容・タイミング等について改善を検討し、引き続き実施。 ・WEBラインの体制構築を進めている。					
		14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地整、県・市町村	・災害協定等により、テレビ埼玉を通じて情報発信が行えるように体制を整備している。 ・緊急連絡メール・シェアートの運用を行っている。 ・NHK全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。	災害協定により、災害時の地元メディアを通じて情報発信を行うこととしている。	実施（地元メディア）なし。	災害協定等により、災害時に地元メディアを通じて情報発信が行えるように体制を整備している。	・事務所としては実施予定無し。	・事務所としては実施予定無し。		高崎河川国道事務所単独での連携は予定なし	・事務所としては実施無し。		
	(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等																
		15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V,N,X,AE	引続き実施	市町村	・東京電力タワナプランニング埼玉総支社と「地域貢献型広告に関する協定」を締結し、電柱巻広告に最寄りの避難場所・避難経路について掲示。 ・古くなった市内避難所の看板の改修を行った。	・指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 ・避難経路については住民各自が事前に確認しておくよう啓発していく。 ・体験型避難所開設訓練を実施。	・令和3年度は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を関係課を通じて対象施設へ通知した。 ・平成28年度は、企業との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。	避難所として、公共施設や学校等を指定している。（広域避難を含む。）なお、避難経路については、指定の予定なし。	指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 避難経路についての指定予定なし						
		16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や避難体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S,T,U,V,X,AG	必要に応じて	関係地整、県・市町村	・「災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定」久喜市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町、春日部市と締結している。 ・「災害時の避難所相互利用に関する協定書」を上尾市、伊奈町、さいたま市と締結している。 ・「災害時における相互応援に関する協定」を東京都北区と締結している。	・災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、一時収容施設として他市町村の施設提供を要請する。 ・「災害時における相互応援に関する協定」を上尾市、伊奈町、さいたま市と締結している。	・近隣市町で構成する東部中央都市連絡協議会及び田園都市づくり協議会において構成市町と相互応援及び避難所相互利用の協定を締結している。	避難所については、近隣市町で構成する協議会の協定書に基づき、協定市町の住民は、協定市町が指定する避難所の相互利用ができるようになっている。	利根川中流4県境「広域避難協議会」にて、対応実施済。	県協議会における広域避難体制の構築を支援していく。	市町避難所の浸水深、収容人数について調査し、直轄減災対策協議会において共有している。	県・神流川の減災対策協議会において、広域避難体制の構築を支援していく。	現状の広域避難検討状況把握や今後の広域避難検討に対するニーズ把握を行い、情報共有資料の検討・整理を行った。		
		17	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関係地整、県・市町村、水資源機構	・避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要に応じて、河川管理者と連携した効果的な避難場所等の整備を検討する。	・必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	・市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	
		18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	R8年度	県・市町村	・敷地や建物の一時的避難場所利用のため、複数の事業所と協定を締結している。	・市指定の避難場所の確保について、検討を進める。 ・令和7年2月に県営権現堂公園の2号、3号、4号公園を指定緊急避難場所に指定した。	・調査、検討していく。	地区の集会所や神社・寺などが応急的な避難場所にできないか検討する。令和5年度に民間企業と協定を結び、緊急時の避難場所として使用できるようにした。	予定なし						
		19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,F	R8年度	市町村	市民や自主防災組織に対し、継続して防災意識を高めるための周知啓発を行う。 また、自主防災組織が行う防災訓練に補助金を交付し、訓練の活性化を促している。	・区長会や自主防災組織等を通じての周知や広報紙による参加呼び掛けを実施している。	・職員、自主防災組織、行政区、避難所運営職員を対象に、風水害を想定した避難所開設訓練を実施した。	防災訓練を町規模で1度の開催ではなく地区ごとの小さい単位で実施している。訓練が地元で実施されることで災害時の実効性向上を期待するとともに、参加のハードルが下がることで地域住民の参加率向上を期待している。	自主防災組織を通じて、参加を促した。						
		20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における支障の事例の情報を共有し、より充実した訓練を模索・調整	V,AD,AE	R8年度	県・市町村	・自主防災組織の新規設立を支援し、新規設立した自主防災組織には、補助金を交付し、併せて防災資機材整備する場合は設立時のみ補助率を高くした補助金を交付している。 ・自主防災協議協議会活動や各自主防災組織を継続支援し、自主防災組織の災害に対する互助意識の啓発と、災害対応能力の維持を進めている。	・地域での自主防災活動を支援するとともに、講話等により意識啓発を図る。	・市主催の防災訓練の中で自主防災組織の避難誘導訓練を実施した。 ・職員、自主防災組織、行政区、避難所運営職員を対象に、地震を想定した避難所開設訓練を実施した。	地域での自主防災活動を支援するとともに、講話等により意識啓発を図る。	他市町における事例を参考に対応予定						
		21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	R8年度	市町村	・市HPや洪水ハザードマップ等を利用し、マイ・タイムラインの作成や、災害に対する自助意識の啓発を進めている。	・訓練や防災講話などで、「マイ・タイムライン」を広報し、作成を促している。	・広報紙に簡易的なタイムラインを掲載したほか、改訂作業中のハザードマップにマイ・タイムラインを掲載した。	各地区の訓練や研修時に、「マイタイムライン」の策定を促している。また他課と共同して個別避難計画の作成者増加を目指している。	他市町における事例を参考に対応予定						
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	R8年度	関係地整、県・市町村	・「自主防災組織リーダー養成講座」を継続して開催し、地域における防災力を高めることができる人材を育成している。 ・防災士資格取得支援事業を継続し、災害時に共助活動の中核となる防災士資格取得者の増員に努めている。	・自主防災組織の活動を支援し、防災士資格取得を進める。	・令和6年度は、講師に依頼し、市内の自主防災組織役員、防災士、防災リーダーを対象として防災講演会を実施した。	町主催の防災マスター講座を実施している。また防災士の資格取得の案内なども行っている。	防災士の資格取得支援等（職員及び自主防災組織への補助金）	専門家等の派遣について専門リスト作成済、専門家派遣について要請があった場合には支援していく。	国土交通省において、住民避難の取組支援の実績を有する専門リストを作成済、専門家の派遣について要請があった場合には支援していく。	減災協議会において検討を進める		減災協議会において検討を進める。		
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																	
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関係地整、県・市町村	・内閣府のWEB説明会等、「避難行動要支援者に係る個別避難計画作成モデル事業ポータルサイト」を開発し周知し、情報共有している。	・国が策定した避難確保計画作成の手引きを共有している。 ・今後も国が策定した避難確保計画作成の手引きを共有していく。 ・体験型避難所開設訓練を実施。	・要配慮者施設に対して避難行動計画の策定及び訓練の実施を呼びかけを行った。	要配慮施設を所管する担当課の方で、対応内容を検討している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	川越市、茨城県取手市における要配慮者施設避難計画講習会実施済。利根川上流減災対策協議会において4都県2市区町へ情報提供済み。 令和元年11月29日に千葉県野田市において開催した「「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた説明会」の開催について、江戸川、中川・渡良瀬川減災協議会構成員に情報提供済み。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）を、江戸川河川事務所管内4都県2市区町へ情報提供済み。 令和元年11月29日に千葉県野田市において開催した「「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた説明会」の開催について、江戸川、中川・渡良瀬川減災協議会構成員に情報提供済み。	構成員が実施した「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた説明会」の情報を、渡良瀬川減災協議会構成員において共有している。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）について、島・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の幹事会等において情報共有を図る。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。平成30年11月に避難確保計画作成協議会を川越市で実施した。令和2年度に坂戸市、東松山市、川島町、令和3年度に川口市において、避難確保計画作成支援を実施。		
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。必要に応じた事例集、必要情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村	・避難確保計画を作成した全ての要配慮者利用施設について、必要に応じて計画更新に対する助言や、必要な情報提供を、関係課と協力し進めている。	・要配慮者利用施設において避難確保計画の作成について支援した。 ・引き続き、要配慮者利用施設において避難確保計画の作成について支援する。	・要配慮者施設に対して避難行動計画の策定及び訓練の実施を呼びかけを行った。	要配慮施設を所管する担当課で定期的な会議を行い、個別避難計画作成者の増加を目指している。	要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言する。 福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。							
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																	

取組の柱 実施する施策			課題	目標時期	取組機関	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所
具体的取組															
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R8年度	市町村	令和7年3月に洪水ハザードマップを最新情報に更新し、HPや広報誌で周知する他、転入者に配布する他、市内の各付属機関窓口に常置している。	ハザードマップの作成の際に全戸世帯に配布した。また、市民課及びくらし防災課窓口にて配布している他、市内公共施設に設置している。市HPにおいても掲載されている。	・他市町村における優良事例を参考に、洪水ハザードマップの作成、周知及び訓練等の改善を検討する。 ・自主防災組織、小中学校での出前講座により、啓蒙活動を実施	令和2年度に水害ハザードマップについても改定した。	洪水ハザードマップを令和2年度改定 他市町における優良事例を参考に、周知及び訓練方法の改善を検討する。					
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R8年度	市町村		くらし防災課を窓口としている。	安心安全課で対応している。	くらし安全課危機管理担当にて、住民から相談があった場合など窓口対応している。	ハザードマップの見方や水害に関する問い合わせについて、危機管理課において対応している。				災害情報普及支援室を設置済み	
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村	登録済。	登録済	・想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを登録している。	登録済み。	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録する予定。					
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村	自治会や自主防災組織が実施する、防災訓練等に洪水ハザードマップを必要に応じて提供し、ハザードマップの周知と自助・共助意識の啓発を行っている。	水害ハザードマップを活用した防災訓練の検討を行う。	・洪水ハザードマップを活用した出前講座を実施している。	実施内容を検討していく。	水害ハザードマップを活用した防災講演等を実施した。					
(9) 浸水実績等の周知															
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構	利根川、小山川、荒川に中川流域を加えた洪水ハザードマップを令和7年3月に作成した他、平成3年以降の浸水履歴を明示し、住民に周知している。	浸水実績をハザードマップにて公表している。	・浸水実績をハザードマップに掲載している。	町ホームページで浸水実績図を公開している。	把握している浸水実績を、市町村HPにおいて公表					
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村	整備自治体に対する調査を、必要が生じたら実施する。	・令和5年度に10か所、令和6年度に公共施設30か所、電柱51か所に想定浸水深表示板を設置した。 ・今後、まるごとまちごとハザードマップの拡充を検討していく。 ・東電と「地域貢献型広告に関する協定」を締結しているため、避難場所の案内看板を増やしていく。	・令和6年度は、実績なし。今後も、国、県の動向を確認しつつ、対応する。 ・企業との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。 【平成28年度】	企業と「地域貢献型広告」に関する協定を締結し、町内の避難場所を示している。	令和2年度、既存の看板更新及び新規設置					
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中流階級の水害リスク情報の提供	A	R8年度	関東地整・県						・流域治水協議会において、情報提供済み。多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（現況河道、短期河道）は事務所HPにて掲載している。	多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（現況河道、短期河道）は事務所HPにて掲載している。	・流域治水協議会において、情報提供済み。多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（現況河道、短期河道）は事務所HPにて掲載している。	・必要により、防災部局や災害情報普及支援室を通して情報提供・情報交換を実施していく予定。	
(11) 防災教育の促進															
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	R8年度	関東地整・県・市町村	各学校で国の指導計画をもとに防災に関わる指導計画を策定している。	・国の支援により作成した指導計画を、市内全ての対象となる学校に情報共有する。	・国の指導により作成した指導計画を、市内全ての対象となる学校に情報共有する予定。	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有することを検討する。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	群馬県板倉町をモデルに作成した指導計画について、利根川上流域減災対策協議会を通じて、情報共有済み。教職員向けの水防災教育ポータルを整備し、防災教育資料を策定。利根川上流域減災対策協議会を通じて沼川市町への共有を実施。	埼玉県で作成した支援ツールは、現場での使い勝手に問題があるとのご意見をいただいたため、教科書及び副読本の分析を実施し、その結果に対して、実現場での使い勝手に主眼を置いた支援副教材作成に方針転換を図った。実現場の使い勝手を三郷市及び沼川市教育委員会経由で小学校教諭の方にアンケート調査を実施した。	作成された指導計画について、協議会を通じて学校へ情報共有を図る。	・作成した指導計画（支援した内容、それらをもとに学校側で作成した資料など）について、県の協議会と連携して全ての学校へ情報共有を図るとしてきたが、江戸川河川事務所が作成した学習指導計画等を情報共有し、市町村河川・防災部局に対し、教育関係部局への情報提供や協力をお願いしている。と河川砂防課から伺っているため、当事務所は本項目について、対象外とする。	作成された指導計画について、協議会を通じて学校へ情報共有を図る。
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	国土交通省の「防災教育ポータルサイト」を教育委員会を通じて周知。	・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでいる。 ・引き続き、小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでいく。	・校長会、教諭会等の際に防災に関する情報提供を行っている。	要望に応じて、出前講座を実施する。	要望に応じて、出前講座等実施する。	・利根川上流域減災対策協議会にて、教職員指導計画を共有済み。 ・教職員向けの水防災教育ポータルを整備し、防災教育資料の策定を実施。利根川上流域減災対策協議会において共有済み。	吉川市、三郷市の小学校教諭の方のアンケートをもとに作成した防災教育の学習支援副教材（動画・参考資料）を東部教育事務所を經由し、管内の教育委員会へ配布をお願いした。R8年度の2学期に該当単元が実施されるため、吉川市、三郷市教育委員会経由で、吉川市、三郷市の小学校での利用実態を把握するためのアンケートを実施予定。	協議会を通じて支援していく。	教職員を対象とした講習会を要望に応じて関係機関と連携し、実施していく。	埼玉県内の社会科教職員を対象とした講習会を平成31年度に実施。今後も関係機関と連携し、実施していく。
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	・自主防災組織に対し埼玉県イッモ防災インストラクターによる災害対策講習を実施。 ・市内指定避難所13か所（小学校8、中学校5）において、自治会、自主防災組織、学校、市職員に対して、備蓄品の見方・使い方及び防災倉庫備蓄品の説明等を実施。	・出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 ・引き続き、出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施していく。	・洪水時の避難方法等について、自主防災会等に対して出前講座を実施。	要望に応じて、出前講座を実施する。今年度も複数回の出前講座を実施している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施した。	・学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施していく。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化															
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	R8年度	県										
	36	河川監視カメラの拡充	G, AH	引続き実施	県										
	37	河川管理施設の現状状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理からの緊急状況に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	R8年度	関東地整・県・水資源機構										
	38	ダム放流警報等の数値化や改良	AX, N	R8年度	関東地整・県・水資源機構										
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R8年度	関東地整・県・水資源機構										
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	R8年度	県・市町村	予定なし		・国、県の動向と併せ、所管課を情報共有する。	関係部署と協力して指定していく。	予定なし					
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	R8年度	関東地整・県						・洪水予測や水防警報の発表による対応実施済み。 ・WEBラインの体制構築を進めている。	洪水予測の発令やポータルライン（視覚認識システム等）による避難指示等の発令支援の体制を構築している。			
2. 的確な水防活動のための取組															
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供															
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	A1	引続き実施	市町村	消防団が水防業務を兼務し、伝達確認や実施は、一斉メール、各分団長への連絡網を活用している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・メールで連絡することとしている。	・令和3年度は、無線、メールの他、団長、副分団長、分団長にはSNSによる連絡手段を設けた。 ・消防団活動マニュアルを作成し、水防警報等の河川水位に係る情報は、市から直接消防団へ連絡することとしている。	消防団については、移動系防災行政無線で情報交換ができる体制を整えている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・メールで連絡することとしている。					

取組の柱 実施する施策			課題	目標時期	取組機関	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所
具体的取組															
	43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や堤防等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	A1	必要に応じて	関係地盤・ 県・市町村			必要に応じて検討する。	令和3年度には町主催の避難所開設訓練にて無線機を使用した情報伝達訓練を実施した。今後も訓練について検討する。	—	・重要水防箇所や危険箇所の情報提供を行うとともに、出水期前には共同点検を実施している。	・重要水防箇所や危険箇所の情報提供を行うとともに、出水期前には合同点検を実施している。		重要水防箇所や危険箇所の情報提供を行うとともに、出水期前には共同点検を実施。	
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保															
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無断力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係地盤・県						未定	未定	施設ワークの無断力ワーク化の検討・設計（施設の老朽化の解消とともに操作員の省人化）	要望に応じて情報提供可能	未定
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認															
	45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	継続き実施	関係地盤・ 県・市町村・ 地域住民	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・重要水防箇所等について水防団（消防団）と情報共有していく。	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加し、実施している。	杉戸県土整備事務所と実施。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。					
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	・重要水防箇所等について消防団と情報共有していく。	・水防事務所等との連携により確認する。	・越水等なし。	台風19号通過後に実施。	事後速やかに実施予定					
	47	水防資機材等の配備・確認	AM	継続き実施	関係地盤・ 県・市町村	市・各消防団にライフジャケットを配備する他、河川氾濫が予想される分団にはボートを配備、計3分団3隻ある。今後も、水防資機材の整備と運用訓練を進めていく。	・利根川東横流域水防事務所組合において水防倉庫を3箇所設置し、資機材を保管している。	・定期的に職員が土のうを作成し、必要な数量を確保するよう管理している。	市内の土木事業者と連携し、土のうのストックを常に確保している。	土のう、縄、シートなどを水防団の水防倉庫に分散して保管している。資機材点検も実施している。	・必要な資材を配備中であり、配備状況については、洪水対策計画書により利根川上流水防部会で情報共有を行っている。	水防資機材等の配備状況については、洪水対策計画書により、江戸川水防部会等で情報共有を行っている。	水防資機材等については、洪水対策計画書等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。	水防資機材等については、洪水対策計画書等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。	水防資機材等については、洪水対策計画書等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	災害発生時に、水防本部、消防署、消防団等の活動により使用した備蓄資材について、復興段階で状況が安定したら、使用状況を把握する。	・水防事務所等との連携により確認する。	・土のうの配布を行い、避難所においては毛布等を活用した。	台風19号通過後に実施済み。今後も事後速やかに実施予定。	事後速やかに実施予定					
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）															
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	継続き実施	市町村	市HPや広報等で、消防団の募集や、自主防災組織等の活動を周知し、活動に参加する方に対する理解と協力を求める。	・市のホームページや広報紙で消防団（水防団）の組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・市ホームページに消防団に関する項目を作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・担当課窓口にて消防団啓発品を配布している。	庁舎内にポスターを掲示するとともに、窓口にてチラシ、広告付きティッシュを配架し、団員の募集に努めている。	消防団（水防団）のホームページやポスター等を掲示し、常時団員募集を行っている。					
(17) 水防訓練の充実															
	50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AK, AP	令和年度	関係地盤・ 県・市町村	令和6年度は防災フェアを開催し、水災害への備えについてPRを実施。 令和7年度も防災フェアを3月22日に開催し、国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所の協力も得て、降雨体感車等による住民参加訓練を実施した。	・毎年、利根川東横流域水防事務所組合が実施する水防訓練に参加している。	・市総合防災訓練等において水防に関する訓練の実施を検討する。	—	毎年、利根川水防事務所組合が実施する水防訓練に参加している。					
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討															
	51	大規模氾濫に対して広域的、効果的な水防活動の実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AM, AL, AD, AP	令和年度	市町村	近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、指揮本部にて協議の上、管轄する近隣消防へ連絡を取り合うこととしている。	・利根川東横流域水防事務所組合が中心となって、近隣の消防団（水防団）との連絡、情報共有できるようになっている。	・近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する予定。	必要に応じて近隣の消防団（消防団）と連携できるように、随時町と消防団でも連絡をとれる体制をとる。	近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。					
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実															
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AM, AS	令和年度	県・市町村	災害拠点となる市役所及び消防署は、両施設とも浸水想定区域外。また、防災行政無線放送については消防署からも発信することができる。		・市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。	庁舎については、各課で情報を共有できるポータルサイトを整備している。なお、災害拠点病院については、所管となる保健センターを通じて情報の共有を図る予定。	町庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。					
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実															
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、非常用電源の活用・非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AM, AS, AT	令和年度	県・市町村	市役所敷地は浸水想定区域外。非常用電源は庁舎屋上にあった設備に代わり、令和5年度、同じ敷地の別棟に更新設備を設置している。		・対象施設：白岡市役所庁舎 市役所庁舎に隣接する生涯学習施設の屋上に72時間使用可能な非常用発電設備を設置。	庁舎及び災害拠点病院とも、非常用電源対策を実施している。	対象施設：町夜場庁舎 非常用電源を浸水しない高さに設置している。					
③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組															
(21) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有															
	54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	継続き実施	関係地盤・ 県・市町村・ 水資源機構	排水対策部署は継続して排水施設等の点検・確認を実施し、情報を危機管理部署と共有する。	・市内に排水ポンプ施設が23箇所ある。	・市内に排水ポンプ施設が2箇所ある。	市内に排水機場が1箇所ある。地域防災計画に記載し、情報共有を図っている。	可搬式排水ポンプを2台所有している。	HP及び洪水対策計画書により共有済	HP及び洪水対策計画書により共有済	国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL： http://www.mlit.go.jp/river/bousai/sch-1sc/pdf/TEC-FORCE.pdf	水害リスク情報、氾濫の施設・機材については、水防連絡部会、洪水対策計画書、共同点検等で情報共有を行っている。	HP及び洪水対策計画書により共有済
	55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	令和年度	関係地盤・ 県・市町村・ 水資源機構	排水路側の設定水位による自動稼働機能を有し、排水機場の稼働状況が把握できる。	—	・調査、検討していく。	—	他市町における事例を参考に検討する。					排水機場の遠隔操作化について対策済み。また、遠隔基準についても作成済み。
(22) 浸水被害軽減地区の指定															
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県										

取組の柱 実施する施策					課題	目標時期	取組機関	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	
	具体的取組																	
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理委員で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	浸水被害軽減地区について情報提供があれば指定の検討を行う。							
		(23)出水後の対応																
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	出水時に、水防本部において、災害対応活動実施した部署や、消防署、消防団、市民等からの情報集約を実施していくように努める。	職員による浸水時調査班をあらかじめ編成し、迅速に調査を行う。	調査、検討していく。	台風19号通過後に冠水地区の調査を実施。今後は関係各課とも協力して実施。	調査、検討していく。							
		59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台												
■ハード対策の主な取組																		
④河川管理施設の整備等に関する事項																		
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																		
	60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AW, BA, BB, BE	引続き実施	県													
	61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・県・市町村													
	62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河堤掘削）	BA	引続き実施	県													
	63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	R8年度	県・市町村	排水ポンプ場に対する止水板等の防水対策を、実施可能な範囲で実施している。	災害時における職員出動体制を確保しており、今後もリスク軽減措置について研究を進める。	調査、検討していく。	担当課の方で対応。	調査、検討していく。								
	64	土砂・流水崩壊効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県													
	65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の得るな水防活動等、活用方を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村	予定なし。	実施予定なし。	近隣の羽生市や加須市の河川防災ステーションについて情報共有や現地視察等を検討し、活用方法を考える。										
(24)危機管理型ハード対策																		
	66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県													
(25)排水機場の耐水化の検討																		
	67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	R8年度	県													

取組の柱		課題	目標時期	取組機関	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	（独）水資源機構 利根導水総合管理所	（独）水資源機構 利根川上流総合管理所 （下久保ダム管理所）	（独）水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
実施する施策	取組の柱										
	具体的取組										
■ソフト対策の主な取組											
①円滑かつ迅速な避難のための取組											
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供											
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村						
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）											
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	R8年度	県・市町村・気象台						多機関連携型タイムラインの作成について検討する。
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,A,F	毎年	協議会全体	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。 ・荒川下流域水防災タイムライン（流域タイムライン）の運用、訓練、見直しを適宜実施。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・訓練の実施時に必要に応じた助言等を行う。 ・水防管理者が実施する訓練に協力する。	・国の洪水予報伝達演習に毎年参加している。 ・他機関と連携した洪水対応演習を毎年実施している。 ・令和4年度に策定した武蔵水路内水排除中止タイムラインに基づいて、関係機関と連動した内水排除情報伝達訓練を洪水対応演習と併せ実施している。	・国の洪水予報伝達演習に毎年参加している。 ・他機関と連携したダムの洪水対応演習を毎年実施している。	国・市町村などと共に、洪水情報伝達訓練を毎年実施している。 タイムラインを活用して、他機関と連携した洪水情報伝達訓練を行う。
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台		・タイムラインの見直し等において、必要に応じた助言等を行う。 洪水対応訓練等で明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直しを必要に応じて行う。 ・自治体からのタイムラインや避難情報の判断基準の見直しの照会や自治体との意見交換を通じて、必要に応じて洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び6時間先までの流域雨量指数の予測値や土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の利活用を促進した。 ・避難指示等発令の判断基準等の見直し等について必要に応じた助言等を実施した。				「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成例」を作成し、市町村へ周知している。 また、国の改正に合わせて更新を実施している。 ・市町村における水害対応タイムラインの見直し支援を行う。 ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成例」を必要に応じて改正し、市町村へ周知を行っている。
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	R8年度	関係地盤・気象台・県・市町村	・地域の防災イベントでマイ・タイムラインの作成・普及啓発を実施。		・台風・豪雨等から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を自ら学んでいただけるように学習教材（eラーニング）を気象庁HPにて提供しており、必要に応じた支援を行う。 ・市町村が住民向けに作成したマイタイムラインに係るパンフレットの内容について必要に応じた助言等を実施した。			マイ・タイムライン作成についての説明や事前に確認すべき事項をまとめた防災マニュアルブックを発行している。
(3) 水害危険性の周知促進											
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	R8年度	県						・洪水予報河川として4河川、水位周知河川として14河川を指定済み ・水位周知河川への新規指定や指定区間の延伸を検討中。
	7	ハザードマップの良方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地盤・気象台・県・市町村	洪水浸水想定区域図、3D洪水ハザードマップ等を事務所HPに掲載し、担当窓口も併せて掲載している。	・防災気象情報の解説用パンフレットを気象台内に継続的に設置している				・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。 ・河川砂防課HPにて問い合わせ先を記載しており、不動産業者や県内市町村等からの質問に対応している。
(4) ICT を活用した洪水情報の提供											
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	R8年度	県						水位周知河川における洪水情報のアラートを活用した提供、洪水予報河川における洪水予報のプッシュ型配信を運用している。
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	N,Q,Q	引続き実施	気象台		○危険度が高まる時間帯や危険度分布など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努める。 ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ（令和4年6月1日～） ・キキクル（危険度分布）の「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合（令和4年6月30日～） ・大雨特別警報（浸水害）の指標改善（令和4年6月30日～） ・大雨警報（浸水害）、洪水警報注意報の基準変更（令和4年5月26日～） ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表（令和4年6月13日～） ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけの運用について、新たに府県単位での呼びかけを開始（令和6年5月27日～） ・大雨警報（浸水害）、洪水警報注意報の基準変更（令和6年5月23日）。 ・埼玉県と共同で発表する指定河川洪水予報（中川中流部、元荒川、新方川、大落古利根川：令和7年3月25日、入間川中流部：令和7年5月29日）の運用開始。 ・指定河川洪水予報の運用開始に伴う関係自治体の洪水警報注意報の基準変更（令和7年3月25日、令和7年5月29日）				
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引続き実施	市町村						
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関係地盤・県・市町村	今後、実施予定。	コミュニティ放送局「ちびぶエフエム」との間で「災害情報の放送に関する協定」を締結しており、洪水時におけるダム操作等についての情報発信で連携している。				・緊急連絡メール・アラートの運用を行っている。 ・Yahoo!1webページへ河川監視カメラ映像を提供している。 ・NHK全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実											
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,O	R8年度	関係地盤・県・水資源機構	R,Z出水期より東進に向け検討中 毎年出水開始において、防災説明会を実施。			・防災操作説明会において、ダムの操作に関する説明会を毎年実施している。 ・貯水池状況（流入量、放流量、貯水位、貯水量等）をウェブサ	・防災説明会において、ダムの操作に関する説明の実施 ・事務所ホームページにおいて、リアルタイムダム操作状況の配信。	・埼玉県川の防災情報（ウェブサイト）において貯水池状況（流入量、放流量、貯水位、貯水量等）を配信

取組の柱		課題	目標時期	取組機関	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	（独）水資源機構 利根導水総合管理所	（独）水資源機構 利根川上流総合管理所 （下久保ダム管理所）	（独）水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県	
実施する施策												
具体的取組												
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,O	R8年度	関東地整・ 県・市町村・ 水資源機構		今後、実施予定。			・放流通知文の見直しを実施した。【令和7年度】（組織改編に伴い発信機関等の変更） ・異常洪水時防災操作移行時の通知時間「1時間及び3時間」に加え、必要に応じて事前の情報提供を行う。	・必要に応じて放流通知文の見直しを実施。 ・異常洪水時防災操作移行時の通知時間「1時間及び3時間」に加え、必要に応じて事前の情報提供を行う。 ・事務所ホームページにおいて、リアルタイムダム操作状況の配信。	・異常洪水時防災操作移行時の通知時間「1時間及び3時間」に加え、必要に応じて事前の情報提供を行う。 ・情報発信手段の再確認を実施（県HP、防災情報メール、SNS）
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	R8年度	関東地整・ 県・市町村		今後、実施予定。	コミュニティFM放送局「ちちぶエフエム」との間で「災害情報の放送に関する協定」を締結しており、洪水時におけるダム操作等についての情報発信で連携している。				・緊急連絡メール・アラートの運用を行っている。 ・YAHOO!webページへ河川監視カメラ映像を提供している。 ・NHK全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等												
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V,N,X,AE	引続き実施	市町村							
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や避難体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S,T,U,V,AG	必要に応じて	関東地整・ 県・市町村		・要請に応じて、関係各機関の広域避難検討会等に参画し、必要な支援を行う。	直轄協議会における検討結果を踏まえ、県協議会における広域避難体制の構築を支援していく。				広域避難所の確保のため、関係する県の協力が必要となる事態に備え、市町と一緒に協議を行うなどの支援を行っている。市町村の広域避難所の確保のための必要な支援を行っている。
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整・ 県・市町村・ 水資源機構		市区から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	県、市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、協力体制を確保する。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、ダムの貯水池内から撤去した堆積土砂や工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。
	18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	R8年度	県・市町村							取組事例の共有を随時行っていく。
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,F	R8年度	市町村							
	20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における要配慮者の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整	V,AD,AE	R8年度	県・市町村							
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	R8年度	市町村							
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	R8年度	関東地整・ 県・市町村			実施を検討中				県内消防学校へ講師として毎年水防に関する講習を行っている。
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施												
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関東地整・ 県・市町村		要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。 要配慮者利用施設における避難確保計画作成を支援する映像手引きを公表する。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。				要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す。先導的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村							要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施【平成28年度】対象となる全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成・避難訓練の実施がなされるよう、関係機関と協力して施設管理者に促していく。国・川越市・県の合同で要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施【平成30年度】。市町村ごとに避難確保計画のひな型を作成し配布している【令和3年度】
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用												

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	（独）水資源機構 利根導水総合管理所	（独）水資源機構 利根川上流総合管理所 （下久保ダム管理所）	（独）水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
実施する施策													
具体的取組													
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R8年度	市町村								
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R8年度	市町村								
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村								
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村								
	(9) 浸水実績等の周知												
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構		内水排除に伴う監視等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には関係機関に情報提供を行う。	ダムでの放流警報巡視時等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には、関係機関に情報提供を行う。	ダムでの放流警報巡視時等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には、関係機関に情報提供を行う。	・浸水想定区域図を市町村に提供する。・洪水予報河川・水位周知河川の区間外における主要洪水時の浸水実績について、関係市町村に提供する。			
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村								
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高頻度の水害リスク情報の提供	A	R8年度	関係地盤・県	多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（現況河道、短期河道）は事務所HPにて掲載している。						中高頻度の水害リスク情報図（県管理河川）を作成中。	
	(11) 防災教育の促進												
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	R8年度	関係地盤・県・市町村	市区が作成した指導計画について、教育施設を含めた関係機関に情報共有を図る。	作成された指導計画について、協議会を通じて学校へ情報共有を図る。						江戸川河川事務所の指導により作成された指導計画を各市町村と情報共有。今後も、指導計画が作成されたら情報共有を図る。
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	教育委員会と連携し、教職員を対象とした防災安全講習を実施していく。	平成30年8月28日（火）さいたま市の教職員など約20名を対象に水資源機構（滝沢ダム、浦山ダム）と合同で「気象キャスターと学ぶ防災教室＆治水施設見学」を開催した。	防災教育の支援のため防災情報の利活用等についての講習を実施する。 ・「学校安全総合支援事業」第1回推進委員会において、防災情報の利活用について講演した（令和4年7月1日） ・吉川市の小中学校安全担当教諭を対象とした吉川市教育委員会による学校安全アドバイザーの出前講座を実施した（令和6年10月18日）。 ・防災教育の支援のため防災情報の利活用等についての講習を継続的に実施（令和7年度：3回）。	・平成31年2月、副読本「わたしたちのまち行田」改訂編集委員会と武蔵水路内水排除について研修会を実施。 ・令和2年3月31日に副読本「わたしたちのまち行田」が改訂発行され、武蔵水路の内水排除が追記された。	学校からの申し込みに応じて、教職員を対象とした講習を実施している。	学校からの申し込みに応じて、教職員を対象と講習会の実施	要望に応じて出前講座を実施。	
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引続き実施	協議会全体	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	出水期前に「放流通報会議」にて幼稚園、小学校、中学校の教諭に対して実施している。	学校、自治体、要配慮者利用施設、自治会等へ防災情報の利活用等について出前講座等を活用した講習を実施する。 ・深谷市社会福祉協議会の災害ボランティア養成講座で気象と災害に備える講演をした。また、小中学生を対象に天気と災害に備える講演などを行った（令和4年7月22日、小中学生対象は7月29日）。 ・本庄東高等学校附属中学校にて、「天気のお話」を講演した（令和4年9月27日）。 ・気象防災ワークショップ（埼玉県版シナリオ）を県と共催または気象台単独で実施した（令和4年度：3回、令和5年度：2回、令和6年度：5回、令和7年度：2回）。 ・浸水想定区域内の小中学校等で出前講座を実施（熊谷市立石原小学校：令和6年5月29日、県立越谷西特別支援学校松伏分校：令和6年5月29日）。 （※令和7年度は、令和7年度版「わたしたちのまち行田」が改訂発行され、武蔵水路の内水排除が追記された。）	・鴻巣市や行田市のイベントに参加し、パネル展示等により事業概要や内水排除操作を説明している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座・現地見学を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座・現地見学を実施。	要望に応じて出前講座を実施。	
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化													
35	危機管理型水位計の拡充	G, A0	R8年度	県									河川管理者として河川を管理する上で監視が必要な箇所に、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置を行っていく。
36	河川監視用カメラの拡充	G, A0	引続き実施	県									河川管理者として河川を管理する上で監視が必要な箇所に、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置を行っていく。
37	河川管理施設の機件状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急放流に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	R8年度	関係地盤・県・水資源機構	関係機関と連携し、実施中 また、毎年出水期前に防災説明会を実施し、通知文について説明を行っている。					・防災説明会において、ダム放流通知文に関する説明会を毎年実施している。 ・貯水池状況（流入量、放流量、貯水位、貯水量等）をウェブサイトで情報発信していく。	防災説明会において、ダム放流通知文に関する説明会を実施。	・埼玉県川の防災情報（ウェブサイト）において、貯水池状況（流入量、放流量、貯水位、貯水量等）を配信	
38	ダム放流警報等の数値化や改良	AX, N	R8年度	関係地盤・県・水資源機構		R2年度に対策の必要箇所の抽出し、順次改良を実施。R4年度に完了済				放流警報局告の緊急効果音、放送内容の変更をした【令和元年度】	堤内地向けサイレン・スピーカーの増設と異常洪水時防災操作（非常用洪水吐きからの越流含む）時のスピーカー音声への緊急効果音の追加を実施。【令和元年度】		
39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R8年度	関係地盤・県・水資源機構		治水協定に伴う事前放流実施要領を策定【令和2年度】			令和元年台風19号に伴う内水排除中止を踏まえ、内水排除の機能向上を図るため操作方法の見直し等を実施【令和2年度】	治水協定に伴う事前放流実施要領を策定した【令和2年度】	治水協定に伴う事前放流実施要領を策定【令和2年度】	・治水協定に伴う事前放流実施要領を策定【令和2年度】	
40	水位周知下水道の指定	AX, N	R8年度	県・市町村									
41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	R8年度	関係地盤・県									国の支川洪水予測の活用を検討する。
2.的確な水防活動のための取組													
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供													
42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	A1	引続き実施	市町村									

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	(独) 水資源機構 利根導水総合管理所	(独) 水資源機構 利根川上流総合管理所 (下久保ダム管理所)	(独) 水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
実施する施策												
具体的取組												
②水防体制の強化	43	水防団が行う河川監視の受け持ち区間や巡検等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地整・ 県・市町村							
	(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保											
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の無能力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地整・ 県	未定						
	(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認											
	45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	関東地整・ 県・市町村・ 地域住民							毎年、管内市町村と重要水防施設の共同点検を実施している。
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村							
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引続き実施	関東地整・ 県・市町村	水防資機材等については、洪水対策計画書等により、水防連絡会等で情報共有を行っている。	水防資機材等については、洪水対策計画書等により、水防連絡部会等で情報共有を行う。				・県内に県管理水防倉庫を17箇所設置し、資機材の整備・確認を行っている。 ・水防計画に基づき、水防資材の補充を随時行っている。	
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BI	出水後速やかに	県・市町村							・水防計画に基づき、水防資材の補充を随時行っている。
	(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）											
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村							
③冠氾水の排水、浸水被害軽減に関する取組	(17) 水防訓練の充実											
	50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	昭和年度	関東地整・ 県・市町村							・毎年、水防技術講習会へ参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う水防訓練、講習会へ参加している。 ・消防学校に対し、水防に関する講習、水防工法の実施講習を行っている。 ・第71回利根川水系連合・総合水防演習を開催し、県内全市町村に演習開催の案内を行った。
	(18) 水防団間での連携、協力に関する検討											
④水防体制の強化	51	大規模災害に対して広域的、効果的な水防活動の実現できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	BI, AH, AIK, AD, AP	昭和年度	市町村							
	(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実											
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	昭和年度	県・市町村							想定最大規模の洪水浸水想定区域図の浸水深・浸水継続時間を関係機関に情報共有している。
⑤水防体制の強化	(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実											
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、非常時や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AR, AS, AT	昭和年度	県・市町村							想定最大規模の洪水浸水想定区域図の浸水深・浸水継続時間を関係機関に情報共有している。
	③冠氾水の排水、浸水被害軽減に関する取組											
⑥水防体制の強化	(21) 排水施設、排水資機材に関する情報の共有											
	54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関東地整・ 県・市町村・ 水資源機構	水害リスク情報、現況の施設機材については、洪水対策計画書等により、水防連絡会等で情報共有を行っている。 参考URL： http://www.mlit.go.jp/river/honsai/ech-tec/pdf/TEC-FORCE.pdf	関東ブロックの水機構所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。 参考URL： https://www.water.go.jp/honsya/honsya/torikumi/support/support.html	関東ブロックの水機構所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。	関東ブロックの水機構所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。	埼玉県水防計画に県所有の水防資器材、県内市町村所有の水防資器材の情報を掲載し共有している。 ・埼玉県川の防災情報ホームページにおいて、県内の雨量及び水位、河川監視カメラの画像をリアルタイムで提供		
	55	排水機場の遠隔操作化、遠達基準の明確化	AX	昭和年度	関東地整・ 県・市町村・ 水資源機構	排水機場の遠隔操作化について対策済み。また、遠達基準についても作成済み。	対象無し	事業所から遠隔操作で糠田排水機場のポンプ操作が可能。	対象施設なし		・内水排水機場（18施設）の遠隔化を実施中	
⑦水防体制の強化	(22) 浸水被害軽減地区の指定											
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや浸シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県							浸水エリア拡大を抑制する効果があると予想される地形等の情報を把握した場合には、地元市町村への情報提供を適宜行っていく。

取組の柱 実施する施策		課題	目標時期	取組機関	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	（独）水資源機構 利根導水総合管理所	（独）水資源機構 利根川上流総合管理所 （下久保ダム管理所）	（独）水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理委員会で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組み	AV	必要に応じて	市町村					
		(23)出水後の対応									
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村					
		59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台		令和元年台風第19号による堤防の決壊等の被災状況を考慮し、10月18日に県内全市町村を対象に洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げて運用。令和2年3月18日通常基準に戻す。			
■ハード対策の主な取組											
④河川管理施設の整備等に関する事項											
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策											
		60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AW, BA, BB, BE	引き続き実施	県					
		61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	国・県・市町村					
		62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河堤掘削）	BA	引き続き実施	県					
		63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村					
		64	土砂・流水掘削効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引き続き実施	県					
		65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の得意な水防活動等、活用方を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村					水防資器材の保管場所等として活用されている。必要に応じて更なる活用を検討する。
(24)危機管理型ハード対策											
		66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引き続き実施	県					堤防にコンクリートブロック、透水シート、ドレーン工等を設置することにより、災害に対して粘り強い河川整備を行っている。引き続き、河川の整備状況や点検結果、背後地の利用状況等を踏まえて検討を行う。
		(25)排水機場の耐水化の検討									
		67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県					・浸水時においても排水活動を継続するための排水機場の耐水化に向けた検討を行う。